

第八十五回

委員の異動

補欠選任

田 英夫君

補欠選任

補欠選任

田原 武雄君

降矢 敬雄君

1

会豆恋太邛身

本邦各ノ良友

岡田 玄君

林
道君

片岡 勝治君

井上
計君

源田 実君

田原 武雄君

塚田十一郎君

成相 善十君

林
寬子君

原文兵衛君

降矢 敬雄君

堀江 正夫君

川村 清一君

野田哲君

防衛施設庁総務部長	奥山 正也君
防衛施設庁施設部長	高島 正一君
法務省刑事局長	伊藤 榮樹君
大蔵政務次官	井上 吉夫君
事務局側 常任委員会専門員	首藤 俊彦君
説明員	
外務省アメリカ局外務参事官	北村 汎君
外務省国際連合局社会課長	小西 芳三君
大蔵省主計局給与課長	日吉 章君
文部省初等中等教育局審議官	高石 邦男君
自治大臣官房参事官	野村 誠一君
自治省行政局公務員部給与課長	石山 努君
自治省税務局企画課長	津田 正君

- る請願(第二八号外四件)
- 元号法制化促進に関する請願(第一〇三号)
- 靖国神社公式参拝実現反対に関する請願(第一〇五号)
- 有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願(第一三一号外三六件)
- 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第二四四号)
- 元滿鉄派遣陸軍軍政要員の身分改善に関する請願(第六五六号)
- 旧軍人一時恩給の格差是正に関する請願(第一一六八号外一件)
- 幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手当支給に関する請願(第一一七六号外六件)
- 旧軍人等の遺族の特例扶助料引上げに関する請願(第一二三七号)
- 同和对策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する請願(第一二三九号)
- 旧陸海軍従軍看護婦に対する軍人恩給並みの年金給付等に関する請願(第一四〇一号)
- 国家公務員の積雪寒冷地手当の級地引上げに関する請願(第一五八四号)
- 継続調査要求に関する件
- 委員派遣承認要求に関する件
- 委員長(松垣徳太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
- 同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
- まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲村総理府総務長官。
- 国務大臣(稲村佐近四郎君) ただいま議題となりました同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容

を御説明申し上げます。

政府におきましては、昭和四十四年に制定されました同和对策事業特別措置法に基づき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等を図るため、当該地域について行われる同和对策事業に対して必要な特別の措置を講じてきたところであります。

しかしながら、昭和五十年全国同和地区調査により把握したいわゆる物的事業にかかわる必要事業量が昭和五十四年度以降も相当量見込まれますので、政府といたしましては、同和対策事業に対して必要な特別の措置を引き続き講ずる必要があると考え、この法律案を作成し提案した次第であります。

その内容は、昭和五十四年三月三十一日に効力を失うことになっております同和对策事業特別措置法の有効期限を昭和五十七年三月三十一日まで三年間延長しようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松垣徳太郎君) 以上で説明の聴取は終
わりました。

本案に対する質疑は後刻に譲ることとしたしま
す。

○委員長(松垣徳太郎君) 一般職の職員との給与に
関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職
員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及
び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以
上三案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○山崎昇君 いま議題になりました給与法について、きわめて短い時間でありますから精力的に聞きたいと思いますが、その前に一点だけ防衛庁長

官にひとつ聞いておきたいと思うんですが、この国会が終われば自民党の内部では総裁公選に本格的に入ると思う。これは野党といわず国民といわず、やがて総理大臣を選ぶことでありますから、勢い関心を持たざるを得ない。どの人がどういう政策をとるかはきわめて重大な問題でないかと思うんです。

そこで、少しおたくの方に立ち入ったことで私も気が重いんですが、あなたは田中派に属して総裁公選では大平さんを支持する側じゃないかと、こう伝えられているんですが、そのとおり理解していいですか、ます。

○國務大臣(金丸信君) なかなかむずかしい御質問でございますが、私は政治は国民のためにあるというところでございますから、国民のためになることを自民党自体が選ぶべきであつて、派閥的とか人とかというような考え方では選ぶということとは、これはいけないという私は考え方だから、日本のためになる人を選びたい、こう考えます。

○山崎昇君 私は派閥の問題に入るつもりで言っているんじゃない。ただ、最近、いろいろ立候補される方々の政策というのがちらほら新聞に出てくる。そこであなたは派閥に云々というお話がありました。聞くとところによれば、田中派に属して田中派としては大平さんでやるんだと報道されるものだから、勢い私どもは推定で言えばあなたは大平さんを将来総理大臣にしたいという考え方でこれから動くんじゃないだろうか、そういう推定です。

そこで、その上に立つて物を言えば、大平さんは有事立法については要らないと、こういう政策を出されました。自衛隊法のいまの規定で十分だという報道がなされました。もしそういう方をあなたが総裁として総理大臣にすることならば、当然あなたの考え方も有事立法については必ば、当然あなたの考え方も有事立法については必要がないんだと、いまの自衛隊法で十分なんだという考え方には私は政策でいうならばならざるを得ないんじゃないかと思うものだから、この一点だけあなたの信念として私はまず聞いておきたいと

思う。

○国務大臣(金丸信君) 大平さんのおっしゃっておることも、いわゆる自衛隊法というものは非常にりにりっぱにでき上がつておるといふ考え方でおるわけですから、私もそういう考え方については同じでありますし、さりとて、じゃ福田総理が有事立法に対して大平さんとえらい違った考え方を持っておるか、私は同じ考え方を持っておると思ふんですが、言葉の使い方等にニュアンスのとり方等もあつて、いろいろとる向きもあると思うんですが、私の考え方と福田総理の考え方は何ら変つておるところはないと考えます。

たとえて言えば、いわゆる奇襲の問題につきましても私は奇襲というものはあり得ないと、こういう考え方で、あり得ないようにすることも政治であるという私は考え方を持っておるんですが、世論の中に奇襲というものもあるかも知らぬということでありますから、民主主義のこの日本の国であるというのであるならば、そういうこともひび

とつあるならば研究してみたらどうだということであって、私自体はあり得ないようにするという考え方、またシビリアンコントロールという立場から言えば、いわゆる総理の権限を一つでも外すということとは、シビリアンコントロールにもとるという考え方 私は持っているわけであるが、それと総裁選挙がえらいニュアンスが格段に違っておるといふ、そういうことですから、私はいま山崎先生のおっしゃっておられることは多分金丸は大平幹事長だろうというようにお話が、向きがあ

るようでありますが、私は日本のためになる、国民のためになる、こういふ人を選ぶことが私は政治家としてやる道だ、こう考えておるわけであります。

○山崎昇君 この問題はここでそう論ずる問題じやありませんから、私は深入りするつもりはありません。しかし、一連の言動等から言えば、あなた自身もいまの自衛隊法で十分対処していけるんだ、そういう考え方で今後進むんであらう、こうだ、そうして理解をしておきたいと思うのです。

そこで、本題の給与問題に入りたいと思います
が、人事院総裁にまずお聞きます。

いまだ一番これから問題になりますのは、五十四年度予算編成をめぐる一体五十三年度と同じように給与予算というものをある程度見込んで編成をするのかということが一つのポイントになってくると思います。そこで、人事院としてはどうお考えになるのか、まず聞いておきたい。

（政府委員（藤井貞夫君） 給与改善費の先組みの問題でございますが、これは一部新聞等に報道されましたことからいろいろ論議を呼んでおるようでございますが、衆議院でもこういう観点から御質疑もございましたが、そのときに大蔵省から御答へておりましたように、まだこれは大蔵省としても別に決めておることじゃないということを言

っておりました。私もいまの段階ではそういうことではないかと思っております。人事院としての決断ということになりまして、これはやはり方針が決められた段階でどう思うかというふうに相なりますれば、これは私は私なりの考えがございまいますから、申し上げるにやぶさかではございませんが、いまのところまだ決まっておることではないということですから、そういう前提のもとに私が

いろいろな申し上げることはかえっていろいろな物議を醸すことになると思いますので、差し控えさせていただきます。と思っています。

ただ、人事院の立場といたしましては勧告を出すということになりまして、それに対してやはり元々実施していただくということが一番の眼目で

○山崎昇君　総務長官、どうしますか。

○国務大臣(稻村佐近四郎君) いま人事院総裁が答えられましたように、これは財政当局の問題でございまして、財政当局がやはり先食いをしておきでございまして、いろいろな財政情勢から考慮されたり、あるいはまたそのときの経済の推移というか、情勢というものを大きく私は考えなければならぬのじゃないか、こういうふうに考えております。問題は財政当局の問題でございまして、どういふ形になるか、こういう問題については確たる御返事を申し上げるというわけにはまいらぬと思ひます。

○山崎昇君 それじゃ大蔵当局どうなりますか。
○政府委員(井上吉夫君) 来年度予算に從來どおり五%の給与改善費を計上するかどうかにつきましては、今後の経済情勢の推移も含めまして諸般の事情を総合的に勘案して慎重に検討してまいりたいというぐあいに考えております。まだどういふぐあいにするかということについては全く結論を出しておりませんし、いま申し上げましたような諸条件を総合的に検討して結論を出さないうぐあいに考えておるところでございまして、どうですか。

○山崎昇君 いま三人の答えで共通して一致しているのは、完全実施はそれは守るのにはたてまえですからそれは当然だと思ひます。そこで、それに要する費用について五十三年度同様の措置をとるかということとは、財政問題でもちろんあることは承知してはいます。しかし、私はなぜこの点をお聞きするかという、これは前に主計局長やられました橋口さんの著書であります、これによりまして、大蔵省は十月一日からすでに予算査定に入っている、そしてこれによるといふと査定権は神聖であつて侵すべからざるものだといふのが、この大蔵省の鉄則になつていふやうですね、憲法になつていふやうであります。その中でも、ほとんど予算の九割五分近くは主計局並びに主計局次長あるいは主計局長のもとでもうでさう上がつてしまふ。後で調整財源を幾らか公開をしてやるやうにはなつておりますが、実際は大蔵当局によつて

予算案というのがもうつくり上げられてしまふ。そう考えますと、すでに予算査定に入つていふわけでありまして、当然人事院についても、この点については人事院の希望としては、やはり五十三年度同様にやつてもらいたいという趣旨があつてしかるべきではないだらうか。総務長官もまた公務員労働者に対して安心感を与えるというなら、当然それらのことについては総務長官としての見解を出すべきではないか、私はこう思ふんです。

それから、大蔵はもちろんですからやるわけでありまして、いま申し上げましたやうな事情からいへば、当然これはもう早晩決定されちゃう、そういういま段階にあると私も考えるがゆえに、第一にこれ取り上げていふわけなんです、もう一遍ひとつ人事院総裁、きちんとしたあなたの見解なら見解出してもらいたい、総務長官も閣議でやるならやるといふやうにやつてもらいたい、受ける大蔵も当然予算査定に入つていふんだから、その点については考慮するんならする、そういう答弁は願ひたいと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻申し上げましたやうに、人事院といつたし主計の主張なり願望といふのは、勧告が出された以上はこれを完全に実施してもらいたいといふこととございまして、幸いにしてこの点は四十五年以来完全実施というルールが敷かれて、これはひとつ軌道に乗つておるといふことでございまして、それと先組みの問題といふものは直接のつながりはないわけでございます。

ただし、山崎先生もよく御承知でございますやうに、完全実施がなされなかつた時代がございまして、その段階でやはり一歩でも二歩でも前進をさせたいといふことで、人事院といつたし主計といふのは、やはり予算の先組みといふやうなことをやることとが完全実施の前提として、これ一歩進める一つのてこ入れになるんじゃないかといふやうなことから、それを主張いたし願ひしたという時代がござ

います。そういうことと、要するに総合予算という大蔵省のたてまえとそれが合致して、ああいうやうな先例が引かれたのではないかといふやうに私自身は考えております。

そういう意味がございまして、恐らくこれは望ましいことかどうかと言われれば、私の考え方を恐らくは御了解いただけるんじゃないかと思ひますが、要するにいまや完全実施といふものは軌道に乗つておると、そのことが予算の先組みいかんの問題によつて作用される、左右されるということとは私は考えておりませんし、そうあつては絶対ならない、そういう強い決意を持つておるといふことははっきり申し上げていいと思ひます。

○山崎昇君 総務長官どうですか。

○国務大臣(稻村佐近四郎君) いま人事院総裁が答えられましたように、総理府としては人事院の勧告を尊重する、完全実施をする、こういうたてまえをとつております。そういうやうな関係から、いま予算の査定中であるからまだ決定までに多少時間があると思ひますけれども、私はこれが計上されようと思ひます、人事院の勧告を完全実施する、こういうたてまえになつておりますので、山崎さんの御意見は御意見としてよくわかるわけでございますが、やはり財政当局、経済の推移、いろいろございまして、こういふやうな問題は財政当局として私は考えてもらふ必要があるのではないか、こういうやうに思つております。

○山崎昇君 どうですか、重ねて財政当局。

○政府委員(井上吉夫君) ただいま人事院総裁あるいは総務長官からお話ございましたが、先ほど申し上げましたやうに、五十四年度の給与改善費を従来どおりの形で計上するかどうかといふ問題についてはこれから先十分検討してまいりたいと思ひますが、人事院総裁が申し上げましたやうに、四十五年以降は必ずと勧告が完全実施されてきた。そういう流れについては十分尊重してまいりたいと思ひますが、先ほど人事院総裁からの答えにありましたやうに、あらかじめ

め計上することによつて、いわば保証するといふ、そういう安心感を与えるといふ意味合いと同時に、御承知のとおり当初予算に五%の給与改善費を計上いたしましたのは、完全実施の前四十四、五年のころからずっとかなり高率の給与アップがあつた、そういうこともありまして、まづそこを補正で措置されるということになります。という、補正要因の金額はかなり大幅なものになるという側面もあつて、あらかじめ五%を計上したという経緯もあつたのではないかと考えるわけでありまして、したがって、先ほど申し上げましたやうに、経済情勢の推移等を考慮しながら、五十四年度どういふやうな対応をするかということについては、人事院勧告を従来から尊重してまいりましたたてまえを前提に置きながら具体的な答を今後の検討によつて決定してまいりたい、こういうぐあいに考えております。

○山崎昇君 いまお三人から答弁ありまして、人事院勧告はもう完全実施いたしますと、これはもう事実だし、コンセンサスですからこれ以上触れません。あとはなるほど技術論であります、しかし私は、たとえはここの勧告一つとてみて最低だと言われても、定昇等入れますといふと五・五%ぐらゐになる、したがって、来年以降どう見通すかはまだこれからでありますからわかりませんが、そういう点等を考えますと、最低でもそういう状況等を考えると当然国家公務員法二十八条の二項に基づいて勧告が出るということとはもう予想されないうぐあいに思ひます。

いふ私どもの考え方です。だから、そういう意味で言ふならば、当然大蔵省はそれに対応するやうに、これから予算査定もあるわけでありまして、ひとつ前進策をとつてもらうやうに、五十三年度同様の措置をとるやうに強く私はこれ要望をしておきたいと思ひます。

それから、できるだけ共通点を先にお尋ねいたしますが、次に人事院にお聞きをして、おきまします、実は人事院で調査いたしました資料を私はもらいましたところが、国家公務員の長期の病欠者

というのが大変多い。この資料によりますという年間大体二千五百人ばかり休んでおられるわけなんです。これは後で概要を説明したいと思ひますが、私時間がいっぱいなので私の方で申し上げておるわけですが、これをずっと読みますという

と、年齢によって多少病気の順位はありますけれども、一致して起きている病気の順位はありますけれども、大半である。多少年齢によって違ふ点は、循環器系統が一番になったり二番になったりしますが、二番目は大体循環器系統になる。特に一番注目しな

きやありませんのは、二十歳代三十歳代で神経系統及び感覚器の疾患というのが多い。これが第一位を占めておる。一体これはどういふ原因があるんだらうか。これに対して人事院はどういふこれから措置をしようというのか。あわせて人事行政やっております総務長官も、一体この長期病欠者、約二千五百人でありますが、これに対してどういふふうな人事管理上やっておりますか。というのか。私は、これは余りいい言葉ではありませんが、こ

としは勧告が低くてかなり給与予算が余つた、国費で大体七百六十億ぐらい余ることになっておるわけでありますが、五十四年度と関連して職員厚生福利というのについて大蔵省はどう見解をとるのか、特にこの病欠者との関係で健康管理についてどう考えるのか、三人からお答え願ひたい。

○政府委員(金井八郎君) 人事院は、昭和三十九年度から職員の健康管理対策の一環といたしまして公務員の死因調査を行つてきましたけれども、なお健康管理を充実させるという観点で昭和五十年から、いま先生御指摘の長期病休者の実態調査を始めたわけでございます。まだ二回はどしか行

われないわけでございますけれども、年齢階層別に消化器系の疾患と、それから循環器系の疾患の長期病休者の数を見ますと、確かに若干の差は年度によってございますけれども、職員十万人に對します長期病休者の率を見ますとほとんど差はございせん。多少差はございせんけれども、まだ前に申しましたように二回程度の調査でござ

いますので、もう少し調査を重ねないとこの間の傾向を論ずることがむづかしいのではないかとこのうふうに感じております。

それから、これら循環器系あるいは消化器系の疾患に對します対策と申しますか、これにつきましては、胃の検査それから肝機能の検査、血圧の測定、尿の検査等の健康診断を実施し、あるいは成人病管理研究会を開催いたしまして、各省庁の健康管理課あるいは健康増進課に對しまして、もこれらに對する対処の方策等をいろいろお話し申し上げておるわけでございます。こういう点を今後とも総理府とも御相談しながらさらに充実さしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、若年層に精神障害の者が多いという御指摘でございますが、これは確かにそういう傾向がございます。昭和五十一年度の長期病休者の実態調査結果によりますと、職員十万人に對しまして精神障害による長期病休者の率は、二十代で十万人に對しまして二十六・一、三十代で二十四・一ということになっております。これを四十代で見ますと十八・八、五十代では六・一ということとで、若年層に精神障害が多くなつてい

ることがはつきり出ております。これは、若年層に精神分裂症を中心とした精神障害の発現の頻度というものが一般に高いという傾向にあるわけでございます。国家公務員の場合もこの傾向があらわれたものというふうに見ております。人事院といたしましては精神障害対策の重要性は承知してございまして、精神衛生につきましましては各省庁のやはり健康管理担当者等を集めて、これに關する研修などを行つて対策を講じておりますけれども、今後ともその点について充実させてい

きたいというふうに考えております。

○政府委員(菅野弘夫君) お答え申し上げます。規則關係は人事院でござい申し上げますけれども、総理府といたしましては各省の調整という立場もござい申し上げます。従来から厚生あるいは福利という關係につきましても、たとえば各省の厚生課長會議でござい申し上げますと、あるいは人事課長會議を通じて

ましてその充実のために実行上の措置としてもいろいろ相談をしまつてまいつてるところでございます。たとえばそういう予算にいたしまして、先生十分御存じのとおり前は一人三百円であつたと思ひますが、そういうのからスタートいたしまして現在年間一人三千七百円というふうな予算にふくれ上がるように、これも各省でい言ひました課長會議を通じて統一をいたしまして、大蔵省の方にも御要求を申し上げて逐年ふやしてきているところでございます。その中でも特に健康診断といふものについては力を入れてまいつて、そういう予算の多くを健康診断の方に割くということをしてございまして、今後ともそういう意味で各省を通じて職員健康あるいは福利という面について十分力を尽くしていきたいというふうに存じております。

○説明員(日吉重君) お答え申し上げます。職員の保健、厚生なり福利關係につきましましては直接的な実態につきましましては私も直接的には掌握いたしてございせんが、ただいま人事院、人事局から御答弁がございましたように、それぞれにおきまして職員の実態を掌握されていらつしやいますので、そういう形で特に人事局が各省庁の実態をまとめられて、それに対して予算上しかるべき措置が必要だということでありまして、人事局の方から御要求を受けまして、私どもの方で人事局とも相談の上しかるべき予算を計上しては、ただいま人事局長からもお話し申し上げましたように逐年充実を図つてきているつもりでございます。

○山崎昇君 この問題は行政機構論なり、あるいは定数論の問題とも関連してまいります。業務と定数の關係もこれは当然関連してきますから、改めて總論的な議論をしてみたいと思ひますが、いま答弁ありましたけれども、一般的に若い者が精神分裂症だといふお話がありました。しかし、公務員の中で特に二十歳、三十歳代が精神障害が

多いといふ分析をどうわれわれしたらい

いのだらうか。やっぱり職場環境等がストレスがたまると、あるいはその他の不満が高まる、そういう職場環境にあるのではないかと、これは私の推定です。したがつてその点について人事院なり総理府はどういふふうに、重ねてお聞きしますが、分析しているのか。

それから中高年齢層に循環器系統がきつて高い。これもやっぱり特徴なんです。そういうものを一体どうもう一遍見るのか。

それから女性の場合にはこれは筋骨格系及び結合組織の疾患が第一となつてゐる。第二が新生物と、こうなつてゐます。これも一体あなた方はどういふふうに掌握をされているのか。

それから重ねてお聞きしますが、この伝染病及び寄生虫の中でのそのうちの九二・九%は結核だといふのです。しかし、私は社会労働委員長もやりましたけれども、社労では結核予防法が改正になりまして、ほとんど子供の段階で一年に一遍か二遍調査するだけになつてゐる。ほとんど結核といふのはないといふことになつてゐる。ところがこれ見ますといふと、結核患者がものすごく多い。これは一体どういふことなんだろう。公務員の長欠者の中で結核が多いといふことはどうわれわれ理解したらいんだらうか。厚生省でやつております一般的な結核対策と現実とはまことに違ふんじゃないんだらうか、こういう感を私は持ちます。

そういう意味で、健康管理の問題についてはきつめて私は重大だと思ふ。そういう意味でもう一遍、あなた方これから一生懸命やるんでしようけれども、重ねてひとつ人事院はかたい決意でやつて、これは人事管理上大変な問題でありますから、もちろん行管の定数その他とも関連いたしまし

すけれども、もっとやっぱり積極的によつてもらひたい。それから大蔵は、なるほど一年間に福利厚生が一人三千七百円ぐらゐになつたそうであり

ますが、とてもこれであなた健康管理をやるなん

だ

ということになってこない。運動会の一遍か二遍やったら終わっちゃう。健康診断の一遍か二遍やったら終わっちゃう。だから人事院とあるいは総務省の要求を待ってやると言うが、大蔵としても積極的にならねばならないと思うんですね。もう一遍ひとつ御答弁を願いたい。

○政府委員(金井八郎君) まず若年層の精神病系統の問題でございすけれども、これは実は公務員以外のものにつきましての正確な対比でございす。データというものが実はございせん。そこで公務員とそれ以外の一般のものとの対比において論ずることがちよつとむずかしいわけでございますけれども、私も考えておりますのは、やはりこの分類の中でも十代というのは、これは初級試験で採用されてくわすかな間、若年層というのと大体二十代ということになるわけですね。そこで二十代、それから比較的それに近い三十代というのはさらに中高年層に比べますと、やはりこういう精神障害的な傾向というのはいさしも発現が一般に多いということになっているわけじゃないかと思ひます。これもただいまのところどういふ仕事、職種について多いというところまで実は十分にまだ分析してないわけでございます。職場の関係でこういう精神障害の発現ということになるのかというつながりについては、十分にその点までの検討が行きわたってないといえはさういふことになると思ひますが、私もどなたもいたしましては、少なくとも先ほど申しましたように、各省庁の健康管理担当者等に、こういうものについて事前にもう少しどういふ形で指導するか、あるいはこういうものに対処するのどういふような方策をとつたらいかがいかなどをいろいろ御相談、お話し申し上げていくわけでございますので、今後とももう少しこういうものにさらに力を入れていきたいというふうに考えます。

それから中高年層につきまして循環器系、これはやはり加齢現象と申しますか、年齢が高まるにつれまして循環器系というのはどうしてもこれは出てくるので、健康管理対策のうちでも重点事項

といたしまして、昨年肝機能検査を加えましたように、今後検査項目の充実化等について努力し、少しでもこういう健康管理の面で長期病休者等が少なくなるように努力をしたいというふうに考えております。

それから結核の点でございすけれども、全般的に見ますと、結核は従前に比べて非常にやばり減つてきているというところは確かでございます。一部そういう見方ができる部分もございすけれども、この点についてもなおよく今後分析を進めてみたいというふうに考えております。

○政府委員(宮野弘夫君) お答えを申し上げます。

確かに健康管理あるいは福利厚生という部分は、人事管理の中では大変重要な分野でございすけれども、一番基本的な大切なことだと思ひます。先生のお言われました御趣旨を十分体しまして、各省にそれを徹底させる努力をしてまいりたいと思ひます。

○説明員(日吉章君) 職員の厚生経費につきましては、従来からも充実を図つてきたつもりでございますが、なお先生の御指摘もございまして、担当でありまして総務府人事局ともよく相談いたしまして、今後とも適切に処理していきたいと、かように考えております。

○山崎昇君 この問題、本当は数字でいろいろもつと細かに質問すればいいんですが、きょう私時間がありまじいので、この程度にとめたいと思ひますが、ただ人事院でも、最後に「特に中高年層に対する「循環器系の疾患」を中心とした」いわゆる成人病対策並びに若年層層をはじめとして各年齢層を通じて結核及び精神衛生対策の重要性を再認識させるものである」と、こうあなた方結んでいす。したがって、福利厚生費だけふやせばそれでいいというものでないわけですか。これは総合対策が必要なのは私も承知いたしす。

そういう意味ではやっぱり今後公務員の健康管理というのについて十分意を尽くしてもらふように、この点は重ねて最後に要望しておきたいと思

うんです。それからその次にお聞きをしておきたいのは、これは行政職が中心でありますけれども、この行政(表)を見ますと大体二十四万人でありますから、公務員の大体半分を占めるわけですね。そのうち、私の計算によれば五等級以上というものが大体二六〇〇〇人、六万三千人ぐらい占めておる。そこでこのいろいろ内容を分析をしてみると、いまの職務標準ともう合はなくなつてきているんじゃないだろうか、給与体系ともう合はなくなつてきているんじゃないだろうか、こう私は思ひます。なぜかと言へば、四等級は係長、これは主任も含みますが約三千二百人、課長補佐というのが六百六十一人ぐらい、五等級の主任というのが六百六十一人ぐらい、係長というのが四千四百九十八人ぐらい、これらがこの四等、五等にもうかたまつちやつて身動きがとれない、言うならば昇格との間に乖離が出てきている。だから、人事院は本当に人事管理をやるとするならば、当然この昇格という問題にかなり意を用いなければならぬ。等級と合わないんじゃないか。突つ込んで言へば、職務標準と等級との間が合はなくなつてきているんじゃないだろうかという感じがいたしす。その証拠にはあなた方は昭和三十三年に指定職というのをつくつて、標準職務表というのは何も変わらないのだけれども、給与法の改定で二等級が指定職になつてみたり、一等級が指定職になつてみたり、当時の三等級が一等級になつてみたり、ただ下級職だけかたまつちやつていま身動きがでないという私は現状ではないかと思ひます。そういう意味でこの昇格について一体どういふ見解をお持ちなのか、ひとつ聞いておきたいというところ、あわせてお聞きをしたいと思います。この行政(表)だけ見ますと、大学卒、短大卒が合はせて約三八〇〇〇人になります。言うならば、かつて高校卒の諸君がやった仕事が大以上の卒業生が担当するようにならばいいなと思ひます。したがって、高校卒以下が中に占める地位というのがきわめて低くなつてきているわけ

です。そういうこと等もあわせて考えますという、私はこの昇格なり職務標準というものを直さなきゃならぬ時期に來ているんじゃないかと思ひますが、人事院の見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(角野幸三郎君) お答え申し上げます。現在の給与法のたてまえは職務給ということをやっております。関係上等級制を用いておりまして、これは厳重な職務制によるものではございせん。モデル的な標準的な職務を裏づけにして、それを標準に模範にしながらやっております。や幅のあるそういう等級制職務給である、こういうふうに言へばいいと思ひます。ところで、職員構成が非常に大ざっぱに申しますと、昭和二十年代といひますのは、大体七等級ぐらいに主力がございまして、やはり戦後大量に行政需要が伸びて、福祉行政が伸びていつたときに採用され、復員してきた人、それが非常にノーマルな形でなくて職員構成になつてきているというところは事実でございます。一方職務の等級といひますと、行政組織法のいわば組織に伴つて官職というものが配置されているという基本ルールがある中を、そういう異常な職員構成と申しますか、それがだんだんとともに昭和三十年代になりますと、これが六等級中心とか、四十年代になりますと、五等級に上がつてくるのか、やむを得ない摩擦的なそういう経過をたどつてきたことは事実でございます。

その中で過去においてもいすので、もう先生お話しのように、新しく三等級を割り込ましたり、一等級の上の方に指定職をつくつたりということ、昭和三十三年と、そういうふうな標準職務表の手直しを含めていすので来たことも事実でございます。しかしながら、標準職務表による運用自体がや幅があるということも事実でございます。モデルにしてそれに準じてやっておりますので、片や処遇問題というの職の評価だけではなくて、片や処遇問題というのもありまして、その点は大変気を用ひまして、

組織以外にも職員が習熟、経験、年齢がたちますとともにそういう実力も伴ってまいりますので、これを評価して専門職的な位置づけも同時に考えながらやってきたということで、最後に先生申されましたように、五等級が非常に中心になっておるといふ現状でございます。しかしながら、現在そういうまだ異常な集団といえますが、大きなかたまりが四十歳代の終わりごろにまだございまして、五十近くまでございまして。これは十年も二十年もそのまま続くわけもございませんが、そういうことで抜本的な俸給表並びにモデル的な標準職務表の改正を模範的に改定する時期ではないと思っております。実態が非常にアブノーマルでございまして、やはり本来的な抜本的な制度というのは、やはり自然な職員構成の中に初めてモデル的な制度ができるんだらうと思いますが、やはりそこそこは官職の評価を考えながら、片ややはり職員構成の実態を考えながら毎年よく見ていかなくちゃならぬ問題だと、そういうふうな考えでおります。それで、学歴もだんだん高学歴に偏っていくということも事実でございます。今日の課題として今後その点も十分検討していかねければならないと思っております。

○山崎昇君 局長の答弁で、私は全部何も否定するわけでも何でもない。ただ私なりに見ておりますという、たとえば本省の課長クラスは標準職務は二等級ぐらいになっているのだが、これはここ五十三年度予算で見ると六六％は一等級へいってしまいます。ただ問題になりますのは、あなたの方中堅が大事だといひながら、四等、五等だと六等のところになるとなかなか昇格が困難になってくる。そして、つじつまが合わなくなってくるという、官職上の問題もありますが、やあ調査官だ、理事官だ、管理官だというライン組織をいっばいつくって、それは勝手にこれは課長補佐と同格だとか、これは課長と同じでございましてという形のものにして、上級職についてはかなりな救済になっている。あなた方が力点を置いている中堅以下はきわめて厳格で、昇格というものは

はやっぱりなされてない。したがって、いまあなたも指摘されましたように、四等だの五等だの六等のところへみんなかたまっちゃってだんだんになって、ときたま主任をつくってみたい、さきさきなことをやるけれども、もはやどうにもならない。そこへ学歴が高学歴化してきていますまでのうちに五年たったら七等になるものが、いまや初めから七等で出発をしてくる。こういうことが絡んでくるものですから、当然標準職務については、いまあなたの言うような論もありまされども、私は人事院は見直す時期にきているんじゃないかと思っております。

そういう意味で、これは一年や半年で結論出ないかも知れませんが、私は見直してもらいたい、考え直してもらいたいし、それから昇格については実際はぐら聞いてみまうという、かなり厳格なようですね。そういう資格があつても定数上の問題等が絡んでくるようでありまされども、この階級別といひますか、等級別定数については大蔵にも聞きたいと思つておるのです。私は等級別定数なんといふことはやめなさいという論を持つておるのですが、一体大蔵は外す考え方があつたのかどうか、これは昇格の問題と関連してもう一遍ひとつ答弁願ひたい。

○政府委員(角野幸三郎君) 昇格の問題と、それから基本的には処遇の問題というのが基本だろうと思ひますが、処遇の問題はまずお金の問題だろうと思ひます。したがって、そういう、不幸にしてという言葉が妥当かどうか知りませんが、仲間が多いという世代なり年齢層がございまして、場合に、これはやはり等級別の組織になじまないといひ、非常に不幸な事態があると思ひます。しかし、それはやはり処遇でございまして、その点ではまず基本的には処遇すなわちお金ということで、当該等級の中で金額を上げることが基本だろうと思つております。しかし、それはお金の問題であると同時に、やっぱり位置づけの問題も人間でございまして、それはもう自然だろうと思つております。しかし、これはやはり官職評

価なり、標準職務なりそういう職務をモデルにしてやっておられます関係上、限度のある話であらうと思つております。したがって、それをいっばい両方考えながらやっておるというのが実情でござい

それから等級別定数の問題でございまして、これはやっぱり現在の仕組みが先ほどちよつと申し上げましたように階級制といひますか、厳重な職務分析によるそういうやり方でない、いわば標準的な職務といふものを一方で置いておられます関係上、これはやはり一方でそれに予算上の制約として、あるいは枠組みが必要であらうと思ひます。完全な階級制でありまされば、これはそのものずばりでいけると思ひますが、やはり補強するお金の上の枠組みということと両々相まつたのであらうと思つております。組織論もございしますが、これは現在の職務給のやり方からいたしましてやむを得ないのじゃないかと考えております。

○山崎昇君 大蔵どう。

○説明員(日吉章君) いま人事院の給与局長が答へになられたのと同じでございまして、やはり組織体といひまして、おのづからそれぞれの職務の分化があるわけございまして、それに対応いたしまして、それぞれの等級といふようなものが対応するものがやはり標準的にあり得るのだと思ひます。したがって、そういうふうな要素から予算上も対応いたしまして等級別の定数を設定するといふふうな必要性といふものはあらうかと思ひます。かように考えております。

○山崎昇君 私はきわめてあなたの方のやっているとどう言おうとも上だけは優遇される。中堅以下がきわめて厳格で抑えられておる。それは、一つの証拠には指定職務給表なんぞはもう三倍になりました。充足したときは四百人内外でした。いまや千四百人ぐらになつておる。それからさつき申し上げましたように本省の課長クラスの二等級は五十三年度で予算見るとは七割近いものは一等級へ行つちやつておる。だから上級職についてはどういふ私はあなたの方理屈をつけて

いるのか知らぬが、ある程度ことは内々あなたの方そういうことをやっておる。しかし人数が多いからということもあるのかもしれないが、大事だといふ中堅以下になつてくると昇格は等級別定数で抑えられ、昇格基準で抑えられ、きわめてアンバランスになつてくるものだからここに人がたまつちやつて給与方法のいじくりだけではもはやどうにもならぬといふところに追い込まれておるんじゃないですか。そういう点もありまして、これは人事院は私は謙虚にやっぱり検討してもらいたい。それから総理府も人事管理上も私はこれは謙虚に検討してもらいたい。これはまあ、かなりむずかしい技術論も入りますから、私はきょう強くこれは指摘をしておきますから、そういう意味でひとつ標準職務表の見直しなり、あるいは高学歴化に伴う問題なり、あるいは高年齢層にだんだんなつていくわけでありまして、そういうものとの関係なり、十分考えてもらいたいと思ひます。なぜ高年齢層といふ問題になれば、たとえば平均年齢をひとつとてみましても、五十二年の勧告のときは四十・八歳、五十三年の勧告では四十四・八歳となる。これは行(一)だけでありますが、勤続年でもやっぱりふえてきておる。だから給与上では一定のところはたまつちやつて身動きができません。この点を解消しなければ体系上も私は問題じゃないかと思ひますから、この点は強く指摘をしておきたいと思ひます。

それから大蔵政務次官が忙しいのでありますから、少しあつちこつちとんで恐縮でありますが大蔵に二点聞いておきます。一点は、この前給与課長から旅費法の改正についていまデーターをとつて検討しておりますという答弁がありました。それは一体どういふふうになつたのか。それから旅費法については五十三年に間に合ふなければ五十四年で改正するといふのかどうか、その点一つまず聞きたい。○政府委員(井上吉夫君) 旅費法の改正につきましては、旅費の日当、宿泊料等の単価について従来から消費者物価指数などを勘案しながら実態調

査を行つて、その結果に基づいて必要があれば改定をしていくというのが従来の経緯でございますが、ただいま御質問の現在の調査の段階でございますけれども、いま旅費の実態調査をほとんど終りまして、その集計あるいは分析の作業に着手をしていくところでございます。またその集計なり分析が終わつておりませんので、その結果を踏まえて、過去の単価改定時の状況等も比較、検討しながらその時期なりを判断してまいりたい、こういうふうに思っております。

○山崎昇君 いまあなたの方から分析中と言いますから時間かしていいと思ふんですね。従来旅費については三年に一遍ぐらい改正しておつた。しかし、福田さんが大蔵大臣のときにこれを二年に一遍ぐらいに縮めたんです。ですから、やっぱりいまの経済動向から見るとそういうぐらいでこの問題は解決していきませんか大変じゃないかと私思ひますから、いまあなたの方で実態調査が終わつて集計をしていまして分析中と言いますから、早急にひとつ分析してもらいまして、旅費法の改正については五十四年度からできるように強くこれは要望しておきたいと思ひます。

それから次に、もう一点お聞きしますが、それは先般の大蔵委員会で週休二日制と関連をして銀行法の改正について大蔵は踏み切るような、あるいは踏み切らぬような多少あいまいであります。政令で処置できるものなら処置したいという趣旨の答弁であつたようにありますが、この週休二日制については、人事院にもお聞きしますが、来年三月で第二回目の試行が切れます。したがつて、その後本格的にやるかどうかということ、あわせて銀行法改正をして金融機関が週休二日制に踏み切らなければならぬ日本全体の週休二日制というのは前進しないことも事実です。そういう意味でせつかくの機会でありまして、大蔵はこの銀行法の改正についてどのようにこれから処置をされていくのか、あわせてひとつ聞きたい。

○政府委員(井上吉夫君) 週休二日制の問題についてはかねてからいふと議論がされていくところでございますが、銀行法の改正を含めて銀行の週休二日制の問題につきましては金融機関が持つております社会全体の経済的な立場から見まして、とりわけ中小企業との接触がきつて多いというところなどもございまして、そのあたりの利用状況なり、利用者の側の立場等を勘案しながらも利用者の側のコンセンサスを得るということが必要である。一方では山崎委員が御指摘いただきましたように、思い切つて踏み切らなければならぬかな前進しないではないかという側面もございまして、その両方を検討しながら、いま直ちに銀行法の改正をいつの時期にやる、あるいはその銀行法の改正によつて処置をするか、政令の手段によつてやるかという結論に到達してないのが現状であります。

○山崎昇君 人事院どうしますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 週休二日制の關係では、御承知のように、現在二回目の再度のテストをやつておるわけでございまして、これは本年の四月から来年の三月まで一年間ということをやつておるわけでございまして、この試行が終わりました後で結果を慎重に分析をし、検討をした上で次のステップをどうするかということを考えていきたいと思つております。この点は先生もよく御承知のとおりでございまして、私といたしましてはやはり週休二日制というものは天下の大勢である、大きな流れであろうという前提はそれは崩れておりません。そういう立場から実はいまテストをやつておるわけでございまして、ただ、次のステップをどういうふうなあいだにどういう時期からやるかという点については、やはりいろいろな点を勘案して事を決しなければならぬ、大変むずかしい問題がございまして、そういうものを勘案しながら次のステップは第二回の試行が終わつた結果を待つて決めていきたいというふうに考へております。

○山崎昇君 これは早急に人事院もやっぱり実施に踏み切つてもらいたい。私は、外国の例もいろいろありますが、もちろん国情も違いますから一概には言えませんが、先般私はソ連へ行つて、ソ連はもう政府要人から一般の工場の労働者まで一年に一月休暇があるんですね、完全にこれは休みです。世界にそういう国もやっぱり存在するわけですね。それじゃあ、それによつて経済活動なり政治活動その他が停滞するかどうか、そんなことは、やっぱり人間の健康だとか雇用ということに對する考え方日本と全く違う。うらやましいと思つて帰つてきたんですが、一遍にそこまではあなたにやれとは言わないが、せめて世界の趨勢でありますこの週休二日制ぐらゐは踏み切りませんかどうにもならぬと思つています。そういう意味で大蔵にも特に銀行法の問題については十分ひとつ配慮してもらふということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、人事院にもう一点お聞きをしておきますが、今度寒冷地手当の勧告がありませんでした、したが、しなかつた理由だけきよう聞いておきます。

○政府委員(藤井貞夫君) 寒冷地手当の問題につきましてはいろいろ具体的に検討を進めております。実はこの間の八月の一般勧告のときに同時にやりたいたうようなことの目安を持ちまして努力をいたしたわけでございまして、問題は、現在点は大まかに言つて三つございまして、一つは、現在のたてまえであります定率、定額制というものがそのままでいいのかどうかという問題。それから第二の問題といたしましては、支給区分の地域の問題。それから第三といたしましては、基準日以降における世帯の変動をどうするかという問題。大まかに言つてこの三つあると思ひます。

だんだん詰めてきておつたわけですが、この寒冷地手当というものでございます経緯その他の事情も踏まえて、やはり関係者にとつて十分納得をしていただく必要があるという問題がございまして、そういうようなことからいろいろ詰めておつたわけでございまして、いまの定率、定額の問題というようなものを中心にして、

まだもう少し詰めを行わなければならないというやうなことがございまして、そういう意味から調整が少し間に合いませんでしたということから、先般の八月勧告には間に合なかつたということとございまして、その後、鋭意調整に努力をいたしております。したが、いま、これらの点を踏まえてできるだけ速やかに結論を得て勧告その他の措置を講じたい、これが現在の私たちの立場でございます。

○山崎昇君 この問題は改めて私は質問しますが、ただ一つだけ指摘しておきますと、これは私の計算で、計算上まあ扶養手当を除いて計算してありますが、四十三年の法改正以降、仮にあの当時基準になつた五等級十三号とりまして、約二五・五%ぐらゐ下がつてゐる。一等級になりますと三三・二%ぐらゐ下がつてゐる。百分の八十五がいまや百分の五十九ぐらゐにしかなくなつてゐない、平均で。私はこれはやっぱりゆゆしい問題だと思ふんです。ですから、上下の格差縮まつたという意味ではある程度効果があつたとしても、全体的に寒冷地に住む職員の給与がこれだけ低下してゐる。この点は私はきようは指摘だけしておきます。

私の時間がもうありませんので、最後になって恐縮ですが、防衛庁に一点聞いておきます。

私が先般の委員会ではいろいろ防衛庁職員の給与の矛盾なり不合理について指摘した、防衛庁当局は検討いたしますということになつてゐるんですが、今度のこれ見ると何にもなつてゐない。どういふ検討をして、一体どういふ点はどういふふうにするのか、きようは答弁だけ聞いて終わつておきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊伊助君) 先般の国会で先生からいろいろ御指摘がございました。私はあのときに実は非常に重要な問題で、直ちに改正はできないという考えもございまして、言葉を選んで将来の研究課題にしたいというふうな申し上げたつもりでございます。実は、先生からも御指摘の問題につきましては、御承知のように、従来長官の私的

諮問機関がございまして、これは行政組織法のいわゆる八条機関の問題もございまして、行管からの御指導もございまして、本年三月に解散をいたしました。ただ私も非常に重要な問題でございまして、やはり部内いろいろな学識経験者の方々の御意見も伺いながらやりたいというふうに考えておりました。その先生方の御意見もお伺いしつつ、先般先生から御指摘がありました問題も全部お話をいたしまして、御議論いただきました。非常にむずかしい問題でございまして、(二)の問題等々につきまして全部御議論いただきました。非常にむずかしい問題でございまして、(二)の問題等々につきまして全部御議論いただきました。非常にむずかしい問題でございまして、(二)の問題等々につきまして全部御議論いただきました。

○片岡勝治君 いろいろ、時間になりましたから。それではまず最初に防衛庁関係について、特に事故問題について二、三お伺いをしておきたいと思ひます。

まず初めに、四月十一日の参議院の内閣委員会、この委員会において私は、昨年横浜の緑区に落ちた米軍事故に関連して、さらに今年四月、横浜のこれも旭区というところにP3Cの翼の部品の一部が落下した事件を追及いたしました。このときに私は、仮に人命や財産に損害を与えなかった事故であっても、事故分科委員会を開いてその事故の原因の究明をすべきだと、こういうことを防衛庁長官に申し上げました。長官は、時間がありませんからその速記録を読みなげませんけれども、そのとおりだと、実害がなくても事故が起こった場合には分科委員会においてその原因を究明するようにしようかと、しかし、これは外務省もあることだから、相談をしながら進めようという答弁をしたわけでありまして、その後つまり生命、財産に損害を与えなかった事故についても事故分科委員会によってその真相究明をする、こういう措置についてどのようなふうになったか、まずお伺いし

たいと思ひます。

○政府委員(奥山正也君) 本件につきましては、その後関係省庁と今後の処理ぶりにつきましては意見を交換いたしましたところ、関連の合同委員会合意の一部を見直しをしていくということになりました。外務省を中心にいたしました。日米合同委員会におきまして去る六月二十九日、分科委員会を設置いたしました。そこにおきまして、見直しにつきましての必要な検討が行われておるといふ状況でございまして。

○片岡勝治君 われわれ国民の側からすれば、飛行機が落ちた場合に生命、財産に損害がなくて、ひとつ真相を究明することによって事故を避ける、そういうことになると思ひます。政府の向きの姿勢を信頼して、ぜひこれは完全に実施をしていただきたい。

次に、自衛隊にかかわる事故も最近発生をいたしております。あるいはまた、まあ自衛隊では低空飛行と言っておりますけれども、新聞では逆覧飛行を自衛隊の飛行機がやったということで大変騒がれておりますけれども、この点について一、二お伺いをいたしたい。

自衛隊の墜落事故を起こした場合に、この事故調査は一体どういう組織で検討しているのか。○政府委員(夏目晴雄君) 航空事故の調査につきましては、防衛庁の訓令がございまして、この訓令に基づきまして各自衛隊に設置されております航空事故調査委員会というものが行方々でござい

ます。この狭山の事故につきましても、航空自衛隊に設けられたいわゆる航空事故調査委員会が調査を行って報告書を作成し、これを航空幕僚長に提出するといふふうな手順になっております。そうして、幕僚長は調査報告書を受けました自己の所見をつけまして長官に報告する、こういう順序になっております。

○片岡勝治君 この際、私は長官にお伺いをいたしたいと思ひます。先ほども触れましたように、長官は米軍の飛行

機については、生命、財産に実害を与えなくても、事故分科委員会を開いて真相を究明する、そういう答弁をされて、いま前向きにそういう方向に進んでおるといふことを聞きまして、私も長官の努力に敬意を表したいと思ひます。この米軍機の事故分科委員会においては、昨年の横浜市における墜落事故を契機にいたしまして、いわゆる密室による調査ではなく、国民の前に開かれた調査をしたい、こういうことでまあ第三者がこの委員会の委員に入つて、開かれた中で事故を究明するといふ措置がとられてきたわけでありまして。この点も、私は大変結構な措置だろうと思つております。

しかし、残念ながら、いま自衛隊の事故の調査の方法は、自衛隊内部で究明をする、それを長官に報告するということになっております。したがつて、まあ今回の事故も、今後事故がないことを私たちが期待をしますけれども、しかし、全然事故を皆無にさせるといふことは、これは不可能でありませう。そういうことからすれば、私はこの自衛隊の軍用機の事故についても、その真相を国民の前に明らかにする、むしろそういうことをやられた方が私は自衛隊としてもいいのではないかと、そういう意味から、自衛隊の事故調査についてはいづゆるこの第三者、自衛隊以外のそれに関する技術的な学者でもいいでありませう、あるいはその墜落をした自治体の関係者を入れるなり、そういう事故究明の組織のいろいろをつくるべきではないか、その方が私は国民に理解を求め、事故の真相といふものが開かれた中で行われるといふことで好ましい体制ではないかと思つて

います。米軍機については第三者を入れておられるわけでありまして、私はこの際自衛隊も開かれたことの中で真相究明が行われる組織にすべきだと思つておりますが、この際長官の見解を承りたい。

○国務大臣(金丸信君) ただいまの御提案につきまして、まあ密閉した調査ということではどういふ時代にふさわしくないという私も御提案には同意でございまして、一応私はこの問題は今後の問

題として、ひとつ開かれる事故調査会になるような努力をしてみたいと、こう考えております。○片岡勝治君 米軍機に対して第三者の人を入れるということになったんですから、私はむしろ積極的に自衛隊の側から進んでそういう措置をとるべきだと思つております。まあいま長官はひとつ重要な問題として検討したいということでありまして、これは前向きにぜひ検討していただきたい。私はその方が自衛隊のためにもなる、そういう言葉はおかしいんでありますが、開かれた自衛隊としての措置の一つになるのではないかと思つて

おります。それから、まあ新聞紙上では自衛隊機が逆覧飛行をしたといふようなことで、超低空飛行も横浜であつたわけでありまして、この真相といふことが、それから責任をどういふふうにとつたのか。時間がありませんから、もうごく簡潔にお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(夏目晴雄君) 本件は、海上自衛隊の対潜哨戒機——これはS2Fという飛行機でござい

ますが、厚木におきまして第四航空群の所属の航空機が、去る九月七日の夜、計器飛行訓練を実施中に東京の夜景に誘はれて誘動的に東京上空を無灯火、低空で飛行したといふようなことから都民を騒がせたといふことで、まことに申しわけない事件でございまして、この東京上空を飛行した理由につきましては、機長本人が東京の夜景に誘はれて誘動的に決意したといふようなことを述べておられます、個々の隊員の自覚の問題であるといふふうなことから、われわれ厳粛に反省している状況でございまして。

今回の事案にかんがみまして、今後ともあらゆる機会に隊員がこの自衛隊の使命を自覚しまして、規律を持った、専心職務に遂行できるように、そういう心構えを徹底するように十分教育していくといふようなことが現在のわれわれの立場でございまして。

○片岡勝治君 たまたま低空飛行という程度で済んだわけでありませうけれども、いわば超法規的行

為すよ、これは。そういう点について、もしもつと別な意味で出先が勝手な行動をやるということになりますればこれは大変なことでありまう。この点はひとつ嚴重に、今後再びこういうことがないように措置を願いたい。

以上で午前の質問を終わりたいと思います。

○委員長(松垣徳太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時六分開会

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片岡勝治君 今度の人事院勧告に基づく給与改定については、人事院の勧告があつた時点においてこの委員会が相当基本的な問題その他について突つ込んだ質疑が行われました。また、先ほど山崎委員からも今回の給与改定のいわば基本的な角度からの追及が行われましたので、私はごく具体的な問題について二、三お伺いをしたいと思います。

その第一番目は、今度の給与改定において、いわゆる特別給を〇・一減額をしたわけでありまうが、その理由は、民間の給与実態調査に基づく〇・一削減するのが適当だというふうなことであるようです。これは、いままでも特別給というもののついて減額をしてまいりましたね。過去二回です。何年と何年、何を減額したか、ちよつとこの際お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(角野幸三郎君) 特別給の減額は

つ、どの程度であるかというお尋ねだと思ひますが、過去に、昭和五十年の不況を反映いたしましたその民間の実態調査の上五十一一年の勧告において〇・二切り下げたことがございます。それまで五・二月ございしたものが〇・二減にいたしました。五・〇に相なつたわけでございます。そのときには、その〇・二月分の内訳でございますが、期末手当〇・一、勤勉手当〇・一、〇・一ずつ半々にして減にした、そういうことでございします。

○片岡勝治君 今回さらに〇・一を減にいたしますと合計〇・三ということになるわけですね。これはいま平均賃金で一体どのくらいになりますか。概算で結構ですけれども。

○政府委員(角野幸三郎君) 非常に大ざっぱな話でございますが、ベースが大体十九万といつたしまして、その〇・一でありまして一万九千円でございます。一〇％でございますので、その〇・三といひますとその三倍——ちよつと時点が違つておりますが。

○片岡勝治君 時点で言つたつていま現在三〇％削減されてゐるんだから合計、〇・三。

○政府委員(角野幸三郎君) はい。その三倍でございますので、五万七千円ということになります。

○片岡勝治君 庶民にとつて五万七千円というのは相当の金です。これは、一遍に〇・三削減したといふことでないですか、実感としてはそういう感覚があるいは必ずしも大金といふことにならぬと思ひけれども、削減された合計が〇・三、世が世であれば六万円近い金が減らされずに済むといふことでありますから、これやつぱり大変なことであるといふことを私は人事院も政府当局も認識をしていただきたいんです。ただ単純に民間との対比でございといふことだけではなくして、受ける庶民、公務員労働者にとつては大変な額である、六万近い金といふことになりまうれば、これはその家計にとつてのウェイトは決して小さくない。そういう認識を私はやつぱり上に立

つ者といひますか、給与担当者は絶えず念頭に置くべきであらう。そういうことがなければ公務員全体にもつとつかりがなればというふうなことはならぬと思ひます。これは特に私はこういうことを痛切に感じますので、最初に申し上げておきたいと思ひます。

それで、今回はこの期末手当の方を削つたわけですね。これは何か理由があるんですか。

○政府委員(角野幸三郎君) 今回は〇・一でございますが、これを期末手当から減にいたしましたのは、現在、公務員の特別給の内訳でございますが、勤勉手当が一・一それから期末手当が三・九、合せて五・〇と、こういうことになっております。期末手当の割合の方が非常に大きいといふことが片やございします。それから、〇・一減といふことでありますので、この際はやつぱり全職員に一律にございしたといたしまして、それが適当だといふことでもございまして、期末手当の方から減することにしたわけでございます。

○片岡勝治君 期末手当と勤勉手当の差といふのは私が申し上げるまでもなく、額が若干違つたわけですね。ですから、しかも一・一と三・九に分けておるのも私は詳細にわかりませんけれども、それなりの理由があると思ひます。恐らく、二つに分けて、その比率が二対一で大体四に分けておる一つの何か理屈があるわけでしょう。しかし、いまお答えによると、三・九の方が多からこつちから差つ引いたといふことじゃ私はちよつと納得いきませんね、そういう言ひ方は。御承知のように、これは勤勉手当に比べて期末手当の方が計算からすれば〇・一の額が違つたわけでしょう。多い方を削つたわけでしょう。ただ一・一と三・九で三・九の方が多からこつちから差つ引いたといふことでは——〇・一の計算が全く同額ならいんです。勤勉手当と期末手当が。

○政府委員(角野幸三郎君) 期末手当と勤勉手当は支給いたしますときの支給の仕方が違つております。勤勉手当の場合には期間率、成績率——成

績率というふうなものが勤勉手当の場合には入つてまいりますが、しかしお金の枠組みといひますか、全体の原資的に見ますと、両方とも同じ考え方でございます。配分の仕方に傾斜があるかどうかの違いでございます。〇・一といひます場合には同じでございます。

○片岡勝治君 しかし、計算は違ふんじやないですか。勤勉手当の〇・一と、扶養手当を入れるとか入れないとかあるんでしよう。全く同じですか。同じならいいんですけれども。

○政府委員(角野幸三郎君) 全体の原資的には同じ考え方でございますが、支給いたします支給の仕方、計算方式といひますか、基礎給与のとり方、それに対する係数の掛け方、それは違ふと思ひます。支給いたしますときには、勤勉手当の方は扶養手当相当の分が緩みになりまして、それが傾斜配分の要素となるといふようなことで、分ける方が違ふといふことはございします。

○片岡勝治君 ですから、ざばり言えば期末手当の方がいいわけでしょう、個々の〇・一を仮にもらう場合には。扶養手当が計算の基礎にならぬわけでしょう。それはそういうことです。勤勉手当と期末手当の計算の仕方は違つて、どこが違ふかといへば扶養手当が計算の基礎にならぬわけですから、額が違つてくる。ですから私が言つてゐるのは、もちろん額に差があるし、いま言つたように多い方から単純に削るといふような行き方では、ちよつとわれわれの側からすれば理解ができません。この点は一つ私の方で指摘しておきたいと思ひます。

それから次に、教育関係の給料表、今度の改定案について二、三、これもなかなかかわれわとして理解しにくい点がありますのでお聞きをしたいと思ひます。

その第一番目として、校長の特別調整額、これは学級数によつて、つまり教員数三十五人以上、学級数は、小学校三十、中学校二十一、高等学校十五以上の校長に対して調整手当の額を二％増額することになつてゐるわけですね。これはどうい

うことでそこに線をお引きになったのか、これもひとつ理論的に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(角野幸三郎君) これは学校の規模によつて線を引いて校長、教頭の管理職手当を増額したということでございますが、これは最近やはり教官定数、教員定数の増強とともに学校の規模というものが非常に大きくなりましたし、教育内容あるいは学校全体の管理運営が非常にむずかしくなつてきたということも事実でございます。それで管理職手当は、特別調整額でございますが、特別調整額はもとと管理、監督の特殊性ということに着目して支給をいたす、そういう給与科目でございますが、こういう管理、監督の責任の大きな要因としては規模ということがございます。これは現在一般的に申しますと、行政職の場合にはそういう管理、監督の責任の中で幾つかの段階を設けて、特にその中で規模という要因が大きき影響を及ぼすおとすることが事実でございます。いまして、同一の職務の段階でもそういうふうな規模に着目して区切りをしてやっておるということも踏まえて、それで学校規模の増大でありますとか、教官定数の増加に対応して大規模校が特に困難な管理、監督というそういう場面にございまして、校長、教頭のうちの一部分についてこういう措置をした、こういうことでござい

ます。

○片岡勝治君 この一定の基準を引いているわけですが、何かそこに根拠があるのかということなんです。

○政府委員(角野幸三郎君) 大体内政職の場合の均衡を考慮しております、全体の中のそういう段階、管理、監督の責任、それと行政職とやはり教育職というふうなそういう、教育職だけではないでございますが、公務員の中の各種職間の交流でありますとか、いろいろなやり取りの措置のバランスもございまして、その中で管理、監督の責任についてやはり共通の理念がございまして、そういうバランスを考えた、それから教育職の中の校長、教頭の特殊性を考えたからその均衡を保

つというところでやつたわけでございます。

○片岡勝治君 私はさう言つて、小学校三十と、これは何か根拠があるのかということなんです。たとえば役所と言へば、大体三十人を超える場合には等級が上になつてゐるとか、あるいは課が五つ以上の部長と三つの部長とは調整手当に違ひがあるのかどうか。そういうことは現実にはないでしよう。ばくも県会議員をやつて県庁の人なんかにはないで、同じ部長であつても十の課がある、あるいは八つの課があるからといつて八つの課の調整手当が低いということはないんですよ、それは、ですから、そういうもろ根拠があるならばその説明をいただきたいし、いやさうむずかしい根拠はないんだと、何となくどんぶり勘定でこの程度だということならさうお答えになつて結構なんです。

○政府委員(角野幸三郎君) これはいろんなバランスがございまして、もちろん行政職とのバランスもございまして、大体現場といふと、具体的均衡の一番わかりやすい例で言いますと、税務署の課長でありますとか、それから労働基準監督署の署長とのバランスとか、そういう具体的なバランスを考へて、大体大きな、それに対する特別調整額の規模、高さ、そういうものの均衡を考へながらやっております。こればかりじゃござい

ません。

かもしれないけれども、そういうものを及ぼしますよ。これは大学だつて同じでしよう。学部の数によつて差をつけてますか。そういうことじゃないでしよう。やっぱり大学の学長となれば、学部が三つであらうと四つであらうと五つであらうと大変な仕事だと思ふんですよ。まあ単科大学の場合にはいざ知らず、そういう数によつて給与に差別をつけるということについては非常に問題を起こす。特に教育界の中においては別の意味の大きな格差といふことが、そういうものをつけるわけですから、これはそのまま人事異動にも関係するわけですよ。いまだ大きな学校から――まあその昔は大きな学校がよい学校だ、格からすれば上だなんていうことが戦前はあつたんですが、いまはさうじゃないんですよ。私は横浜に住んでますけれども、私の周辺はいわば人口急増地帯ですからみんな大規模校です、率直に言つて、市の中心部は戦前の呼称からすれば一流校ですが、これはもう小規模校ですよ。そういう面での人事異動についても今度は非常に大きな問題を投げかけるわけですから、私はやっぱりな校長であれば何もそんな大規模校に行つたから賞金について云々という校長はいないと思ひますよ。のみならず、むしろ大変な問題を投げかけるというさういふ点についての心配の方が私は大きいと思ひますね。この点について、まあこれは文部省の示唆があつたかどうかは知りません。しかし私はさういふことは考へたくないんですよ。少なくとも人事院がこの使用者側という立場を離れて客観的に公務員の給与を決定するといふような立場にあれば、文部省が何を言おうと、もう少し私は客観的な立場に立つて給与というものを決定すべき立場にある。これについて私は大変理解に苦しむんです。この問題によつてさらに教育界において別のむずかしい問題を投げかけるという点での責任はきつて重大であると思ふんです。

立場を変えてちよつとお聞きいたしますけれども、一学級当たりの生徒児童数、一つの基準がございましてね。仮に四十人としましよう。しかし現

実は四十人以上の子供たちを教へてゐる教師も、学校もたくさんありますね。これについては何かお手当は別に出しておりますか。

○政府委員(角野幸三郎君) クラスの児童数についての差ということによるそういう付加するものという考え方は用いておりません。一クラスの中に同時に入ります学年が違つておるといふようなことに對する、そういう学級を担任しておられる先生に對する手当はございまして。

○片岡勝治君 一人の先生が受け持つ授業時間数も一定の基準があるわけでありまして、仮に二十五時間としましよう。しかし二十五時間の授業を超えて、いろんな関係で、授業をやつてゐる先生がたくさんおられますね。これについて何か手当はあるんですか。

○政府委員(角野幸三郎君) 教員の場合には勤務時間の給与上の評価の仕方として特段の措置を用いておりまして、教職調整額という、四％、本俸的な措置をとつております。これは勤務時間として計算をして時間当たりの給与を支給するといふ超過勤務手当になじまないといふことで、さういふ非常に平均的な把握の仕方では支給しておるといふようなやり方になつておるわけでございます。

○片岡勝治君 つまり校長さんだつて勤務時間があるんですよ、四十四時間という。さうでしよう。ですから、校長の場合には三十学級以上の場合には手当をもらへる、いわば管理者の側は。これは三十以上の学級だからもらふよと、おまえなんかは平の教員だから基準の四十人の学級が四十五人になつたつてそれはだめだよ、週二十五時間の授業が二十八時間になつてもそれはやれと、しかし手当は出さないと、こういうかっこうでしよう、これは、校長さんの場合には学級数が多くなつたつてそれによつて勤務時間が義務的に長くなるわけじゃないんですよ。むしろ私は学校運営とか全体をまとめていく場合には逆にすべきじゃないですか。さういふ点にまず配慮をして、その上に立つて上に立つ者が一歩おくれられてそれじゃ私もらおうかということになれば、それはなるは

どというふうにもみんな理解すると思うんですよ。しかしそういう措置をやらずに——私は四十人が四十五人になったからすぐそれは賃金を上げろとか何とかというのを言っているわけじゃない、ありません。そんなこといまの先生は言わないと思ひますけれども、一つの比較の対象として、そうした——これは教職員ばかりじゃありません、一般の公務員、すべての労働者がそうだろうと思ひます。一定の基準よりもやっぱりよい仕事をしなきゃならぬ。つまり同じ勤務時間の中においても、生徒児童数が多ければ、授業時間が多ければそれだけ苦勞するわけですからね。そういった人たちに對しては何ら手当を出さずに、温かい配慮をしないで、まず校長だけに手当てをするというのはこれは逆じゃないですか。私が文部大臣だったらずういうことは考えませんね。やるとしたら逆にしますね。まあ文部大臣にならないからしょうがないけれども、それはそういうことで、人事というものは、そう思ひませんか。もし思ひなればそれはちょっとどうにかしていますね。文部省がもしこういうようなことを言ってきたとすれば、それは文部省が本当にもう狂つてる証拠ですよ。直接現場で働いている教職員あるいは公務員、そういう者に対して温かい配慮をまずやる、上に立つ者はその次にやっていくというのとでなければ人事がうまくいくはずがないじゃありませんか。私の考えは間違ひですか。人事院總裁にこの際ちょっとお聞きしたいんです。

○政府委員(藤井貞夫君) 考え方の方向あるいは基本的な姿勢というものは、これは片岡委員も本當の専門家でございまして、実務の経験もおありの貴重な経験からお話しになっておることでありまして、私もその基本的な姿勢な方向というものは常に配慮しながら給与行政にも当たっておるつもりでございます。いまお話しになっております管理職手当特別調整額の問題でございますが、これはもう先生十分御承知のように、校長あるいは教頭というのが部下を持ちまして、これのやはり管理監督というよりなことをやっていかなきゃならぬ、その職責の重要性というものに着目をしてしまひて、しかもこれは超勤というよりなことはなじまない。一般の公務員もそうでございます。そういうことで、一般公務員の場合にもそういう措置が講ぜられたということもございまして、管理職手当に当たる特別調整額というものを支給して今日まで来ておるわけでございます。ただ、一般の教員につきましても、これは一般の公務員とは違ひまして、いま御指摘もございましたように、そう超過勤務とか何とかというようになことは関係なくて、やるべきときはやらなきゃならない、そういうこともございすこともありまして、これは国会でもいろいろ御議論をいたした結果、いわゆる調整額、超勤に一般的には見合うようなことで、超勤制度にはなじまないというところで調整額制度というものが創始されたわけでございます。それとの対応で特別調整額というものがあるわけでございますが、これは現在——従来までは規模にかかわらず一定率の管理職手当というものが支給されておったわけでございます。ただ、今回人確法に基づく第三次後半というところで一応最終的な措置ということに相なりまして、その際にやはり専門の文教をあずかっております文部省の方からぜひともこういう点についてひとつ配慮してもらいたいというような要望も出されておったこともございす。そういう点、いままでの第三次前半までの締めくくりをいたしまして、総括的にもう一遍見直して、その上でやはりこの点についてはもう少し手当をした方がいんじやないかという結論でもって今回の管理職手当の増額ということを出したわけでございます。この考え方は、いままで一律のございしましたもののほかに、やはり職員数が多いというよりなことになるかと、それ相当な苦勞度というものの違うものがございます。個々具体的に見ました場合には……

○片岡勝治君 簡単に頼みます。○政府委員(藤井貞夫君) はい。いろいろその人の特殊才能もございまして、いろいろ問題がございまして、いろいろ、しかし、やはり一般的に言つて規模が大きいということについては苦勞度も多からうというように着目をしてしまひて、一定規模以上のものについては管理職手当の理由ということに考えております。

○片岡勝治君 私が開いてるのはそういうことでないんです。その内容じゃないんです。一定規模について考えるんなら、現場の人たち、同じような条件で一定規模以上の生徒児童を抱えて教育をしなきゃならぬ、そういう先生がたくさんいるじゃないか、あるいは一定規模の一週間の時間数を超えて授業をやっている先生だっているじゃないか、そういうものは何にもしないで、校長さんだけ——私は校長さんの仕事大変だと思ひますよ、それは。しかし、まず上に立つ者から先にやるというのは逆じゃないですかと言つてゐるんです。そうでしょう。そういう現場で働く人たちのことはさておいて、まず校長さんというところについてはこれはもう逆だと言ひますよ、やり方が。もちろんこういう一定規模以上というところではっきり格差をつける、こういうことにももちろん問題がありますね。この点はひとつ人事院でも深く再検討をしていただきたい。

次に、もう一つ幼稚園の問題についても同じようなことが言えると思ひますね。義務教育教員特別手当を今度は国立の幼稚園にも出した、ところが半分ですと、こういうことです。二分の一というのはこれはどういふことなんでしょうか。ちょっと答弁が長いから、なるべく簡潔にざり言つてください。

○政府委員(角野幸三郎君) 幼稚園の教員に対する特別手当の支給でございますが、これも長い間宿題になっておりました、これは当初から附帯決議をいたしました中にも均衡を考慮しながらやれ、検討するということになっておりました、それで今度の三次の後半の最終段階にやっと踏み切つたという経緯でございまして、それにつきましても人事院がやっております国立の幼稚園に對して悉皆調査をいたしまして、それで結果的に簡単に申しますと人材確保の面で多分に小学校教員と競合する面があるという結論に達したために、これは義務教育そのものではない、したがって、人材確保法の趣旨そのものではないけれども、そういう附帯決議の趣旨も踏まえて、かつ実態の競合点も意識した上で均衡上二分の一と、こういうこととしたわけでございます。

○片岡勝治君 均衡上つてのはどういふ——義務教育でないからということですか、均衡というものは。

○政府委員(角野幸三郎君) まず、基本的には義務教育そのものではない、人材確保法の目的とする義務教育教員の水準を上げるといふそのものではないということ、まず前提条件としては外れるわけでありまして、まず前提条件として外れるわけでありまして、同じといへば同じ面も検討した結果やるといふことで、その競合しております点などを見まして、同じといへば同じ面もございす、違ふといへばそういう意味でたてまえた違つておるといふことでもありますので、それで二分の一ということにしたわけでございます。

○片岡勝治君 これは高等学校だつて義務教育じゃないですからね。これはもうほぼ平等に適用するようになっておるんでしょ、高等学校の場合には。

そこで、人事院勧告でも国立幼稚園の場合には「幼児の保育に関する研究協力、教育実習指導等の教育研究活動を担当しているという特殊性もあつて」といふようなことが言われておりますね。いわゆる幼稚園であれ、小中学校であれ、高等学校であれ、教育活動の中におけるいわば研究という分野、これは重要な柱です、これは小学校だつて中学校だつて。どうやって教育効果を高めようか、絶えず教職員は研究活動を集団で、あるいは個人的にいわば教師としての基本的な任務だろつと思ひます。これは国立幼稚園だけの問題じゃないんです。幼児の保育に関する研究協力、こ

これに期待をしたということでございまして、それをガイドラインで設定をしたとか枠をはめたとか、そういうような考え方は持っておりません。

○野田哲君 団体交渉権を尊重しそれにまとうことであれば、この文章の中から、団体交渉で決定すべきものであると、そこで切っておけばいいんで、「が、」以下は要らないんです、これは。

では具体的に伺いますけれども、ガイドラインではないと言われているけれども、大蔵省の方は

カ月分以上の予算は組まれているわけですから、年末については二カ月分組まれているのと、一カ月分については凍結の指示を大蔵省から出している、こういうふうな状態に聞いているんですが、その点いかがですか。

○説明員（日吉章君） ただいまお尋ねの三公社五現業の期末手当の財源につきましてでございますが、特段の指示なり措置をとってはおりません。

○野田哲君 そうすると、この予算が現に計上されている。そしてこの決定については団体交渉の中で出た結論によって協約、協定等によって実行という制度になっているわけですが、そういうふうに進めていくということで大蔵省はそれについては一・九を超える場合があっても一切の干渉はしない、こういうことを確認をしいいのですか。

○政府委員（井上吉夫君） 先ほど九月一日の閣議決定、期待をしている云々については森官房副長官からお答えがありまして、従来の経緯から見ても、一般の国家公務員に準じずと號けられてきて

いるので、そういう形で妥結することを期待しているというぐあいに答えられました。しかし、これはあくまでも労使交渉によって決定するということであつて、侵すものではないということを述べられました。先ほど給与課長が申し上げましたように、大蔵省としては○・一のカット等の具体的な措置をいたしておりますし、特別の指示もいたしておりますので、その決定によって処置をす

るといふぐあいに考えているわけでございます。

○野田哲君 それでは交渉の過程において当局側は大蔵省の了解が得られないとか、あるいは大蔵省の指示によつて云々と、こういう言葉は一切出ない、出たとすればそれは当局側のごまかしか、あるいは大蔵省が介入をした、こういうことになるわけで、そういうことはあり得ないと、こういうふうな理解をしておいていいですね。

○政府委員(井上吉夫君) 大蔵大臣閣議のメンバーの一人として九月一日の人事院勧告に基づく措置についての閣議決定について参画をいたしておられますので、その際の期待するという取り決めの内容なり、性格については官房副長官から説明がありましたが、閣議の構成メンバーとして答えました大蔵大臣の立場、それを越えて大蔵省自体がみずからの立場において予算上なり、その他の理由によつて大蔵省からカットを指示するという立場はとりません。

○野田哲君 公社、公団等についてもこれは三公社五現業よりもっと労使間の問題については労働組合法の適用団体でありますから、この種のいままで議論したようなケースは全くない、全く自主的に団体交渉によつて決定されたいと、こういうふうな理解をしておいていいですね。

○説明員(日吉章君) 公団とか、それから事業団を指しているのかと思いますが、それらにつきましましてはいま労働法上は先生御指摘のようなことになってございますが、別途予算、財政上の問題といたしましては、主管大臣がそれらの主要な予算の項目につきましてチェックをすることにまつておりまして、そのチェックをするに当たりまして大蔵大臣が協議にあずかるというふうなたてまえになってございます。したがういまして、その限りにおきましては協議大臣といたしましての予算措置上の意見を差しさむということはあるかと思ひますけれども、それはそういう意味でございまして、決して直接的に労使交渉そのものに対して介入するというふうな立場でないことは三公社五現業の場合と同様でございます。

○野田哲君 チェック、協議という立場で労使間の交渉の結果に対して大蔵省として介入し得る立場にあるんだと、こういうことですけれども、そのチェック、協議というものはあくまでも労使間の自主的な交渉というものについては尊重する立場に立つと、こういうふうな理解をしておいていいんですか。

○説明員(日吉章君) 公団、事業団等につきましては財政上政府資金等に依存する部分が非常に多いでございますし、なおかつ事業の内容も政府の事業と非常に類似しております公共的な性格を持っております。そういう観点から予算上等のチェックを受ける形になっていくわけでございまして、そういう点におきましては私もいたしましては理事者側に対しましてできる限りその公共性等にかんがみまして公務員等に準拠した形で団体交渉が行われるように期待するというふうなことになるかと思ひます。

○野田哲君 期待をするということですから、それなりに受けとめておきたいと思ひます。労使間の自主的な交渉の経過あるいは結果あるいは使用者としての当事者能力には特に制約を加えない、こういうふうな考えでいいですね。

○説明員(日吉章君) 団体交渉そのものに対しては、大蔵省といたしましては何ら制約を加える考え方はございません。

○野田哲君 これはまあちょっと所管は自治省になるんですが、全体の決定をされた各省にまたがる事項ですから森副長官にこの問題の最後に何っておきたいと思ひますが、公労法それからいまの公社、公団等の問題についていま伺つたわけですが、公団等、地方自治体には公労法と同じ制度によつて成り立っている地方公営企業関係の地方労法によつて組織されている団体があるわけですが、公営交通とか水道事業とか。この地公労法も公労法と同じような形の法体系になっているわけですから、地公労法の関係についての労使間の問題もやはり同様の趣旨として理解しておけばいいと、こういうことですね。

○政府委員(森喜朗君) あくまでも公労法等によりまして自主的に当局と組合とが話し合つて決めるものであつて、私どもとしてはそれに枠をはめたり侵害するといふような態度をとる考えはありません。あくまでも私どもは政府は期待をするという程度にお考えいただければと思ひます。

○野田哲君 終わります。

○堀江正夫君 私の質問時間五十分になりましたので、実は一昨日に続いて特に防衛上非常に重要な継続能力、特にその中の弾薬の備蓄の問題、抗たんの強化の問題、こういういったような問題についてまずお聞きをするつもりでありましたが、これ時間がありませんから後からお聞きさせていただきます。

まず最初に、きのうの朝の日本経済新聞に載つておりました、ここには「五次防」というような表現も出てございまして、五十三年度の中期業務見積もり、これについてお伺ひしたい、こう思ひます。これは、去年の四月に出された防衛計画作成に関する訓令に基づく中期の統合防衛見積もり、そして中期の業務見積もり、これに関連をしたこの内容だと、こう思つておるわけですが、この統合中期防衛見積もり、そして中期業務見積もりというものは、いつごろから作業を開始され、いつごろまでに終わられる予定で作業を進めておられるか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生がおっしゃいました計画大綱の中で私どもは中期業務見積もりをやっているわけでございまして、これは各幕との間で具体的な中期業務につきまして、ことしの春から作業を始めております。そして五十三年度末、すなわち来年の三月末までに一応防衛庁の計画というものをつくり上げたいと考えているわけでございします。

○堀江正夫君 いまのは中期業務見積もりの問題ですね。統合中期防衛見積もりの方はどうなっておりますか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは中期業務見積もりと関係があるわけでございしますが、この方はこ

としいっぱいに計画の作成を終る予定でおります。

○堀江正夫君 この訓令によりまして、「統合中期防衛見積もり」で、内外の諸情勢その他を十分に見積もる、そして防衛力整備の基本構想、重点等を明らかにして中期業務見積もりの作成等に資するんだと、また「中期業務見積もり」のところを見ますと、統合中期防衛見積もりを参考として、主要な事業及びそれに要する経費の概略見積もりを行つて、年度業務計画の作成等に資するのが目的だと、こう書いてございします。そうしますと、統合防衛見積もりの方が当然先行しなきゃならぬ。これらを受けて中期業務見積もりというものがつくられるべきものであり、当然それになければ統合中期防衛見積もりの存在価値もなくなるんじゃないかと、こう思ふんですが、その辺はどうでございしますか。

○政府委員(伊藤圭一君) もちろんそのとおりでございまして、統合中期防衛見積もりの方が先行いたしております。これは、統幕で主としてやつておられるわけでございしますが、それを受けまして各幕が中期業務見積もりというふうなものを作業を始めておまして、こちらにつきましてはいわゆる年度の業務計画との関連におきまして深いかかわりがあるものでございしますから、おくれた形で進んでおりますけれども、まあ全く別個にやつて、そしてそれが終わらないとできないというものでないかと考えておるわけでございします。

と申しますのは、中期業務見積もりというものが、いままでの四次防までの形と変わつております。変わつておりますというところは、防衛計画の大綱におきまして防衛力の規模というものは一応定まつておるわけでございします。したがういましてその中の主要装備品等の近代化の計画あるいは更新計画というものがどうしても中心になるものでございしますから、いわゆる防衛力の量、質ともにふやすといういふ意味では新たな構想がそこに出て、そしてそういうものが必要だといふ分野

がかなり狭くなっているわけでございますので、
そういう意味では、かわり合いはあるわけ
でございますけれども、年度の中期の防衛計画が
きなければ業務見積もりがでないというもので
もないというふうな考えをおるわけございま
す。

○堀江正夫君 確かにそういう面が多いん
だろーと思ひます。と思ひますけれども、統
合中期防衛見積もりの最大のねらいの一つは、や
っぱり情勢判断をすることじゃないかと思ひ
ますね、対象とする年度が結局五十五年
度から五年間ですか、この訓令によりま
す。そうなりますと、その間の情勢判断を
して、それを受けて、そしてあるものは防
衛計画の大綱にもね返る、こういう面も
あるんだろーと思ひますね、当然。そうい
う意味においては、それでは情勢判断とい
うものは、少なくとも長官の決裁までいた
だかれて、そしてそれに基づいて作業をし
ておる、このように理解してよろしくござ
いますか。

○政府委員(伊藤圭一君) もちろんこの情
勢判断というものが防衛計画大綱まで動か
すような場合には、当然内閣の決定を経な
ければならないと私も思ひます。現在にお
きます情勢判断につきましては、これは毎
年年度の業務計画においても判断を仰いで
おるわけでございますが、この見通し得る
五年間、中期業務計画の五年間というもの
を見通しまして、防衛計画の大綱を変更す
るような要因はないという判断のもとに
報告をいたしているわけでございます。

○堀江正夫君 それは防衛局長の御意見
ですが、統幕が長官に答申をし、承認を受
けた判断でございますか。

○政府委員(伊藤圭一君) これはもちろ
ん統幕の作業の結果でございます。

○堀江正夫君 新防衛計画の大綱に、情
勢判断上の枠組みがはっきり決められて
おりますね。それで、大体日米関係ある
いは中ソの関係あるいは朝鮮半島の情
勢、こういふような枠組みが交わらな
ければ、大体この計画を交えないでい
いんだ

と、こういう基本的なお考えかとも理
解しておりますが、それはそのように理
解してよろしくございますか。

○政府委員(伊藤圭一君) 防衛計画の大
綱をつくりました以降の大きな情勢の
変化をもたらす可能性のある要因とい
たしましては、在韓米軍の撤退の問題
がございまして、それからやはり極東
におきましてソ連軍の増強の傾向とい
うものがございまして、それらを情勢
判断の際に各幕僚部あるいは統幕など
で十分将来のことを検討しながら、や
はりこの極東におきまして軍事情勢
というものは、いわゆる三極構造とい
うものになっておるわけでございます
と、まあ見通し得る五年間にはない
だろーという判断をいたしているわけ
でございます。

○堀江正夫君 まあここで私は何
も情勢判断論争をしようなどという
気は毛頭ございせん。ございせんけ
れども、少なくともこのことしの防衛
白書でも防衛庁の方で言っておられ
ますけれども、われわれの周辺諸国の
軍事力、特にソ連の海軍力なんとい
うものは、異常なまでの質的、量的な
増強を来しておる。これに對しまして
は、これは防衛庁は余りお認めになら
ぬわけですが、アメリカの太平洋地域
に對する軍事プレゼンスといひます
が、これは大きな傾向としては、そ
う何と云へば、それは全く心配せぬ
でいいと言へるような方向にはない
と、こういう問題が一つあるだろー
と、こう思ひます。その上に、こ
こで私はお聞きしておかなさ
ないうちですが、この夏アメリカ
へ行きまして、行きまして政府関係
当局者ともいろいろ意見の交換をし
ました。また上下院の軍事委員会
、外交委員会のメンバー、さら
にはブルッキングス研究所の所員等
とも意見交換をしたわけですが、そ
の中の一つ、去年の暮れに上院の
軍事委員会の中に西太平洋地域の
軍事調査小委員会というのがつく
られて調査活動を始められてお
る。これはもう御承知のように、
NATO地域の軍事調査委員会、こ
れが結成されて、二年間の検討の
結果アメリカにあるいはNATO諸

国に對する軍事政策の提案を行
った。同じような目的のように私は理
解をしたわけですが、これがNATO
と同じような状況でございまして、
来年の暮れごろまでには、インド
洋を含むところの太平洋地域の
アメリカ及び関係各国の軍事的な
責任分担、こういふような問題に
對しての検討と提案も行ふんじや
ないかと、こう思ひます。アメ
リカの軍事政策そのものがこの
提案に大きく左右されました
し、またNATO諸国もこの影響を
受けておることはもう御承知のと
おりでございまして、で、これら
の軍事委員会の提案がどうい
う提案になるかわかりませんが、
それによつてはやっぱりこの新
防衛計画の大綱を直直しをす
るといふような事態、これも私は
アメリカに言われたからといふん
じやなくて、事態の把握の上
に立つたそういう問題も起るん
じやないかと思ひます。その辺
はいかがでございましてか。

○政府委員(伊藤圭一君) 軍事委員
会の調査団というのが各地のア
メリカの軍事力その他について
調査をしておるのは、去年新
たに発足したということをお
しやいます。先生おっしゃ
いましてけれども、常時
そういうことはやってお
るわけでございますし、
また私もその報告は受けて
いるわけでございますが、
ただ、このいわゆる議会の
調査がどういふふうには
結びつかないかと思ひ
ます。それがアメリカの
政府の政策となり、そ
してまたその範囲にお
いて日本として検討し
なければならぬことがあ
るとするならば、しな
げなければならぬと思
ひます。いま直ちに
そういうことが行われ
るか見直さなければ
ならぬというふうには
考へておりません。

○堀江正夫君 どうも私の言
ったのが正しくは御理
解いただけなかつた
ようでございます。私
の言つたのは、特に
アメリカの場合議
会の権限が強いこ
とはもう御承知のと
おりであります。影
響力強いのも御承
知のとおりでありま
す。それらによつ
て影響を受ける
アメリカの軍事政
策といふもの、こ
れは私は、好むと
好まざるとにか
かわらず

関係各国についてもやっぱり波及
をしてくるというのが自然の流れ
じやないかと、こう思ひます。
そういう場合においては私は
やはりこの新防衛計画の大綱を見
直すという一つのファクターに
なるんじやないか、こういうこと
を言つておるわけですが。

○政府委員(伊藤圭一君) それは
その報告によりアメリカの政策が
どういふふうになるかといふこと
を見なければ何とも言へないと思
ひますけれども、それはそういう
場合が絶対ないといふふうには
考へておりません。

○堀江正夫君 そこで私は、中
期業務見積もりを――確かに統
合中期防衛見積もりの方が先行
してゐるんだろーと思ひます。そ
れを受けてやつておられるん
じやないか、具体的にこの見
積もりをつくられる上において
どういふような前提条件ある
いは枠をはめてつづつておられ
るのか、その辺をひとつお聞
きたいと思ひます。

○政府委員(伊藤圭一君) これは
特に枠をはめるというふうな
ものではございせん。統合中期
防衛見積もりの方はこれは全
く軍事的合理性の面からい
ゆる統幕が中心になつてやつ
ておられるわけでございます
。それを受けて中期の業務見
積もりを各幕にやつていただき
まして、そしてそれを全体とし
てまとめるというふうな作業
でまいりたいと思ひます。こ
れによつて枠を設けるという
ふうなことは考へておりませ
んの、これは防衛計画の大綱
に決められておる。これによ
つては、これは防衛計画の大
綱に決まらぬ枠といひますと、
この前も防衛庁の方でどこか
の委員会で申されたと思ひ
ますけれども、大体ここ数年
間はGNPの1%以内でい
んだと、それでやつてい
けるんだと、こういうお考
えもあつたように思ひ
ますが、そうしますと、
五十五年度から五年間
にわたるところの中期業務
見積もりの作業も大体
そういふ枠組みの中
でやつておられると、こ
のように理解すべきで

でございますか。

○政府委員(伊藤圭一君) それは閣議の決定がございまして、当面GNPの1%という枠がございまして、それを一つのめどにしながら作業をやっているというは事実でございます。

○堀江正夫君 それから、いわゆる従来の四次防までの計画と新防衛計画はだいぶ変わったわけでございますね。それで四次防までの計画ではもう予算の枠をびしと決めてあった。それがぐあいが悪いから新防衛計画では枠は余り決めないでやるんだと。そこで、そう言ってもある程度の枠が必要だから当面1%以内ということが決まった。今度の中期業務見積もりは、私はいままでの四次防まではやはり性格が、似ているところもありましたけれども基本的には違うんだということになりますと、当面1%以内という考え方、これは相当幅を持って防衛庁としては考えられるべき性質のものじゃないかというふうに思うんですが、当面というのが五十九年までつながらんかというふうになりますと、いろんな問題が起きてくるんじゃないかという気がしますが、いかがでございますか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま私が申し上げましたのは1%以内というところが閣議で決まっておりますので、それをめどとして現実的に毎年のだとえば建設計画そのほかについて検討しているということでございます。

○堀江正夫君 私は一昨日もいろんな防衛上の問題で言いましたけれども、また後からも申し上げることになると思いますが、いろんな防衛政策を推進していく上において、防衛庁自体が余り一確かに政府で決めたものからこだわらなさいいけない、それに拘束されるのはあたりまえだと思いませんか、しかし当面というのをいつまでとるかという問題は、これはもう私は防衛庁が現在の国際情勢なり、そして防衛力の実態を考えられて積極的にいろいろと提案をされてしかるべき問題じゃないかと、こう実は思うわけでした、結局いまのお話を聞きますと、五十

九年までいまのままで、いまのようなパターンでずうっと行ってしまうのかなというむなし気持がございまして、その点いかがでございますか。

○政府委員(原徹君) 私ども国会でも御答弁申し上げておりますように、当面ということでございますけれども、あの当面というバックグラウンドとして五十年代前期経済計画というのがあって、それでは、大体今後五年ぐらいは実質6%の成長をするであろうと、そういう前提があったもので、それから、そういう前提でございますか、バックグラウンドがあるということでも考えますと、F15もつくりP3Cも買っても1%以内でできるであろうと、そういう判断をいたしたものでございまして、いふに御説明をされているわけでございます。いまの中期業務計画をつくるに際して、それじゃ五十九年までどのくらいかというのはいまもございせんですね。政府の方でいろいろまた中期経済計画考えているようにございましてけれども、そこはいまのところわかりませんので、私も、そこをいふと急に変わるかどうかということもわかりませんので、大体6%ぐらいの成長を今後には前提として物を考えていると、そういうことでやってみれば、いまの話の1%という閣議決定の線もございまして、そういう線では近代化計画、今度の何と申しますか、防衛計画の大綱というものを前提にした艦船なら艦船の老朽をそれをリプレースすると、その際にもろん近代化もいたしますと、そういう前提で物を考えればある程度はできるであろうとは思っております。そういうことで、いまの中期業務見積もりというものがその作業が進められていると、そういうことでございまして。

○堀江正夫君 もっといまの問題を詰めたいんですけれども、どうしても時間内に私は奇襲対処と有事法令の問題を申し上げなさいませんの、まずその方に移さしていただきます。この夏以来国会の内外におきまして奇襲対処、有事法令の論議が大変活発に行われてまいりました。

た。私自身は、何とか当局が冷静にこの問題に対処していただきたいんだと、そして正しい方向を打ち出していただきたい、折るような気持ちで大きな期待感を持って今日まで見守ってきたわけでございます。そして、九月の二十一日でござい

ますか、統一見解をお出しになりました。この統一見解をつぶさに見させていただきました。で、この統一見解によりまして、私、大いに評価できる面があります。もちろん、後ほど申し上げますが、評価できる面も大いにあるわけでございます。その評価できる面の第一は、いわゆる奇襲対処の問題について言いますと、法的側面を含めて検討すると、こういうふうに行っているというところ、ところが、けさの新聞を見ますと、これはサンケイでございまして、きのうの衆議院の内閣委員会で公明党の市川議員の質問に対して防衛局長からもいろいろお答えがございまして、であります。私自身は、このお答え非常に簡単でございまして正しくは理解できないわけですが、少なくともこの統一見解で言っておられる奇襲対処の問題についても法的側面を含めて検討するといふ基本姿勢は、防衛庁側は毫末も変わっていないんだと、こう信じておるんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(金丸信君) 私は有事法制の問題あるいは奇襲という問題、これが混同いたしました、たびたび使っておる言葉でございまして、ひとりの歩きをしてしまったということ、こちらの意のあるところを歩いてくれたということではないということをお願いしておるわけですが、そのようなことで非常に意見が混乱してまいりまして、これは防衛庁としての確たる見解をはっきりした方がよろしいということで統一見解というものをつくったわけでありまして。

私は、奇襲という問題については、奇襲というものはないようにすることが政治だと、私は降ってわいたような奇襲というものはない得ない、ないんだと。ないんだけれども、あるかもしれ

らぬという制服の考え方もあるし、国民の世論の中にもそういう考え方がある。あるとするならば、その点についてはひとつ研究することも必要だという考え方でありまして。

また、有事法制の研究につきましては、自衛隊は有事を仮定するから自衛隊というものがあると、有事がないということがはつきりすれば自衛隊というものは要らないという私は考え方を持っておりますわけでありまして。そういうことでありますから対処法令、有事になったらどうすればいい、そういう研究はやるのが当然だと、遅きに失したという私は考え方でありまして、ただ一つ私はいつも申し上げているように、シベリアンコントロールとは戦前の日本に於いてはいいけないということでありまして。もし総理の権限を一つでも譲つたら、それは将来どういうことになるんだろうという私は心配もいたしておるわけでありまして、そのこと自体が政治家が、いわゆる戦前の日本に於いてないというためには、勇気ある政治家が気持ちを持ってもらなければ、シベリアンコントロールというものは確保できないという私は考え方の中で申し上げておるわけでありまして、統一見解といふものはそういう考えのもとにつくったわけでありまして。

○堀江正夫君 いまの長官のシベリアンコントロール確保の基本的なお考え、これはもう全く私も同感でございます。ただ、具体的にそれじゃシベリアンコントロールを確保するという基本的なラインの上に立つてどういう面があるかということ、法的側面を含めて慎重に検討すると、こうおっしゃっておるんだらうと私は思うわけですが、ところが少なくともこの新聞の記事で見ます限り「奇襲はほとんどあり得ないし、全くない」と言える。奇襲対処の研究の結果(新たな措置が)必要ないとの結論が出るのではないかと「もう一つの方向が、このとおりだとするならば言われているように思うんですが、それじゃちょっと慎重に検討するということとは違うんじゃないかという気がするんですが、いかがでございますか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま大臣から御答弁申し上げましたように、文民統制の原則とそれから部隊行動を本旨とする自衛隊の特性、これはある面におきましては非常に相反するものでございませう。いわゆる自衛隊の部隊行動を中心とした特性を十分生かそうとしたら、どうしても文民統制の手を縛るというような危険もあるわけでございます。したがって、この辺が非常にむずかしいところでございます。法的側面を含めて検討するわけでございますけれども、いわゆるある日突然に敵があらわれてくるというようなケースというものは、事態を調べていきまして……

○堀江正夫君 いまそんなことを聞いてないんです。その内容だけ聞いています。

○政府委員(伊藤圭一君) ですから、なかなか具体的に余りないだろうというようにことを申し上げたわけでございます。

○堀江正夫君 そうしますと、奇襲の可能性があるかないかというお答えだったということ、一応の方向がこういふ方向だろうというふうに言われたわけじゃないんで、やはりいろんな相反するむずかしい問題はあるけれども、慎重に検討するんだということについては間違いないと、そのように理解していいんです。

○政府委員(伊藤圭一君) それはそのとおりでございます。いま慎重にいろんな態様について検討している最中でございます。

○堀江正夫君 また私の奇襲対処の防衛庁の統一見解で長官も再々言っておられますけれども、情報及び通信機能等の強化を含む防衛体制の高水準整備が基本である、これはもうきわめて当然だと、私自身そのように思っておるわけでございます。ところが昨日いろいろと情報能力の問題で私お聞きしたわけです。ところが偵察衛星それ自体にも限界があるんだというふうな話でもございませう。また情報能力の現状というものは必ずしも満足すべき状況じゃないんだというふうなことも申されておるわけでありませう。私はむしろ満足

すべき状況じゃなくて、寒心にたえない状況じゃないかと実は思っておるわけです。ところがこれもおととい私申し上げたんです。そういう状態、そういう実態に立てば当然金丸長官のお気持ちから言わなければ、すでに八月の末に出された概要要求、これに情報関係の追加要求をされてしかるべきじゃないかと、このようにも申し上げたんです。が、まあいまだこのように御計画もないと、こういうふうなことでございまして、したがって、確かに情報通信機能等の強化を含む防衛体制の高水準整備が本場に満足すべき状況になれば、ある程度奇襲の可能性というものはないかもしれない、少なくともなるかもしれない。けれどもそういう基本的な、何といひますか実態と、それからその実態に即するところの努力と、それからこういう物の考え方が余りにも遊離してしまっているじゃないかというところを、私自身一つは大変に懸念をしておるわけでありませう。

それからもう一つ、これはもうぜひとも私は長官に申し上げねばならないと思うことがございませう。長官は終始一貫して自分は奇襲はもう現在の情勢では万が一もないんだと、万が一どころか、この前の本会議では万が一五つつけて言われたわけでございます。ところがいまも長官おっしゃったように制服は必ずしもそう言っておられない、こういうことでございませう。私のもう生涯というものは、軍人、自衛官として今日までやってまいりました。私の知識、私の能力から判断しましても、私はいかに軍事技術が発達しようとも、この奇襲というものがなくないんだなというところは、とてものことと言えないんじゃない、私はそう思っております。いろんな評論家が自分の考えで言うのはいいと思うんですけれども、長官どうか、長官がそういうことを言われるのだけはひとつ、個人で思われるのはもうしょうがありませんけれども、長官としてそういうことを言われるのだけは、私は何とかやめていただきたいものだ、これはもう私の心からの念願でございます。政治の最高責任者、防衛の最高責任者がこういうことを言われることの影響というものは、もう国の内外に対して非常に大きいと思うわけです。どうかひとつこの点いろんなお考えあると思えますけれども、よくよく取りいただきたいものだ、もう念願をしてみませう。

次に、有事法制の研究の問題について私申し上げたいと思ひます。

総理は、自衛隊は有事のためにこそあるのだと、有事法令を研究するのは当然だと、このように言われました。長官ももうきょうもそう言われました。再々そのように申しておられるわけでございます。これはもう当然過ぎるほど当然のことだと、こう思ひます。しかし、現実的には、二十九年に自衛隊が発足して今日までも二十数年たちましたが、具体的な整備が放置されておるといふ、独立国家としては異常な事態にあるんだというところは私はまずつきりと認識しておかなきゃならない問題じゃないかと、こう思うわけでございます。その意味で平時から研究をしよう、平時こそ研究をする場なんだと、このように統一見解でも言っておられることはもうもつとものことだと思ひます。またおとといの委員会でも、逐次国民のコンセンサスを得るために次の通常国会では研究したものを一つ、二つはぜひとも出した、このように言っていたございました。私はきわめてこういふような考え方、持っていない方でありませうが、問題の第一は、私はこの有事法令に取り組み姿勢の問題だと思ひます。この統一見解の有事法令の二のところに、「なお残された法制上の不備はないか、不備があるとすればどのような事項等の問題の整理が今回の研究の目的であり、近い将来に国会提出を予定した立法の準備ではないか。」このように言っておられます。私は実は二十七年に当時の警察予備隊に入りました。そして自衛隊を退職しますまで直接、間接にこういう問題にタッチをしてまいりました。防衛庁が自衛隊の発足のとき以来内部的にどの程度これらの

問題に取り組んできたかということを知っております。私は、この慎重に対処すると、こう言っておられる、下手をするといままでとまた同じような蒸し返しになるんじゃないかというふうなむなし気持ちはさへも実は持つわけでございます。特に去年の夏、三原長官の指示で有事法制の研究を開始されてもう一年以上経過しました。この間に何を研究されたかというのを思ひますと、やっぱりもう少し防衛庁の責任においてこの問題には真正面から取り組んでいただく責任があるんじゃないかと、こう実は私は思うわけでございます。慎重にやられることは大切なことだと思ひますけれども、やはり真正面から真剣に同時に取り組んでいただきたい、こういうことでございませう。

第二の問題は、実は有事対処のリードタイムの問題であります。現在の法令では、もう申し上げるまでもございませうけれども、防衛出動が下令されなければ自衛隊は具体的にほとんど何も行動できません。待機命令によっては施設内におけるところの準備でございまして、予備自衛官の招集さえもできないのはもう言うまでもないことでございます。もちろんおそれがある場合にも下令ができるんだと、したがって相当のリードタイムがあるんだと、準備はできるんだと、こういうお考えのようにも思われるわけでございます。また、平時からの即応体制の整備、これがもうもちろん基本である。だからこれを優先をするという考え方、これももちろん納得できるわけでありませう。しかし、先ほども申しましたけれども、GNPの1%以内という現在の考え方、姿勢で、それじゃいつの日になったならば平時からの即応体制というのはできるんだという懸念を実は持つわけでございます。そういう意味において私はもう毎回の委員会質問では、もつとひとつ元氣出してやっていただけじゃないかというのを申し上げておるわけでありませう。これはもう即応体制を向上するという以外の何もかもございませう。私は広範多岐なかつ相当の時日を要するところの対処準備の期間と

いうものと、これはよく言われます。陣地構築の問題ひとつ考えてみて、それでございませう。この防衛出動下令になって、そして現在の状況でございませうと土地の収用、これはもう政令等で決まりました。ちゃんと整備できました段階においても収用をやる、資材を運ぶ、そしてそこでもって初めて陣地をつくる。そういうことではやっぱり実際の場合とマッチしない事態が起こる可能性が強いんじゃないかと、こう思うわけであります。もちろん私が言うまでもなく防衛庁その辺のことは一番よく御承知でございませうが、長官も私は年度防衛計画の報告等を聞かれてこういった問題点というものには十分に御承知になっておられるんじゃないかと、こう思うわけでございまして、ひとつこういう意味でいま防衛出動下令後から有事があるんだと、有事法令の研究はこの防衛出動下令後の法令を整備するんだというこの有事の概念というものをもう一度やはり真剣に考えて実効性のあるものにしていただかなければならないんじゃないかと、こういうようなことを強く考えるわけでございませう。蛇足でございませうが、そうでなければ訓練精進隊もまた有事事態に対処できない存在となってしまうというのを実は恐れるわけでございまして、きょうはもうこの問題についてはこれ以上申し上げる気はございません。私にまるる申し上げましたこの点につきまして長官の総括的な御所見を承らしていただければ幸いです、こう思うわけでございませう。

○国務大臣(金丸信) ただいま堀江先生から奇襲という問題について、それに対処する方法は寒心にたえないような状況がいまの状態じゃないか。まさに私も寒心にたえない状態であることは認めざるを得ないと思ひます。しかし、私はきょうこの時点で日本が他国から脅威を感じておるといふような感覚は持っておりません。まさに平時だろ、と思うわけであります。また、きょうの日本のいわゆる防衛という問題は日本ひとりだけで日本の国を守るということではなくて、日米安全保障条約というものがあつた。この大きな戦力が抑

止力になつてゐることは御案内のとおりであります。私は、その抑止力の日米関係の日米安全保障条約がある中で、また一方には当面一割と、防衛の大綱とか基本方針、そういうものが国民の前に提示されておつて、それを無視してこの際どうぞんず算をふやしたらいけないかという考えについては、私はまことに慎重居士のようなことを申し上げて恐縮であります。防衛という問題は二十万の自衛隊だけで守れるわけじゃない。いざというときには一億一千万国民のいわゆる力をかりなければ日本の防衛はできないということとを考へてみれば、防衛という問題は国民一人一人のいわゆるコンセンサスを得ながら積み上げていくところに防衛の基本があるだろうという私は考へ方を持つておるわけであります。

そういう意味で、この平穩な平時においてこの大綱に従ひ、中央指揮所の問題や、あるいはマイクロ回線とか、そういうような準備も順次いたしておることであるから、じゃその間に來たらどうだということになるという問題もあると思ふんですが、私は日米関係というものは信頼性を深く信じておるわけでありますから、この平和なときにそういう準備を順次計画に従つてやっていくところに国民の納得が得られるだろうという、こういう考へ方でございますし、また有事の問題につきましましては、もう三原長官が昨年の八月に出した、どんだん国会へそういうものをつくつたら出したらいけないかという御質問であります。私は憲法の範囲内ということ、また平和憲法というものの、この憲法のもとにわれわれ国民は従わなければならないことは当然だと私は思ふわけであります。私はたまたま有事立法、奇襲問題等で憲法を改正するべきだといふようなことが、いわゆる平穩の中でこの有事法制の研究等も進んでおつただけけれども、憲法を改正し、そういうようなことが、そして有事立法もつくつていくというふうな、いわゆるとげとげしい、いわば憲法なんかどつちでもいいんだというふうな考へ方の中でそういうものが推し進められたとい

うことは、いわゆる防衛という問題について国民が非常に理解を持つてきてくれた、順次その機運もあるにもかかわらずまさに水をかけたという私は感じもいたしておるわけであります。

そういう意味で有事法制の問題については、私は憲法の範囲内でひとつ対処する方法を十二分に考へてほしいということ、三原長官の後を受けまして防衛庁がやっておるわけであります。しかし二十、三十、一遍にそんな研究ができるものじゃないんですから、一つのこれとこれとこれと、こういう憲法の範囲内のものをやりますというふうなものはぼつぼつ出てきていいんじゃないかという私も考へ方を持つておりますし、またそういうものも中間報告をしるという国会へ中間報告して、シビリアンコントロールとは政治優先ということでありませうから、国会議員の先生方に十分な御審議をいただくという方法をとることが妥当な方法だと、こうも考へておるわけであります。堀江先生のおっしゃられることは私も身にしみてよくわかります。

○堀江正夫君 いま長官からいろいろとお答えをいただいたわけでございませう。大体基本的には長官のおっしゃったこと、私も理解できますし、私の言つたこともおわかりいただいた上で含みのあることをおっしゃつたんだと、こう私は思ふわけでございませう。もう二分ほどございませうから、一、二だけ申させていだきたいと思ひます。

確かにいますぐどこでどつかの国の侵攻があるという事態じゃないだろうと、私もそのように思ひます。けれども、戦後今日までの日本を取り巻く情勢といふ日本が置かれておる、今後置かれようとしておるこの情勢とは相当違つてくるんだらうという認識は、これは国民も持つております。はだで感じておりますし、もう防衛庁当局も、もちろん口には出して言われませんが、よく認識しておられるところだと私は思ふわけでございませう。それであるならば、やっぱり国民のコンセンサスを求めるためにはやはり積極的に言うべきことは言つていただいて、そして国民の期待と信

頼、コンセンサスを得るようにやっぱりやつていただきたいものだ。これは私の心からの願ひの一つでございませう。

それから、有事法令の問題、私はどんだん国会に出せといったようなことは毛頭申しません。検討されたものから逐次コンセンサスを得るために出していただきたいということでございます。ただ、本当にやろうという防衛庁の機構があるならば、相当早期にいろんな問題が出るはずですよというのを私は申し上げるわけでございませう。その辺にひとつの上ともお考へをいただきたいと、このように思ふ次第でございませう。

○和泉照雄君 私はまず給与法案について質問をいたしまして、時間が余りましたら防衛一般で質問させていただきます。まず、本年の人事院勧告は、官民給与較差が五%以下でも勧告がなされる新事例となつたということがひとつの特徴でございませう。

二番目は、指定職俸給表が据え置かれたということ。

三番目は、本俸改善に対する配分率が従来よりも若干低減したことなど、幾つの特徴があるようでございます。

今回提出された一般職給与法改正案は、この勧告を受けて提案されたわけでございませうが、私は八十三国会においても官民較差の是正の実施と人材確保法に基づく教員給与の改善とは別個に処理すべきであることを指摘をいたしました。それにもかかわらず、今回も両者を一体化して改正案が提出されております。まず、その理由及び人事院勧告後、本法案提出までの経緯について御説明をお願いいたします。

○政府委員(藤井貞夫君) この夏の夏に出しました一般勧告の内容、その特徴というものがございまして、いま和泉委員が御指摘になつたとおりでございます。そういう特徴を盛り込みながら勧告を出したということに、私自身も考へておる

のでございます。

第二の点でございますが、実は、人確法に基づく勧告は従来三回にわたってやってまいったのであります。今回は第三次の後半というふうな言われておりますが、いわゆる財政的裏づけを伴う計画的な改善ということにつきましては、最終的な勧告であるというふうな一般にも言われておりますし、われわれもそういうふうな理解をいたしておるのであります。実は、第三次後半分の勧告は、財政的裏づけをいたしましては、実は五十二年の三分分から措置をされておったということでございますので、それ以前に勧告を出さなければならぬということに相なっておったと思ひます。ところが、第三次前半の勧告におきましてはいろいろ問題点がございました。なかんずく、主任手当の問題を中心といたしまして、いろいろ議論がございました結果、この関係法案の審議が大幅におくれまして、これが成立をいたしましたのは去年の暮れということに相なつた次第でございます。

ところで、最終の勧告をいたします際には、申し上げるまでもないことではございますが、いままでやってまいりました勧告の結果がどうなつていくかという点を相対的にながめまして、足らざるところはそれを補つていく、全体で整合性が得られていくかどうかという点を検討する必要があるでございますので、そういう意味で慎重な検討をしたわけであります。ところが、昨年通過させていただきました法案は、その後地方の段階において、大体ことしの六月ごろを中心にして県会等でこれが具体化をしたというふうな現実になつておるわけでありまして、われわれといたしましてはそれらの落ちつき先をながめておつたわけでありまして、大体落ちつき先が見えわめがつきましたので、その時点において最終的な勧告についてどういふふうなやつていくかということを慎重に検討いたしました結果、これを今回一般勧告と同時に出すということに相なつたわけでございます。時期的にちょうど一緒になつたということでございます。

まして、われわれといたしましては、この勧告を一本化しなければいけないとか、一般勧告と同時に出すのが至当だとか、そういうような考え方を前提にしてやつたわけではございません。ちょうど時期的に同時期になつたということでございますし、それ以外の他意はないということを申し上げておきたいと思ひます。

○和泉照雄君 次は、八年度の当初予算の計上問題について伺ひますが、これは先ほどもございまして、八月十七日の当委員会において大蔵省から本年度の給与改善費の当初予算計上額は一般会計で二千六百三十億円、それに対して人事院勧告完全実施に要する経費が千九百十億円で、差し引き七百二十億円の余剰が出る旨の説明がございました。昨今のような逼迫した財政事情においては、給与改善費の組み方について種々議論があるところは皆さん御承知のとおりでございますが、しかしながら、総合予算主義のたまえ以外に人事院の勧告が労働基本権の制限に対する代償措置になつていくということを保証するという観点からは、いままでのやり方はそれなりの理由のあるところと思われまふ。一方、経団連からは、この方式は取りやめるべきであるとの申し入れがなされ、安倍官房長官は再検討の意向を示したと言われ、また去る十月二日には政府は計上しない方向に方針をかためたと、このように言われております。私は従来の経緯にかんがみ、この問題は慎重に取り扱うべきであると考えておりますが、五十四年度予算編成を控えて政府は現時点ではどのように考えておられるのか、取りやめる方向でおられるのかどうか、はつきりしていただきたいと思ひます。

○説明員(日吉章君) ただいま御質問いただきまして給与改善費の来年度予算におきます計上問題でございますが、これにつきましてはいろいろ御議論をいただいておりますように、種々の観点から検討する必要があるもので、ただいま慎重に検討しているという段階でございます。先般、一部報道されましたように、取りやめを決めたというふうなことは事実ではございません。ただ、従来非常に高率の勧告がございましたときに、五％の給与改善費を計上しておつたわけでございますが、その後最近に至りまして経済情勢が当時と著しく変わつてまいりました。かつまた財政も非常に厳しい状態にございます。そういう中におきまして、来年度予算におきましてどのような取り扱ひのよいかという点につきましては、新しい要素も入れまして慎重に検討したいとか、かように考えておりました。現在慎重に諸般の情勢を勘案しながら検討しているところでございます。

○和泉照雄君 次は、八月十五日の衆議院内閣委員会において、わが党の幹事委員の質問に対して人事院総裁は、給与の決定は毎月の生活費が中心、官民給与の較差を薄める、退職手当、年金制度を別個の角度から検討を進めなければならない問題である旨の答弁をされております。本筋はそのとおりかもしれませんが、昨今の民間の賃上げパターンを見ますと、その一つに第二基本給にウェイトをかける傾向があるようでございます。今回の勧告を見ても、本俸への配分率が従来より若干落ちたとされ、八五％が八二％となつております。賃金決定と本俸配分との人事院の基本的な考え方、並びにいわゆる生涯賃金に対する考え方についてお答え願ひたいと思ひます。

また、昨今の民間の賃上げ方式、いわゆる第二基本給、この方式に対する人事院の分析及び評価についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(角野幸三郎君) お答え申し上げます。本年の勧告の大きな特徴は、まず全体の引き上げ率が非常に低かつたこと、結果的に大変低いものが出たというところがございます。したがって、私どもは原資的に見まして少ないものを非常に効率的に、実質賃金といふますか生計費等を頭に置きながら、実質的な配分をするにはどうしたらいいかということに大変頭を使つたというところは事実でございます。まずそれにはやはり世帯持ち層がおります実質賃金が一番問われる階層に重点的に配分すべきであるというふうなことから始まりまして、それは俸給表である。俸給表の中でも平板的ではなくて、世帯持ちといひますか、結婚して子供ができてそれが二人になつてというふうな三十歳代から四十歳代の初めぐらゐまでのところに特に重点的に配分しようとして、こういうことを初め考えたわけでございます。しかしながら、そういうふうな俸給表の中の制度的な、制度年齢に合致して世帯層をねらい撃ちするような配分をいたしまして、たとえば子供ができません三十四、五歳ぐらゐが子供一人ということになつて二人にかかるあたりでございますが、俸給表の上で幾ら措置をしましても、その辺でひとり者もまじつておりますので、結局それ以上の効率的な配分は手当にならざるを得ないと、そういうことになりまして、手当としては最も扶養手当でいくのがそれこそ効果的である、配偶者に幾ら、子供に幾らと個別具体的にいきますので、なけなしの原資を配分いたしましたにはこれが一番効率的、有効であるということに考えまして、そういう点で本年の配分は扶養手当に大変重点がいつております。それが結果的には給与構成を見ました場合には例年にならぬ本俸から手当に重心が移つたような形になつておりますが、それは本年のやはり全体の較差が少ない、この有効配分というところで考えたそういう事情でございます。しかしながら、これは第二基本給的なお話もいまいございまして、公務員の現在の給与構成を見、かつ民間の給与構成を頭に置いて両方比べました場合に、民間の例で申しますと、ここ十年ぐらゐの経緯の中で、大体基本給の比率が全体の九割ぐらゐあつたものがだんだんだんだん民間では下がつてまいりまして、大体八五％に非常に近づいてまいりまして、それで私どもの給与構成でまいりますと、大体三十年近い間八四、五％でほとんどそのまゝ維持してきておりまして、その辺の關係を見ましても、民間と比べまして余り大差がない状態にだんだん近づきつつある、そういうことでございま

すので、給与構成すなわち第二基本給的な考え方から考えましても、民間と大体同じぐらいの感じに近づきつつあるということではないかと思っております。

それから官民比較、給与を比較いたしまする、月給で比較いたしまするに、いま御質問の中に生涯給的な年金あるいは退職金を含めてどうなのかというようにことが世上最近特に問題になっておりますが、それについてのお尋ねもございましたが、私もやはり官民給与を比較して公務員の給与水準を検討するに当たりまして、やはり人事院は公務員の労働基本権の制約の代償機関でございますので、まず春闘という場面で、春の賃上げの関係で出てまいります。これは月給が主になってございまして、給与ベースを引き上げる何%というのが民間における春闘の中心テーマでございますので、それを早く調査をして受けとめると、それで均衡を回復するということから入ってまいりますために、月給ということにまず基本がございまして、したがって、勧告も月給を最重点にして、まあボーナスもございまして、そういうことで均衡させることを至上命題に考えております。しかしながら最近の傾向といたしまして、退職金あるいは年金についての問題がございまして、これはそれぞれ関係省庁が御所管なさっておりますけれども、広い意味で賃金と言う場合には大いに関係のある問題だと思っております。私も、まあ感じで申し上げるわけではございませんが、世上言われております高き、それぞれの重さといえますか、年金あるいは退職金についての民間との関係が言われておりますが、これは非常に官民比較をいたしますのがむずかしい問題でございまして、月給の場合でございまして、ただいざば単純に申しますと重さを比べれば大概断面でわかるわけでございまして、年金の場合にはもちろん掛けてそれで給付する、こういう関係になっておりますのが非常に違っておりますし、退職金にいたしましても、これは一体どういうモデルをとって、あるいはどういう実態でどうい

性質の、あるいは大きき会社をとらえるか、とらえ方をどうするかといういわば調査の対比の前提条件から始まっている問題でございまして。したがって私どもはやはり給与調査の専門機関として考えました場合には、大変その点について、見識というほどではございませんが、比較的手法としては大変むずかしい問題だなぁという、そういう問題意識を持っておりまして、これについて技術的な調査その他いろいろ検討してあるというのが事実でございまして。しかしながら、一番大事なものは、やはり生涯賃金といましても特に夏の、八月の勧告の前提となりますややはり四月、春のベースアップということが基本になるだろうと思っております。

○和泉照雄君 非常に丁寧な答弁でありたいんですが、時間の関係がありますので、ひとつ今後は簡潔にお願いいたします。

次は、指定職の俸給表について、今回の改正案では指定職俸給表が据え置かれております。給与勧告についての説明の中で増額改定を見送ることは問題なしとしない、このように言っておりますが、まずここで指定職の給与表の意義と改定見送りの理由についてお答え願います。

○政府委員(角野幸三郎君) 簡単に申し上げますが、指定職の俸給表といふと一般の行政職あるいははかに同列の俸給表がございまして、一般の俸給表と違ひまして、民間で申しますればいわば役員、重役に該当するクラスでございまして。それで、これはやはり私どもは調査をいたしまして、き一般の従業員のほかに役員は役員として調査をいたしております。それと均衡をとりながら、かつ一般の従業員の一番上、一等級との均衡を考えながらそれで均衡をとりながら従来やってきておりますが、本年は民間の調査をいたしました。較差は若干ございまして、昨年以後伸びてはおります。しかし全体的に申しますと伸びは非常に鈍い、役員につきましては、そういう従来からのございまして、したがって、そういう従来からの均衡、調査の結果から見まして、やはり改定を

することが妥当であると思っておりますけれども、しかしデータから申しますればそれでございまして、本年の全体的な状況から考えますと、やはり全体が五%未満の、三・八四というふうなわずかな、五%を割る勧告をいたしております。これは生計費等の関係があつて一般にはやるべきことであると思ひますが、民間のやはり重役に対応するいわば使用者に該当するクラスの関係でございまして、この際はそういう諸般の事情を考慮いたしましてそれで現行の額に据え置くと、こういうことにしたわけでございまして。

○和泉照雄君 いまいろいろお話しされましたが、問題の一つには行(一)表との均衡問題があると思ひます。行(一)の方は今度上がるわけでございますが、八月十七日の当委員会では給与局長は逆転はないと、逆転はないようでございまして、ある場面では逆転に近い、間差が非常に縮まったというふうな状態も現出しておるようでございまして、この均衡問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(角野幸三郎君) 逆転はございませう。ただ、行政職との間、行政職とその上に乗る指定職という関係で見ますと逆転はございませうが、指定職の俸給表は行政職以外の教育職の(一)表、あるいは医療職のお医者さんの関係から指定職に抜けていきます場合がございまして、医療職のような、病院の院長さんのような場合でありますと非常に高い号俸から指定職に抜かれるという場合がございまして。これは年齢が非常に高いところまで勤務なさつておるといふ関係もございまして、そういう場合には例外的には起こらないこともございませうが、一般に申しますと現在の各行政職の各等級の昇格に見合うような余裕はとつてございまして。

それからもう一点は、ことしは行政職の一等級のはうのそのベースアップ自体の幅を小さく目にしております。したがって、下と上との関係のこのあたりというの非常に少ない関係になつておりますので、大体その辺は大丈夫であるという

ことで、逆転現象は生じないと、こういうことを申しております。しかしながら、先生いまお話しのように、従来の大体これで妥当であるという相對間隔よりは少しづつ詰まった関係にございまして。それは事実でございまして。

○和泉照雄君 次に、指定がえについて伺ひをいたします。いわゆる指定がえは行(一)等級との均衡を考慮して行われていくわけでございますが、今回指定職は十二月の期末手当〇・一カ月の削減とも合わせて、一層行(一)表との均衡上の問題が強く出てきていると思ひますが、そのためには指定がえをするということが必要ではないかと思ひますが、このお考えはございませうか。

○政府委員(角野幸三郎君) ただいまの先ほどの御質問の中にすでに出ておりました、伺つておりますように、逆転はないという関係にございまして、これはもちろん年間給与というものを考えて逆転しないかどうかと、逆転するかどうかということの検討もいたしております。それで、先ほども申しましたように、行政職の俸給表の中の、等級相互の間の中のあるいは上の方の昇格に見合う程度の有利性は持たしてございまして、指定職を据え置きましても、その指定職の若い号俸の方でまあ当たるか当たらないかという問題はございまして、そのところは指定がえをせずとも大丈夫でございまして。

○和泉照雄君 じゃ、初任給についてお尋ねをいたします。今回初任給については抑制をされ、初任給調整手当も原則として廃止の方向が打ち出されております。民間の動向を見ますと、そのようにした趣旨は理解はできるわけでございますけれども、第七十四回国会でも衆参内閣委員会の附帯決議の趣旨にも照らしても、たとえば高卒初任給を引き上げ幅のみ三公社に合はして千七百円としたことは、私は片手落ちじゃないかと思ひます。初任給の定め方についての人事院の基本的なお考えをお述べください。

○政府委員(角野幸三郎君) 初任給につきましてここ数年さまま変わり状態——民間でございま

すが、さまざまの状況に相なっております。初任給は給与のほかの部分と違ひまして、非常に労働力の需給の接点になるところでございます。現在のように雇用情勢がさまざまになっておりますのをものに反映いたしまして、もちろん附帯決議の趣旨はかつてのものとしてでございますが、現在のそういう雇用情勢を踏まえまして、ことは特に民間の採用された初任給を調査する以外に雇用調整等一般の宿題の中で、問題の中で調べましたところによりまして、民間ではこういう景況を反映いたしまして新規採用を停止したり、あるいは採用をしておりますも初任給を去年のままで置きにしたりということが、全体の一五％ぐらいもあるということが、全体の一五％ぐらいはございます。従来のように初任給の実態調査に頼つて、これとの均衡ということとを離れまして、そういう採用しないところ、見送つたところもあるということでございますので、それから離れたわけでございます。それから一方で、先ほど来申しておりますように、そういう雇用情勢、公務員においても当然その反映でございます。公務員における採用試験の応募状態も非常に急増いたしておりますので、その点も考えまして、両方民間の均衡とも考えながらそういうことをしたわけでございます。

た高卒の場合は、三公社の方が一万円ぐらい高いんですよ。ただ上げ幅だけこうやられたというのは片手落ちじゃないか。これは検討をしていただきたいと思ひます。

次は、期末手当について伺ひたいと思いますが、改めて今年十二月支給の期末手当を〇・一カ月削減した理由を伺ひたいと思ひます。

〇政府委員(角野幸三郎君) 特別給の関係は月給の場合と比較の仕方が違ひまして、これはいよいよざつと申しまして過去一年間、去年の五月からこの四月という関係でございますが、そういう長い期間の約一年間の民間で実際に支給したものをとりまして、それをこの四月時点でこちらの合計したものを十二で割つておりますが、それをこちらのものと比べると、こういうふうな結果にいたしております。その結果判明いたしましたのは、昨年の民間の景況を反映いたしまして、現在公務員ですと五・〇月でありますものが民間の実績として四・九、厳密に申しますと四・八八八というふうな、現在の公務員の支給月数を割り込んだかっこうになりましたもので、それから、これとの均衡ということで、一年おくれではあります。〇・一減にすると、そういうことをいたしたわけでございます。

減することには、私はきわめてその算定の基礎に疑問を抱くわけでございますが、人事院の御見解を伺ひていただきます。

〇政府委員(角野幸三郎君) 算定基礎の問題でございます。先生いま申しておられますその算定の給与構成、手当の関係はそのとおりでございます。それで、これは現在は何カ月と、何・何カ月という月数で表現いたしておりますが、まあボーナスの関係は、民間で言いますと額で支給いたしておるといふのが一般の状態であらうと思つております。たとえばボーナスが夏であります三十万と、何月分というのとはまあ結果でございますが、結局は額だらうと思つておりますので、どちらかといへば、もしそういう算定基礎の問題があるならば、ストレートに額でもって比較する方がもっと具体的に詳しいわけでございます。

で、そういうことで、いま先生御提案なさいます問題点があるというところは、この前〇・二減にいたしました五十一一年以来の宿題になっておりまして、そういうこともありますものから、私も問題意識を非常に持つております。ことしの民間給与の調査をいたしましたときに、いま申しましたように、額でもってとらえるということが実際の調査として技術的に可能なかどうかというところをテストしてみたことも事実でございます。わかりました結果で申しますと、やはり月給よりもさらにボーナスの場合には調査がしにくい、考課配分をいたしておりますと秘密事項、秘扱い事項にしているところが非常に多いというところがわかりました。特にそれは大きな企業でそういう困難があるということがわかりまして、この方法が一番いいと思つたんですが、結局はこれはむづかしいということがわかつた次第でございます。しかし、問題点は依然として残つておりますので、引き続き何かそうは言つてもそれに見合うような策がないかと、これは精力的に検討していききたいと思ひます。

しかし、一方、問題はもう少しこういうことになったかということもございしますが、まず通勤手当とか住居手当が一方の分母には入つておつて片方にはないという関係にございしますが、ことしの民間の調査などを見ますと、こういう手当はだんだん給与構成の中でウェイトが少なくなつていくというふうな傾向がございしますので、今後そういう乖離がますます広がっていくというふうなことはなからう、こういうふうな一方では思つております。しかし、いざにしましてこの問題は、問題としては大変大事な宿題でございまして、精力的に検討していききたいというふうな思つております。

〇和泉照雄君 いま申し上げたとおりの、私に言わせると矛盾を含んでおるようでございますので、ひとつ的確な数字の把握に努められて、そしてできるだけ早く妥当な線をお出しになるように特に要望しておきます。

次は教員給与の改善について伺ひたいと思います。

教育職第(三)表はいわゆる人材確保法に基づき財政上計画的に改善が図られてきたわけでございしますが、今回が最終的措置という考えなのか伺ひたい。特に今後教育職の優遇措置について文部省及び人事院はどのように考へているか、御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

〇政府委員(藤井貞夫君) 人確法に基づく義務教育教員の待遇改善の問題でございますが、これは先刻も申し上げましたように、法律の命ずるところに従ひまして第三次にわたつて措置を講じてまいつたわけでございます。財政的裏づけを持つ計画的な改善措置というのは一応今回をもって終わりであるというふうなわれわれは受け取つておる次第でございます。そういう角度から今度の第三次後半の最終的な勧告を打ち出したということでございます。しかし、法律がまだそのまゝ残つていくということは事実であらうと思ひます。したがつて、その精神が残つていくものと存じますので、これからもわれわれはいたしましては主管官庁であります文部省の意向をも十分参酌をしながら措置をしてまいることになつたと思ひます。

〇和泉照雄君 初任給の場合は、私が一例を挙げ

〇和泉照雄君 人事院が現在民間における特別給の支給割合の把握の仕方というのはいまおっしゃつたとおりでございしますが、民間の給与の諸手当込みの平均給与月額を基準に算定をしておられます。これは、寒冷地手当とか住居手当、そういうやつが全部入つておりますが、時間外手当はこれは削除されております。一方、公務員の場合は、期末、勤勉手当の算定の基礎となる手当は、寒冷地、住居手当はこれに入つていないと理解をしております。扶養手当、調整手当等、きわめて限られたものとなっております。そのために、民間の給与割合を公務員ベースに直しまして算定をされた場合には、四・九よりは少し上がつてくるんじゃないか。支給割合は高くなると思ひます。こういう点を考慮して、今回の〇・一カ月分の削減

体は今後一般公務員の勧告もあることでございまして、その一環として当然の問題が取り上げられてまいるといふふうに理解をいたしておるつもりでございます。

○説明員(高石邦男君) ただいま人事院の総裁からお答えいただいたように、計画的な改善は最終でございます。ただ、人材確保法の第三条に規定してありますように、教員の給与につきましては「一般の公務員の給与水準と比較して必要な優遇措置が講じられなければならない」という法律があるわけでございまして、したがって、その法律の趣旨に従って今後とも優遇措置が、その水準が維持できるように努力してまいりたいと思っております。

○和泉照雄君 教員の給与の改善は昭和四十七年度の給与ベースにおいて二五％引き上げを当分計画としていたようでございしますが、三次にわたる改善でどの程度の引き上げがなされたのか、具体的な例で説明願いたいと思ひます。

○説明員(高石邦男君) 今日までの改善計画では、予算的には当時の給与水準を二五％引き上げることと給与改善のための予算措置を講じてきたわけであります。そこで、他の公務員との比較では給与表自体を異にしますので、直ちに正確な比較ができませんが、初任給であるとか二十年在職というようなところで比較してみますと、まず初任給につきましては、教職員の中小高とも教員は初任給が十萬六千六百円あります。で、行政職上級乙、これが本俸が九萬五千五百円というところでございまして、約一萬六千六百円の初任給のアップという状況でございます。

それから教員で申しますと、大学を卒業して二十年、年齢で言いますと約四十二歳の時点で比較いたしますと、府県の課長級の給与が二十一萬四千七百円でございます。教員のそれに対する額は二十萬三千六百円ということであり、大体府県の課長級と部の次長級の中間に二十年ぐらいの教職の経験を持つと給与が保障されるということでございます。同様に、教頭、校長につきまして

も、それぞれの県の部次長、校長につきましては、県の部長級をや下回るといふような形で給与改善を行ってきたところでございまして。

○和泉照雄君 次は高齢者問題についてお伺いをいたします。

今回報告の中で、昇給の停止を含め、高齢層職員の給与について早急に適切な措置を講ずる必要があると考へる。と、このように言っているが、問題点の一つにいわゆる逆差が指摘をされております。逆差の実態は参考資料の第十七表によってわかりますけれども、逆差の等級別、号俸別人員の実態はどのようになっているのか御説明を願ひます。

○政府委員(角野幸三郎君) お答え申し上げます。

官民給与を年齢階層別に比較をいたしまして、逆差になっておるといふことを概括的に把握いたしますと、五十歳以上ということがまず言えると思ひます。したがって、五十歳以上の階層ということと、それで人数を申し上げますと、行政職(一)表で申しますと、総人員約二十四萬五千人でございますが、二二％、それが五十歳以上の階層でございます。

それから行政職の(一)表、これは技能、労務職でございます。技能、労務—庁務関係の俸給表でございまして、総人員四萬九千人あります。その中で五十歳以上の階層は四四％強でございます。それから各等級別という御質問でございます。

等級別、号俸別と、大変細かい数字で恐縮でございますが、その五十歳以上階層の行政職(一)表の場合で申し上げますと、五等級と四等級に主力がございまして、それから五等級の方が三八％強でございます。それから四等級の方が三五％強でございます。したがって、行政職の俸給表の五十歳以上の階層を一〇〇といたしました中で、その両方ではほとんど八割近いという数字になっております。

それからそれぞれの等級の中で、今度は号俸別というお尋ねでございますが、前者、すなわち

五等級の方を申し上げますと、過半数が五等級の二十号俸以上ということになっております。それから四等級の場合で言いますと、号俸関係で申しますと、過半数が十七号俸以上ということに相なっております。

それからもう一つの俸給表でございますが、行政職の(二)表、技能、労務関係の職種でございます。これは等級で申しますと、全体の中で三等級と二等級にほとんど重心がございまして、五十歳以上の場合でございます。それで、その前者の三等級の場合で申しますと、行政職(二)表の中の五十歳以上を一〇〇といたしまして、三等級の方は三七％強あります。二等級の方にも三七％ぐらいありますが、両方同じぐらいの占め方になっておりますが、両方で大体四分の三、八割近いところになっております。

それぞれの等級の中で今度は号俸について申し上げますと、初めに申しました三等級の方では過半数が十八号俸以上になっておりますし、二等級の方は過半数が二十一号俸以上と、そういう分布に相なっております。

○和泉照雄君 今度は高位号俸者の昇給間差額を抑えて、かつまた号俸延長措置も行われておられるのが実態でございますが、高位号俸者が即高年齢者というものでないわけでございますので、今回の措置と高年齢者との実態との関係について説明を願ひたいと思ひます。

また、今回号俸延長をしないことによつて行(一)表で新たに枠外者となる者の実態はどのようになっているか御説明願ひます。

○政府委員(角野幸三郎君) お答え申し上げますが、俸給表の構造でございますが、各等級を通じてまして高位号俸は、すべてこれはある程度の号俸以上は高年齢者であると言ひ切れぬというところとはおっしゃるのとおりでございます。

しかしながら、大体標準的な形あるいは現在の実態から来るもの、制度的にも実態からも両方見ましたところによりまして、八等級制になっておりますが、その中で八等級、七等級は別といた

しまして、六等級から高位の等級、一等級まではほとんどの等級を通じて最高号俸から大体五号俸ぐらい手前のところはほとんど高年齢者層と、結果的にそういうことがわかつております。したがって、これは俸給表を改定いたしましたときに、各等級を通じて、かつ各俸給表全部でございまして、一応そういうパターンを頭に置きまして高位号俸の昇給額を少なくしたということとはそういう考え方でございまして。しかし、それは、その中には例外者もまじっておりますので、先生申されますように、それはそんなにドラスティックな形でやると例外者に当たるわけでございまして。したがって、それはほとんどにはいたしてあります。どちらかと言ひますと、そういうこともありますので、もう一点、そういう高位号俸、高齢者ということではなくて、年齢だけの昇給の問題点をもう一つ提起したというのはそのう

うことでございまして。

それから、いま先生御質問の中の号俸延長を今度やめたということに伴つて、枠外の関係がございまして。これは人数的に申しますとわずかでございまして。行政職(一)について申しますと全体で二百人もおりません。まあそういう関係でございまして、特に本年はそういうふうな高年齢者の場合に、年齢階層別の官民比較をやりました場合に、非常にこちらが高年齢との関係の一番問題になりますのが、枠外者のところが非常に多いという関係になっておるといふこともございまして、そのところを調整したと、こういうことでござい

ます。

○和泉照雄君 今回早急にと、このように言っておられますが、人事院の高齢者対策に対する今後の方針について御説明願ひたいと思ひます。

また、あわせて定年制の検討状況についても御説明願ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 定年制の問題もございまして、私からお答えを申し上げますが、実態はいま御説明を申し上げたようなことでござい

して、なお私たちといしましては、これの具体的対策をどうするかということについては実態をもっと詳細に、慎重に検討をしながら対策をできるだけ早く打ち出してまいりたいという考え方でございます。いま検討に着手をいたしております段階でございますので、いつこれを出すのかということについては、今日の段階ではまだその時期を明示申し上げる段階には至っておりません。

それから定年制の問題でございます。これは本年の二月に総府府総務長官の方から定年制の導入ということが昨年の十二月に閣議決定をなされたということ踏まえまして、事柄は公務員の分限、身分に関する重要な事項であるから、人事院の意見をひとつ聞かしてほしいという書簡を出されたのであります。われわれといしましては、いままでもやはり定年制というのは公務員の退職管理についての重要な方策であるという認識に立っておりますので、それなりに各方面から検討は続けてまいっておったことは事実でございます。正式に総府府の方から書簡が参ったということ、事柄は正式の議題に上ってきたということでございます。したがって、これを受けまして本格的な検討にまい入っておりますのでございますが、事柄はきわめて広範にわたり、また問題自体が深刻な問題でございます。何分にも一般の公務員については明治以来定年制というものがなかったという現実がございます。そういうこともあり、いろいろ掘り下げていかなきゃならぬ問題があるわけでありまして、現在は各省庁の職員構成、年齢別構成あるいは退職制度の実態が第一の点。それから民間における定年制の実態がどうなっているか、大体わかっておりますけれども、それをさらに詳細に掘り下げる必要があるということ、その面の検討、さらには外国の実態はどうなっているか、そういった諸般の問題にわたって検討をする必要があるということで、いま鋭意これらの問題に正式に取り組んでおる状況でございます。この問題につきましてはそういう点の検討を終わつた上で、正式の意見を求められておる

ことでもございますので、意見を述べなければならぬ時期が当然来るわけでございます。これにつきましてもいまのところはいつごろどういう形と申すか、ということも申し上げる段階ではございません。

○和泉照雄君 次は週休二日制についてお尋ねいたしますが、週休二日制については現在再試行に入っておりますが、人事院は来年四月以降結果を集めて結論を出すことになっております。しかしながら、各国の情勢や民間の動向をここで改めて申し上げるまでもなく、もはや実施の時期を定め、その具体化のためにどうするかを検討すべき段階であると思いますが、人事院の今後の方針及び総務長官の決意のほどをお伺い願いたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 週休二日制につきましては、私自身はやはりこれは大きな見地から言へば世界の大勢であるというふうに考えております。わが国の場合におきましても、民間におきましても普及率は着実に伸び、しかも定着を見せようという状況であるかと思ひます。ただ、公務員につきましては、これはなかなか公務を執行するということでございますので、これをやりますために公務の運営に支障が生ずるということ、これは厳に避けなければならぬという一つの問題がございます。そういうことで問題点がどこにあるんだらうかと、仮にあつたとなればどういう対策を必要とするんだらうかということ把握する必要があるわけでございまして、昨年に引き続いて本年も第二回の試行をやつておるという段階でございます。この試行は御承知のように本年の四月から始めまして来年の三月まで一年ということに相なっております。試行期間が終わりました段階において各省庁から詳細な報告を得まして、これを総合的に勘案をいたしました結果、次のステップをどうするかということについて具体的に検討をしてまいりたいと、かように考えております。

○國務大臣(稻村佐近四郎君) 国家公務員の週休二日制の問題でありますが、四月一日より全庁庁

に——過去一回やりましたのは、参画をしなかつた省庁もございまして、今度は全庁庁参加による週休二日制の実態調査ということをして四月一日から来年の三月三十一日にかけてするということになつておるわけでありまして、もちろん、この結果人事院の方から報告がございすならば、民間の普及状態あるいはまた経済の推移の状態、あるいはまた予算の問題、あるいはまた定員増加の問題等を含めて慎重に検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○和泉照雄君 次は、特別職の給与に關して質問をいたしますが、今回提出された特別職の職員の給与法案で、特別職の職員のうち、秘書官の給与のみについて一般職の職員の給与改定に準じて引き上げようとしておるわけでございますが、改定の対象を秘書官だけに限つた理由について簡単にお答え願ひます。

○政府委員(菅野弘夫君) お答えを申し上げます。特別職の給与法の適用者は、先生御存じのように、総府大臣を初め高給者が非常に多うございまして、そういう意味におきまして、今回は一般職の法律の方にございまして、指定職相当以上の者はこれを据え置きという人事院勧告に基づく措置を法文化をいたしておりますので、経済の状態も厳しい中でございまして、いま言いましたように指定職は一般職では一人も上がつていないということとでございますので、指定職並び以上の者、すなわち大臣初め秘書官を除きますすべてがそれに当たりますので、そこらには手を触れなかつたわけでございます。

○和泉照雄君 今回の秘書官の俸給月額改定に必要な予算は約二百万円計上されておるようでございますが、そこで現在秘書官は全体で大体何人ぐらゐられるのか。さらに本法第三条に規定されている別表第三にある一号俸から八号俸までの秘書官の分布状態について説明してください。

○政府委員(菅野弘夫君) 秘書官の総数は五十名でございます。総府大臣の秘書官が三名、國務

大臣の秘書官が二十名という、そういうふうな数字で合計五十名でございますけれども、いま御指摘のございました特別の別表第三の枠外と申しますか、特別の号俸を受ける者は特の一と申しますか、一段階上の者が八名で、二と申すのが七名、両方で十五名でございます。

○和泉照雄君 さらに本法第五条第五項による特別号俸について尋ねますが、この条文規定によると、特別の事情により特別号俸を設けられることになつてゐるとあります。そこで、ここで言う特別の事情というのは具体的にどのような事情を指して言うのか。さらに特別号俸の適用者は何人おられるのか。さらに今回の改定でどのような改善がなされるのか、その増加額をあわせて説明してもらひたい。

○政府委員(菅野弘夫君) お答えを申し上げます。なぜそういう特号俸があるかということでございますけれども、秘書官の俸給表は別表第三にございまして、一と申すから八号俸になっておりますけれども、したがって八号が頭打ちでございますけれども、人によりましては、たとえば現職の課長さんでかなり高いところから秘書官に任命されるというふうな方もございまして、そういう意味でその方が八号俸という一番高い号俸に持つてまいりましても降給になつてしまふというふうなこともございますので、そういうことも考慮いたしまして、そういう場合等につきましては八号の上、俸給表の上にはございせんけれども、七号と八号の差額を一号上に積む。さらにそれにも入らない方にはもう一号を積むということとでございます。数字は先ほど申し上げたような数字でございます。

○和泉照雄君 次は、防衛庁関係についてお尋ねをいたします。防衛庁職員に適用される参事官等俸給表、自衛官俸給表とも一般職給与法に規定する俸給月額を基準としつつ、それにさまざまな特殊要因を加味して、きわめて複雑な算定方式を使つて俸給月額

が定められております。したがってそこには多くの問題点をやらんでおります。ここでは参事官等俸給表を設けた理由、調整率の根拠、私傷病療養費の意味、営内居住費控除の是非及び対応等級のとり方の五点にしばって質問をいたします。

まず第一に、事務次官、参事官、書記官、部員といった内局職員に一般職給与表の行(一)表を適用しないで、別に参事官等俸給表を設けて、これを適用している理由について伺いたい。

自衛官の二十四時間勤務体制に呼応して、参事官等の内局職員も二十四時間勤務体制をとらざるを得ず、そのためには行(一)をストレートに適用するのではなく、という考えに立つたと思われまが、有事の際ならともかく、平時にあつてそのような考え方は妥当性を持つものであるか。だが、實際上参事官等の内局職員の勤務実態を眺めたときには、それは他の一般の内局職員とどれだけ違ったものなのか、あるいは他省庁の公務員の勤務の仕方とどう異なるのか、恐らく大同小異に違いないと思ひます。さらに、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令を見ても、自衛官以外の職員の勤務時間は一週四十四時間で一般公務員と同じになっております。それにもかかわらず、二十四時間勤務体制と称して参事官等俸給表を別建てとする理由は乏しいのではないかと思ひます。こうして見ますと、参事官等にも同じ防衛庁内に働く一般事務員と同じ一般職給与の行政職(一)表を適用した方がすっきりするのではないかと思ひますが、御所見をお伺ひいたします。

○政府委員(渡邊伊助君) 先生ただいまおっしゃったように非常に防衛庁職員の給与につきましては、複雑な体系をなしております。これは先生いまおっしゃいましたように、自衛官は常時勤務体制にある、有事即応体制にある、そのために常時勤務をしなければならぬという体制にございまして、これは自衛隊法にも定められておるところでございます。そこで、勤務時間の問題をおっしゃいましたけれども、部隊等に勤務する自衛官につきましましては、勤務時間という概念ではなくて課業

時間、日課というものを定めております。これは訓令によって定められております。時間的にはそれほど大差はございせんけれども、観念的には勤務時間という概念とは異なるという考え方を私どもは持っております。

それから、幕に勤務する自衛官は一応私どもと同様に、内局に勤務する文官と同様に勤務時間というものがございまして、そこで有事即応体制になければならぬ。したがって、幕に勤務する自衛官と部隊に勤務する自衛官との間において一体性を保つ必要がある。そのために警察予備隊発足当時に、公安職にリンクをいたしまして自衛官俸給表というものを定めまして、そのときにまあ常時勤務体制にあるということから超過勤務という観念はなじまないということで、超過勤務手当という制度を廃しました。しかしながら、二十四時間まるまる寝ずに働いておられるというわけでもございせんので、何らかの見返りのものが必要であらうということから、当時公安職の超過勤務時間、平均的な時間を取りまして、それを一定の率に換算いたしましたものを本俸に繰り入れて自衛官俸給表というものをくり上げたわけでございます。

そこで、参事官俸給表はどうかということでございますけれども、参事官、書記官、部員こういう官にある者はいわばシビリアンコントロールというものを果たす重要な機能の補完をなす者というふうに私もは考えております。したがって、内局に勤務するこれらの官にある者はやはり自衛官と同様な勤務管理に服すべきであらう。したがって、自衛官と同じような一体性を保つという意味から、同じような調整率というものをを用いて本俸に繰り入れて特別な参事官俸給表というものをを用いておるのでございます。これは非常に沿革的なものでございます。

○和泉照雄君 時間がまいりましたのでこれで質問は終わりますが、防衛問題等については次の機会で行いたいと思ひます。

○黒柳明君 防衛庁長官、ロッキード問題と言ひ

ましてもいま公判中ですから、私もそれをそんなに審理の過程に述べることはできないと思ひますが、P3Cのけさの報道、これ一番最近、本年の一月二十日の本院のロッキード問題調査特別委員会、金丸大臣は「ロッキード事件について、防衛庁にはいささかの疑惑もないと考えている次第であります」と。それと、「調査を含む防衛行政の適正化にならざるやうな努力をまいりたい」と思うところ。これはいままでも何この時点だけではありません。そう繰り返して言われてきたんです。

いままではコーチャン回想録の伝聞という形で中曾根総務会長、あるいは迷惑だったかも知れませんが、わからせん真偽のほどは。国会でも当人、自分なりに弁明したわけでありまして、しかしながら、けさの報道に接しますと、すでに公判でコーチャン回想録の伝聞を根拠にせよ尋問調査に出てくる。こうなりますと、疑惑の段階であるにせよ、公判中であるにせよ、さらに疑惑が深まったのではなからうかという私は情報に接して感觸があるんですが、長官はけさの報道に接してどういふ感じをお持ちですか。

○國務大臣(金丸信君) 私は、私の在任中の事件ではありませんから、たまたま昨年の十一月、防衛庁長官に就任いたしましたので、この問題について防衛庁でいろいろ内容を聞いてみたわけでありまして、ただいま黒柳先生が速記録を読み上げたような御答弁を申し上げたわけでありまして。

ただいま、けさの新聞を見てどう思うかと、こういうようなお話があるわけでございますが、この問題はまだ裁判中でありまして、私はあれこれ申し上げる段階でない、こう思っております。

○黒柳明君 法務省の刑事局長、伊藤さんです。廊下でお聞きになったと思うんですけれども、刑事局長もロッキードの調査特別委員会、いろいろ発言して。一番最近のものは、金の流れを追って求めていきましたところ、御指摘のような政治的な問題と申しますところ、そういうものに結びつくものはないかと、こういうことでございまして、こういう断定的なことを申し上げてお

ますけれども、少なくとも尋問調査に——いまも申しましたんですが、コーチャン伝聞録を通じてのものであれ、あるというところは政治的なものはなかったと断言はできないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御質問の前段をちょっと聞き漏らしておるかもしれませんので、多少見当が外れるかもしれませんが、御容赦いただきま

先般の嘱託尋問調査採用決定におきまして、嘱託尋問の請求の際の被疑事実というものを明らかにされたわけでございます。その中に被疑事実といたしまして、氏名不詳のいわゆる政府高官数名に対する贈賄容疑というものが入っております。その贈賄の趣旨としてトライスターの売り込みと、それからP3Cの売り込みという二つの趣旨が挙げられております。

当時といたしましては、どういふ被疑事実について疎明資料を裁判所に提出したかということ、捜査上の秘密ということと申し上げられませんが、察するに、ちやうど司法取り決めにによりまして合衆国司法省から所要の証拠資料が届いた後でございます。したがって、児玉譽士夫とロッキード社との間の秘密代理契約書が検察の手中にあったものと思ひわけでございます。それを見ますと、P3Cの売り込みに関する秘密手数料も書いてございます。そういうことから、当時の疎明資料となるべきものを総合勘案いたしますと、ロッキード社からわが国内へ流入したお金の中には、P3Cの売り込みに関連するものがあるというふうに疑うべき相当な理由があったと、こういうことではないかと思ひます。いわば俗な言葉で言えば大きく網を張って、そして嘱託尋問を請求した。それと国内捜査の関係を有機的に連関づけまして、今度は日本へ入ってきた金の行方を詳細調べてみた。その結果、P3Cの売り込みに関連して政界その他へP3Cの売り込みのための趣旨で動いた金はないということが判明した。そこで贈賄に該当する部分だけを訴追をして捜査を終

えた、こういう状況であると思うわけでありま

す。
○黒柳明君 状況はけさの報道で若干わかりまし
た。それについてプラスアルファのお話も承った
わけでありますが、そうすると、嘱託尋問調査の
公判が終われば、すべてまとめて国会で報告いた
だけますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 従来から私もとして
は、ロッキード調査特別委員会に関しては全面的
な御協力を申し上げるという立場をとっておりま
す。したがって、嘱託尋問調査の取り調べが
あとまだ採用決定がないほかの二部がございま
す。それらの各部におきまして証拠調べが終わ
りますれば、御要望があればその要旨を口特の方へ
お出しする心づもりをしております。

○黒柳明君 本日も公判廷で何かこう公開されて
いるかと思いましたが、いまがまだですけれ
ども、もしいまの時間でわかれば、それであ、も
しきょうで、この時間でわからなければ、果たし
て今後調査尋問調査の中、尋問調査書の中、公判
廷で当時の官房長官とか主計局長等も出る可能性
はあるんでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 私どもも嘱託尋問調査
を読んでおりませんので、どういふことになるか
わかりません。

○黒柳明君 先ほどちょっと御答弁がされるかわ
からないというふうなことで、ちょっと最後に一
言お聞きしたいんですが、政治的な問題点はな
かったと、こういうふうに断定した発言につきま
して、なかつたとは断定できないんじゃないか、こ
れから政治的な問題点が出る可能性なり疑惑なり
というものが出てきたんじゃないかと、この
答弁いかがでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) どうも私どもには政治
的な問題というのはよくわかりませんので、従来
お答えいたしましたのも犯罪として検察当局が追
及すべきものは一切発見できなかったと、こうい
うことを申し上げておるわけでございます。そ
ういふ政治的な問題につきましては、しかるべ

き分野で御議論になることだと思ひます。

○黒柳明君 ちょっと時間が短いので、具体的
な問題、そのほかの問題をやりたいんですが、外務
省来ていらつしやいますか。——在日米軍基地百
三十数カ所ですかありますね。この在日米軍基地
はもう言うまでもなく、特別の米軍の許可がなけ
れば立ち入りできません、日本人はオフリミッ
ト。国会で調査するつたてやっぱり相当の期間
がアメリカ大使館を通して事前に申し込まないと
許可おりてこない、これは厳しいところ、す
治外法権ですね、ある意味では。当然その基地の
中で日本人がPXのもの、これは安うございま
す、行政協定十五条で在日米軍あるいはその家族
について特惠、特別の待遇を与えられる。その基
地の中に入つてもしそういうものを買ったとすれ
ば、これは見つかれば処罰されるわけですね。そ
ういふところであるというところは私いまだ申す
までもないんですが、それは問題ないと思ひん

で。ところが、円高ドル安の中で米軍の人たちが安
くて困つていふというふうなことは、たびたび社
会的な報道として出ておりますが、そういう米軍
基地の中に入つて、それで行政協定で決められて
いる、しかも、それを破つてできる方法があるん
です。これは米軍が要するにそれをやらせればで
きるわけですよ、米軍がオーソライズすれば。そ
ういふケースというものは、在日米軍基地百三十
数カ所です外務省はあつたという事実つかんでいま
すか。

○説明員(北村汎君) ただいま先生が言及なさ
いしました問題は、歳出外資金の諸機関といわれてお
ります。一般に言えば海軍の販売所であるとかPX
であるとか食堂とか社交クラブ、そういうところ
での利用の問題でございまして、これは地位協定
上第十五条でこれを規定しておるわけでございます
すが、私どもは実態そのものにございまして別に
調査をしておりませんけれども、協定の解釈とい
う観点から先生の御質問にお答えしたいと思ひま
す……

○黒柳明君 そうじゃない、そうじゃない。実態
論でいふの、実態論で。そういう事実があつたか
どうかというところについて、知らないなら知らな
い、あつたならあつた。

○説明員(北村汎君) 外務省としては存じており
ません。

○黒柳明君 当然これはいろんな問題にも発展し
てきて自治省にもお尋ねしなければならぬんで
すけれども、まずその一つです、沖繩の金武村
にハンセン基地、これは海兵隊、マリーンの基地
ですね、五千名ぐらゐる。こゝで七月の十四日
から二十八日、八月の十一日、二十五日、九月の
八日、二十二日と連続で外部の、日本人は外部で
すな、それを米軍が、基地がオーソライズしてい
て、そのクラブ——クラブといつたてそのこの
銀座にあるようなすきなクラブじゃないと思ひ
ます。基地の中です。スタッフクラブ、そこ
に入れます。それで日本人に安いクラブのビフ
テキとか、要するに飲み食いさせている、こ
ういふ事実がある、これ全然知らないですね。

○説明員(北村汎君) 存じ上げません。

○黒柳明君 もしこういう事実があつたとしたら
これはどういふことになりますか。アメリカ軍
が、これは日本人がやつていふんじゃないんです
よ。ゲートのそばにアメリカ軍専用の車を置いて
、ゲートは入れませんが、日本人は。ただしクラ
ブ、ゲートから三百メートル、近いですから。そ
の車に乗つてクラブに連れていく、こういうこ
とです。しかも、円じゃ買えませんからそのゲー
トの前ではちゃんと円とドルとかえてくれる、こ
ういふシステムなんです。こういうことをやつて
いる。アメリカ軍自体が国内法違反をやつてい
ることになる、こういうことになると思ひんです。

さらに、中の飲食、これは無税ですからもう飲食
税法にひつかかるのか。さらに、中にはギャンブ
ルのスロットマシンがある。現金が出てくる。こ
れはアメリカの基地の中ですからそこに日本人が
行つてギャンブルやつていふ、こういう実態が明
らかなんです。もう一回言いましやう。この事実

御存じない。時間がありませんから詳細に述べら
れるかどうかわかりません。いまお聞きになった
範囲の中でこれはどういふ法的に問題点があるの
か。

○説明員(北村汎君) その実態の詳細は存じ上げ
ませんので、いわゆる法解釈の点から御説明した
いと思ひますが、そういう諸機関においてどうい
う人間がこの諸機関を利用できるかということが
まず第一の問題でございまして。地位協定第十五条
はその利用者の範囲としてまず「合衆国軍隊の構
成員及び軍属並びにそれらの家族」というものを
挙げ、さらにしてもその特殊契約を結んでおる
者、それからアメリカの外交官のような者、そ
ういふ者はこの諸機関を利用することができるとい
うふうに書かれてあるわけでございます。それで
はこの諸機関の利用はこれらに申し上げた者に
厳密に限られるのかどうかという問題になります
と、それは必ずしも厳密にそうではなくて、たと
えばアメリカ軍が地域住民との間の友好を促進す
るため、あるいは政府の職員との間の事務を円滑
にするために親善を目的として招待するとか、こ
ういふことはある程度地位協定も排除をしてはい
ないのではないかと、いふふうに考えるわけござ
います。

○黒柳明君 その招待やなんか私も知つていま
す、長年基地の問題よく調べていますから。あの
練馬のあれでも開放してやつたり、幾らも開放し
ていますね。そうじゃなくして、これは七月の十
四日から始まつたんです。第二金曜と第四金曜の
夜。それでこのクラブの中で、当然クラブです
からいろんなバンド入つています、ギャンブル装
置もあります。そこで長官、かんビール五十セ
ント、百円、それから十二オンスのニューヨーク
ステーキ七ドル二十五セント、三百二十グラムの
ステーキ十四ドルです。ホテルから八千円のが
千四百円。これは安いわけですよ。さらにハンバ
ーガステーキが三ドル、それからアイスティー
が二十セント、四十円ですよ。非常に安い。いろ
んなものが安い。これはあながち巨大なアメリカ

が何もここで日本人毎晩二百五十人を金を使わしたからといってドルの蓄積にということには何にもならないと思いますけれども、問題は姿勢だと思ふんですよ。特殊な友好親善について開放する、基地の中を見てくれ、やましいことではないんだと。これはもう従来やっていた。そうじゃなくして、これに付きましては地元の商店街やなんかは怒っているわけです。やめてくれと、こんなものは。ただでも沖繩は失業率が多いんだと。ただでさえ物が売れない。しかもこんなものをやっていた全部引張っていかれちゃう。これはもう厳密に言いますと、円とドルを門の前で交換するなというのとは外為法違反じゃないですか、十四条の。外為法違反をアメリカがやっています。さらに、いま言いましたように、無税のものをあれしただけ飲食税違反じゃないですか。そのように十五

は遅過ぎるのよ、そんなことは。長官、まあ米軍の思いやりも結構ですよ、二百億ドル、やられることも結構、ある場合にはですよ。しかしながら、ここまで長官思いやりをかけて、基地内のドルに対して何とか円をということはまさか考えないでしょうね。まあ事実関係政府が知られませんかから話が進まないで非常に私もやりづらいんですが、私は事実を曲げて言うこととはありません。調査したその事実関係だけを言っているだけでありまして。こういう米軍基地内のそれは円高ドル安に対する何ぼかの補てんと、こういうことにせよ、これは法的に全くうまいくないですよ。これは思いやりの範疇があることは当然。これに対してはまあ範疇は違いますが、防衛庁長官としてはどうお考えですか、こういう事態。

○国務大臣(金丸信君) 私はその内容のいかんは存じませんが、お互いに法治国に住む者は法律は守らなくちゃいかぬということでありまして、この問題は守備範囲以外ということで御理解をいただきたいと思ひます。

○黒柳明君 だから私言ったじゃありませんか、守備範囲じゃないけれどもどうお思いですか。

○政府委員(重理彰君) 突然のお尋ねで、私もよく承知しておりますのでよく調査してまたお答えしたいと思ひます。

○黒柳明君 これは皆さん方が突然ということじゃないの。もう一カ月ぐらい前から地元ではオープンになっている。オープンになっているんです。いいですか。そのオープンになっている事実をまあどういうふうにかくと私が見ていたんですが、こういう余りにもはでなことをやっているの、きょうはこんなものを取り上げるつもりなかつたんですけれども、ちょっと時期的にもう取り上げた方がいいかなと、政府を督促した方がいいかなと——ちょっと外務参事官、そんな、こんなことをやっていると、ちょっと真剣になってあ

れよ。どうもぼくは目がいいもんでね、あつちこつち目移りするの。もつと真剣になって聞きなさいよ。いいですか、ゲートの前で円とドルの交換、外為法十四条違反、——そんなわざとらしく書くんなんというのはあんまりこうすつきりしないなあ。

それから、自治省来ていますね。こういう基地の中で、まあ安いことは結構です、行かれる人というのはそんなに、失礼ですけれどもそういうところで一晩ゆっくり遊ばうと、向こうが開放するのですから何の罪の意識もありません。ましてこれは治安国家に在る。国内法どうだ、行政協定十五条どうだ、わかりません。だから、そういう観点ではなくして、いずれにせよ、そういうところでノータックスのものを飲んだり買ったり食ったりするということとは、これはやっぱり地方税法違反じゃないですか、飲食税法違反じゃないですか、こういう事実。

○説明員(津田正君) 事実関係は私どもも承知しておりますので、よろしく願ひいたします。

法律的に申しますと、先ほど外務省からも答弁ございましたように、地位協定の十五条によりましてPX等の軍人用販売機関等につきましては租税は免除すると、租税を課さない、こういうことになつておりました。これを受けてまして地方税法の臨時特例法というのがございまして、このようになつております。ただ、先生御指摘のように、おっしゃった事実が軍人用販売機関等の行為として適切なかどうか、そこいらが問題かと存じます。

○黒柳明君 適切じゃないのよ。適切じゃないことをやっている、だからどうなのかと聞いたんだ。いま外務参事官おっしゃったのは、特別の友好を温めるために交流はある、という、だけれども、こういう事実については聞いたことがない、と、ただし、事実であるとすれば、とおっしゃったでしよう。事実を知らない。これは事実である

とすればということについて、私は自治省の方、これはやる、こういふことについての、この実態がもしあるならば消費税法どうなのかと、こういう答弁をいただきたいんですよ。飲食税法。

○説明員(津田正君) 法的にはそういうことでございまして、私どもの解釈も、いわゆるゲストとして日本人が利用する場合、本来はその軍人、軍属、家族というものでございまして、その方々のゲストとして日本人が利用するような場合には、まあこれは料飲税、この法律どおりに課さなくてもいいんじゃないか。しかし、それを超えるようなものは問題かと、こういうふうにしておりま

す。

○黒柳明君 だから何回も言うように、ゲストじゃなくして、円高ドル安の中で——これはもうどこかの司令官が、カーター大統領がということじゃ当然ないと思ひますよ。というのは、クラブは独立採算ですから、御存じのように、その独立採算の中で、少尉さんであるか曹長さんであるかわからないけれども、それがやっているケースだろうと、私こう思ひます。ハンセン基地の司令官の許可だつたかどうかは私は調べないや疑問だと思ひます。私たちがそんなこと調べる責任ないです。それは皆さん方の責任ですからね。こういう実態というものはうまくないだらうということ、で私やっているわけですから。だから何回も言うように、これはそういう交流とか親善とかではないということ、もしそうであつたらばこれは違反じゃないですか、こう言っているんであつて——まあいいや、結構です。

総務長官、お休みのところ済みません。沖繩問題です、これは。いま考えていらつしやつたとは思ふんですけれども、どうですか。もう思慮、考えていらつしやつたと思ふんです。沖繩で——まあこれも守備範囲じゃないんでおっしゃらないでくださいよ。こういうことが起こっているんです、現実に。これはいま一つのハンセン基地だけを言っているんです。どうですか、こういう実態聞いて。

○説明員(北村汎君) ただいま先生がおっしゃいました事実につきましては、もしそれが事実であればいろいろな問題はあります。ただ、私どもその事実をつかんでおりませんので実態を調査してその上でまたいろいろ関係のところと協議してみたいと思ひます。

○黒柳明君 だから、つかんでないなんというの

いずれにしても安保協議会までの間にもう一度さらに防衛協力小委員会を開くという段取りになると理解をしておりますけれども、それはいつごろ開かれて、それで安保協議会がいつごろのめどで開かれてガイドラインのオーソライズということになるのか、ちょっと時期的なことも含めてお聞かせをいただきたい。大体の見当でも結構でございます。いままでの御答弁の中ではことしの秋というように防衛庁からの御答弁もありましたし、伊藤防衛局長からも九月ごろという一時お話しもあつたし、秋という表現の御答弁もあつたわけでございますので、その点をお尋ねいたします。

○説明員(北村汎君) 防衛協力小委員会につきましては、近い将来の開催を考へております。

日米安全保障協議委員会の開催につきましては、これはもう二年以上も開催されておられませんので、いずれこれも開催したいと思つておりますけれども、時期は未定でございます。

○山中都子君 そうしますと、いままでの防衛庁の御答弁の中でも秋とか九月とかというお話があつたんですけれども、その点については、たとえばことしじゅうのめどとか、というふうなことに ついても、全然まだかきもくプログラムの見当はついていないということでございますか。

○説明員(北村汎君) 安保協議委員会の開催につきましては、ことしじゅうの開催ということを含めまして、いまその日程を、まだ決めておりませんけれども、そういう日程を考へておりますけれども、まあそうしますとSDCすなわち防衛協力小委員会はその前に開くということになるわけでございます。

○山中都子君 先ほどの御答弁でも、日米防衛協力小委員会が安保条約六条関係が余りはっきりしていないというように承りましたけれども、実際の可能性として朝鮮半島有事の際に、米軍が、本土からも当然ございましょうけれども、日本の基地からも緊急に出動することになると思ひます。アメリカは、たとえば九日間戦争を考へているというようにも言つております。こうし

たときに自衛隊基地を使わせるということを検討されているのですか、されるのですか。

○説明員(北村汎君) 六条事態と申しますのは、極東において日本の安全に重大な関係のある事態が生じた場合ということでございます。私どもとしては、特定の地域というものを頭に置いて考へておるわけではございません。

○山中都子君 米軍の自衛隊の基地使用ということについては、すでに御答弁があつておるわけですが、そのことはいまのお話だと、そういう際に自衛隊基地を米軍に提供するということは全然ないというように承つてよろしいですか。

○説明員(北村汎君) 安保条約におきまして、米軍は極東の安全と平和を維持するために日本の中にある施設、区域を使用することができるといふことになっております。したがしましてこれは当然アメリカ軍が日本の中の施設、区域を使うということについては、もう何も防衛協力小委員会でも検討する以前からできることになっておるわけでございます。

○山中都子君 そうすると、いま私が申し上げましたように、いわゆる朝鮮有事の際、米軍の行動として自衛隊の基地を使つて出撃するということもあり得るということがあり得るということになりますね。

○説明員(北村汎君) 先ほども申し上げましたように、私どもとしては、朝鮮半島とか、そういう特定の地域を考へて、この協力を考へておるわけではございません。一般的に米軍は、先ほども申し上げましたように、六条事態の発生の場合には、日本にある施設、区域を使うということはできるわけでございます。ただ、日本の基地を基地として直接の戦闘作戦行動に入るといふ場合には、これはもちろん事前協議の問題になるわけでございます。

○山中都子君 特定の地域でないというふうにおつしやつておるけれども、いままでの議論の中でも、朝鮮半島での紛争というものは十分考えられる一つのケースであるということは、防衛庁伊藤防

衛局長も答弁されておることで、私はだから何も朝鮮有事のときだけに攻撃するのかと申し上げておるわけじゃないんですけれども、当然のことながら、そういういままでの政府側の分析に立つた上で質問申し上げておりますので、その点をもう一度申し上げておきます。

それと同時に、いまの外務省の答弁も、もちろん朝鮮半島有事の際を除いてということでは当然ないという御答弁だと思ひます。その点はそれでよろしいですね。

○説明員(北村汎君) 朝鮮半島と、そういうような特定の地域を考へておらないということをお願い申し上げます。

○山中都子君 現行の地位協定でそういうことはあるというお話ですけれども、実際問題として自衛隊基地を米軍が使うという場合には、いろいろすることがあるでしょうね。そのまますぐばつと米軍が来て使えるということにならないんですけれども、技術的な面も含められますけれども、どのくらいかかるものでしょうね。いまの自衛隊基地を結局米軍も使うと、こうなつた場合に、そのまますぐばつと使えないでしょう、いろいろありますから。それはどのくらいの見当でしょうね。

○政府委員(伊藤圭一君) これは使ひ方によっていろいろ違うと思ひます。たとえば滑走路にたどり着いて飛び上がったというものであれば、これはすぐ使えるわけですが、それはその使ひ方によつて決定される問題だと思ひます。

○山中都子君 だから、私はいままでの御質問の中で、たとえば朝鮮有事という場合に、米軍がそういう趣旨でもって日本の自衛隊基地を使つて攻撃をするというふうな場合と、いふことでは質問してきたわけですから、そのぐらいのことでは考へて教へて下さい。いろいろな場合がおありでしやうけれども。

○政府委員(伊藤圭一君) これはやはりその手続なんかもございまして、それから実体的に準備をする使ひ方、そのやり方等もございまして、一

概に申し上げるわけにはいかないと思ひます。

○山中都子君 そうすると、米軍が日本の国の有事ではなくて、極東の平和と安全のためと、六条でいうことで日本に来る場合、日本として自衛隊基地を使用させるということは、先ほどもお話しがありましたけれども、地位協定上の提供形態、これは根拠を含めてどういうことになりませんか。

○説明員(北村汎君) ただいま先生が六条事態の場合に米軍は自衛隊の基地をいつでも使えと、こういうふうな御発言があつたように承りましたんですが……

○山中都子君 使うような場合ということですか。

○説明員(北村汎君) ええ、そういうことでは——地位協定上は日本における施設、区域を使用することはできるということでございます。それは自衛隊が管理しておる施設の場合に、第二条四項(b)によつてアメリカ軍がその一部をあるいはその一定期間使うとか、そういうことがあらかじめ決まつておる場合ですね、そういう場合。あるいは第二条一項(a)によりまして新しくそれを施設、区域としてアメリカ軍が使うという場合が決まつておる場合でなければ、それはそういう手続を経ませんと、何でも自衛隊の基地を米軍がいつでも使えると、そういうものではございません。

○山中都子君 それではちよつと確認をしていただきたいんですが、現行地位協定以外のものでも考へられるということではないと、現行地位協定によつての提供以外にはないということでしょうか。

○説明員(北村汎君) 私ども防衛協力小委員会においてずっと検討してまいりましたものは、これはすべて安保条約、安保関連取り決め、それから国内法の枠内においてどういふ協力ができるかというものを考へてきたわけでございます。そういう枠外のことを考へておるわけではございません。

○山中都子君 日米防衛協力小委員会においていまの極東における事態でわが国の安全に重要な影

響を与える場合の諸問題ということで、日本が有事でなくてもアメリカが朝鮮半島における紛争で日本を中継基地として出撃する場合、自衛隊の基地を使うということが地位協定上の手続なりその範囲で行うという問題に關連するわけですから、その場合に自衛隊の財産というんですか、その自衛隊基地の自衛隊のものを米軍に提供すると。基地を、とにかくその場所を使用させるというだけでなくて、いろんなことが考えられてくると思うんですけれども、そういうことはどうなんでしょう。

○説明員(北村汎君) 先ほど申し上げましたように、第二条四項(ハ)において合衆国軍隊が一定の期間を限って日本の施設、区域を使用することができるといふことはこれはあるわけですが、具体的などというものをどういふふうに使つかということにつきましては、防衛施設庁の方で御答弁いたしたいと思います。

○政府委員(眞理彰君) 私どもは、ただいま外務省から御答弁がありました地位協定に基づく施設、区域の提供業務をやっておりますが、これは施設及び区域ということでございまして、土地及び建物、工作物等の不動産に關して一定の手続を経て提供すべきものを提供するというところでございします。

○山中都子君 そうしますと、先日も伺ってもう一つはつきりしなかったんですけれども、自衛隊の基地提供以外の後方支援と一口に言いますね。たとえばどういふことが考えられるか、補給のための労務提供とかいろいろあると思いますけれども、そういうことは一切ないということですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生がおっしゃいましたのは、多少私が御説明申し上げました五条の關係と紛らわしいところがあると思うんですが、私が、私どもが後方支援の關係で御説明いたしましたのは、五条で共同対処をする場合でございします。したがって、六条につきましては先般も御答弁申し上げましたように、自衛隊としてはやることはもうほとんどないだろうというふうに御

答弁したと記憶しております。

○山中都子君 それはこの前そういう御答弁あったんですけれども、實際問題として考えて、自衛隊の基地を米軍が使用するというときに、米軍はみずから自分たちの施設、部隊等を配置しているわけじゃありませんから、当然のことながらいろいろ申し上げました補給の労務提供とか、そういうものにについては当然自衛隊が協力をする、常識的に考えて。常識的というのはいまの状態のままで、そういうことはでも一切ないと、一切ないんだということとは明言なさるわけですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは実はガイドラインの中でそういうところまでは出ないと思ひます。そういう問題を今後研究することになるのじゃないかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、自衛隊がやるということとはほとんどないだろうというふうには考えておりますけれども。

○山中都子君 今後研究すると言われても、私も、現在の自衛隊法に基づいても自衛隊は日本の有事のためにあるわけだと繰り返しておしやるわけですね。基本的な議論は横に置きますけれども、いずれにしても法的根拠はないと思ひます。もし、そういうことに踏み込むようになるとそれは明らかに根拠のないものについて踏み込んでいくということにならざるを得ないし、また、それだけ、その問題だけでなくて、いまから、先ほどから申し上げていきますように、当然のことながら日本の基地から米軍が出撃するといふような問題の基本的な問題というものも出てまいります。そのことについての見解は私がいま申し上げたことでよろしいですか。つまり、自衛隊法上の根拠はないんだから、法的根拠はないんだから、一切、基地提供以外にはいろいろの後方支援に關する労務なり物資の提供はないと、自衛隊の財産なり。そういうことはそれでよろしいわけですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いずれにいたしましても安保、それから關連取り決めの枠内ではできないというふうに私どもは考えております。

○山中都子君 これも一昨日ですけれども、北村参事官が、ガイドラインについて現在字句、法制上の整備をしているというお話でございましたけれども、法制面の整備というのはどういふものでしょうか。

○説明員(北村汎君) ガイドラインは防衛協力小委員会の下部機構である部会から一応案として上げられてきたわけでございまして、これはその字句はもちろんのこと、いろいろ国内法とのあれから見て、果たしてそういうことを、法を整備するということがちゃんと、問題があるかないか、そういうようなことを一応法制面、法制の観点から一応チェックすると、そういうことを申し上げたわけでございます。

○山中都子君 そうしますとガイドラインの内容によつて、現行法制上ではできないので、新たな法制の整備をしなければならぬ、ないしは新法をつくらなければならぬということが含まれた法制上の整備というのではなくて、そういうことは一切なくて、現行法のチェックという關係のみだということでございますか、その範囲の中です。

○説明員(北村汎君) 先生のおっしゃるとおりでございます。私どもといたしましては最初に防衛協力小委員会の作業を始める前に、これは私どもとして現在のこの法制の枠内において何ができないかというふうなことを検討しておるわけでございます。ですから、その結論は決まっています。現行法制の枠内に出るものではございません。

○山中都子君 この問題で、私は朝鮮で紛争が起った場合と再三申し上げてきましたけれども、それがそれだけの合理的な背景と分析と理由があるって国会でも論議になってきているところなんです。この際に日本の基地を米軍に提供するということが、日本としてその戦争に積極的に協力することになるといふ重大な危険と問題があるということに繰り返して指摘をしてきたところです。国連の決議でも侵略の定義をこのように言っているわけですね。第二十九回国連です。『他の国家の使用に供

した領土を、当該他の国家が第三国に対する侵略行為を行なうために使用することを許容する国家の行為』と、侵略行為としてこういうふうに規定をしている。私はまさに日本の基地から米軍が何らかの軍事行為、侵略行為に立つということにつきましましての危険な問題というのがそこにあると思ひます。あらかじめガイドラインで、日本の基地を紛争の時点で新たに提供するという、ガイドラインも含めてそういうことを決めておくということとは、現行法制の問題でももちろんありますけれども、それは自動的にアメリカの紛争に協力することを約束するということにならざるを得ないし、それから場合によつては侵略者として国際的に責任を問われると、国連の決議の趣旨から言つたつてそういうふうなことにならざるを得ないと思ひます。私は、ガイドラインの問題も含めて、先日伊藤防衛局長から、拘束するといふ明言はなかったけれども、全然参考とかそういうことではなくて、かなりの程度の、拘束といふ意味も含めてそれは何らかの影響を受けるもので、相対的な關係になつてくるものだといふ御趣旨の説明がありましたので、私はその危険を強く指摘をして、そういう体制、方向をやはりやめていくべきだといふことを強く主張をして、指摘をしておきたいと思ひます。

それで、次に先日の予算委員会で野田委員も取り上げになった問題なんですけれども、実は私も予算委員会で時間があればと思つて防衛庁から事情をお伺いしました。それは教範の問題です。結果的に予算委員会では時間がなかったものですが、ちょっと二、三、きょうの機会に伺つておきたいと思ひます。教範といふのは定義は何なのか。教範といふのは何のためにつくられていたのか。そのことを初めに伺ひたいと思ひます。

○政府委員(夏目晴雄君) 教範といふのは、自衛隊の教育訓練を円滑かつ効率的に遂行するために、部隊の運用であるとか隊員の動作であるとかいふふうなものについての教育訓練のいわゆる準拠といふものを示すための資料でございしまし

そして、具体的にお伺いしますが、けさほど山崎委員の方からも質疑が行われておりましたが、最近の報道によると当初予算の先組みですね、これについて五%の原資分を来年度から予算編成から計上しないというように、政府が方針を打ち出したかのような報道もあります。

で、給与担当大臣である総務長官にお尋ねをするわけですが、この当初予算にベースアップ分の計上をするという問題について、しないという動きが生まれてきているという報道、これらのことについて基本的な見解を持っています。もしやるか改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 政府部内にそういう動きはありません。過去五%給与改善費として計上してきたわけですが、これはやはり高率で給与改善がなされてきたという関係から、当初財源を準備しておくという形であつたと思えます。

そこで、これはこれはどうかという、こういう問題ですが、これは財政当局のことにありますけれども、財政当局の援助をするというわけじゃありませんけれども、大変この経済情勢と申しますか、財政情勢が厳しいときでありますから、どういう形になっていくかという問題はいま査定中でありますけれども、決定は恐らく末ごろになるんじゃないかと思えます。

また、総理府の立場といたしましては厳正中立公平な人事院の勧告を尊重するという、こういう態度をとりまして、人事院の勧告を完全実施するというふうな態度で臨んでまいりたいと、こういうふうな思っております。

○山中都子君 いろいろな報道がありますけれども、日経連がこれを決議をして、九月二十二日、大蔵省に申し入れをしたという事は事実ですか。大蔵省、きょうはお願ひしてないんですけれども、総務長官その辺の事情は御存じでしたら教えていただきたい。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) まあ大蔵省の方からそういうことを聞いておりませんが、新

聞紙上であるとか、その他の関係でそういう報道があるというのを聞いております。

○山中都子君 それで、その報道の一つに、これは十月二日の読売の夕刊のようですね、これは十月二日の読売の夕刊のようですね、安倍官房長官がその日経連の要望に対して、「一つの見識だ」というので検討したい」と、このように発言したと報道されております。いま政府部内では一切そういうことはないんだというお話をしたけれども、そうするとこれは全くの誤報ということですか。安倍官房長官がこういうことを何か言われたとすれば、何らかの、閣議でということではないにしても、何らかの問題提起なり、話し合いなりが行われたと理解するのが常識的だと思いますけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 官房長官はどういう発言をされておられるかということについては私は聞いておりませんが、先ほど来、官房長官がどういう発言があったとしても、まだ政府の部内にそういう動きがないと、こういうことだけを申し上げておきたいと思えます。

○山中都子君 私は、当然のこととして、給与担当大臣である総務長官が、そういう後退については、それは後退させるのではなくて、積極的に当初予算において確保していくという態度をとっていただけないのは大変心外に思っているわけですが、これも、これとの関連でちょっと具体的にお願いします。

現在三公社五現業は仲裁裁定が出てベースアップという、そういうパターンというか、コースになつていまして、そしてそれは六、七ごろに実施される。当然当初予算に計上されないと、補正予算が国会で通らないと実施が不可能ということになつてしまします。この点については政府関係の特殊法人も同じで、いままでも人動体制を盾にしてなかなか有額回答を出さない。そういう状況があるにもかかわらず、やはり一生懸命労働組合でもやってきているわけですね。当然労働三権が認められている特殊法人です。こうした場合に連動されて補正予算が組まなければ結局ベ-

スアップができないというような事態に追い込まれるということはお考えられるんじゃないですか、その点はいかがですか。

○政府委員(菅野弘夫君) いまのお尋ね、総理府の場合にはちよつとお答えがしにくい問題でございますので直接お答えはできませんけれども、一般職の非現業を扱っている私たちといたしましては、やはり総務長官が先ほどお答えになりましたように、この問題は非常に従来の高率なベースアップが行われた場合におきましてそれ相応の効用と申しますか、そういうものを果たしてきたというふうな思っております。したがって、来年度の状況においては、経済状態その他から考えてどういふことになるのかということについては現在の段階ではとても云々できる時期ではございません。

で、そういう予算編成の過程におきまして十分いろいろな面から財政当局が中心になると思えますけれども、協議をして決めていく問題であるというふうな思っております。

○山中都子君 それでは基本的な総理府の考え方として、三公社五現業、政府特殊法人、これらは当然のことながら団体交渉権、労働三権、公務協同——公共企業体、五現業とそれから特殊法人と若干の違いがあるにしても、それは当然保障されているものだと、その上に立つて自主交渉で決着を図ってきているわけですから、人事院勧告のあれを、補正予算を待たないで、そのことは基本的には当然尊重される、そのことは保障されなければいけないということははっきりしているわけですか。

○政府委員(菅野弘夫君) いまのお尋ねもどうも総理府として直接お答えしにくい問題でございますけれども、原則的にはいま先生が御指摘になりましたような交渉権を持つているグループでございますので、そういう交渉の中でそういうものが妥結をされていくということは当然だろうと思えます。

○山中都子君 総務長官そうですね。それは私は常識的に当然のことだと思えます。そうすれば、

三公社五現業、特殊法人がそういう形で決められていくと。そして一方ではその五%の先組みがますますずつと行われてきたにもかかわらず、公務員については当初予算で組み込まれないような結果になったとすれば、それは公務員労働者にとつての大変大きなマイナス、後退ということになるを得ないわけですね。私はぜひ総理府総務長官に給与担当大臣としてそのことについてはそういうことにならないように努力もしていただきたいし、閣議の中でもどうせ大蔵省がいろいろ言うんではしょうけれども、毅然とした立場で公務員労働者の利益を守るといふ観点で、こうした後退はやらせないというその決意のほど伺いたいし、お約束もいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 給与担当大臣ということで後退ということのないようにということでございますが、もちろん私は先ほど来申し上げましたように、まあ厳正中立、公平な人事院の勧告と、これは完全実施するという、こういう態度をとりまして、仮に過去のように五%という給与改善費を仮に計上、財源の中に当初予算を組まないとしても、これは完全実施すること、できることは当然のことです。まあしかしながら、いまお説の問題、三公社五現業、こういう問題はこれは当然団体の交渉によって決められていくわけでございますから、われわれの方には口をはさむなんて、そういうことはできるものでもありませんが、ただいままの推移から見まして、先ほど来から再三強調されたその五%、

こういう問題のできるだけ過去と同じように、長い歴史があるわけでございますから、経済情勢の変化はあったことも私は認めますが、できるだけそのような形であらゆる角度から御指摘の点についてひとつ十分配慮しながら臨んでまいりたい、こういうふうに思っております。

○山中都子君 さらにつけ加えて指摘をいたしますと、これは地方公務員にも及んでくるし、その結果地域の中小零細企業の労働者の賃金にも影響

して、くるといふ大変重要な内容を含んでいるもの
です。ですから、結局日本の低賃金を支えるおも
しなる役割りを果たす結果になるというところは
強く指摘をしておきたいと思ひます。で、政府の
意思がどうであつても、結果としては、経過とし
て日経連が決議をして持つてくる、あるいは新聞
報道にさまざま伝えられているような内容でもつ
て、そうした財界の圧力に政府が屈するというこ
とになりかねないわけですから、その点について
はいま申し上げました先組みの問題はするかしな
いかは別としてということではなくて、後段にお
つしやいました積極的な姿勢を断固貫いていた
いて、そして長い間の慣行を後退させることのな
いようにがんばつていただきたい。もちろんその
ために総理府としてもすでに来年度の予算要求に
向けて5%の概算要求なさつてゐるわけではし
ょう。その新たな財界や日経連から問題提起され
たわけではないとおつしやるならば、概算要求を組
んだ時点といふと何か物すごく天下がひっくり返
るような大きな条件の変化が生じたわけじゃない
わけですから、当然のことながら、この初志は貫
徹していくべきだと思つておりますので、再度の
御意見を承りたいと思ひます。総理府としては
うすで組んであるということも含めてですね。
○国務大臣(稲村佐四郎君) 政府の決定がどう
あると、これは私も政府の一員でございますか
ら、政府の決定に従わなきゃならぬと思ひます。
しかしながら、日経連とか、あるいは財界等々の
まあその圧力といふ言われましたが、その圧力に
屈するようなことは絶対ありません。

○山中都子君 言ひ方はどうであつても、実際上
はもしそういうことになれば財界の圧力に屈した
ことになるではないかということをおは指摘して
おります。
次の問題に入りますけれども、各省庁の人事担
当課長会議が人事院へ要望書を出していらつしや
います。これを見せたいだいたんですけれど
も、国公労連や労働組合などが要求しているのと
かなり共通するところがあるわけですね。ちよつ

と二、三例を申し上げますと、俸給月額額の引き上
げ、号俸数の増加とか調整手当の率の増加、支給
地域区分の改定、住居手当の増額、沖縄県地域の
職員の手当新設、こうしたことについては各省庁
の人事課長の要望と、課長会議の要望と労働組合
の要望が完全に一致しているわけですね。で、こ
ういふことは当然のこととして双方が要求してい
る問題だから、すぐにでも実現できるものだし、実
現しなければいけないこと。これが実現できない
というのは、その双方が要求している、一致して
いる当然の要求を実現させない壁に結局人事院が
逆になつてゐるということにもなりかねないと思
つておりますけれども、こうしたものを積極的に
実現していくというこの約束をいただきたい。
○政府委員(藤井貞夫君) 各省庁の人事担当課長
さんの会議がございまして、これは毎年給与勧告
の前における協議をして、まとまつたところを
人事院に御提出をなさる、現実に私のところにも
参られまして、その説明を詳細になさいます。私
もその段階で詳しく聞きまして、それについての
考え方というものは一応御説明を申し上げてお
るというのが例年の例になつております。各省の
人事担当課長は、御承知のように各省人事行政をつ
かさどつてゐる中心でございますので、日ごろい
ろんな人事行政をやつていく中で、給与問題等中
心にして当然のこととしてそれぞれの組合との接
触もございまして。――簡単に申し上げます。そう
いふことで、当然一致をする問題もあるわけですね。
したがつて、そういう点は組合側の意向も十分承知
をいたしておりますけれども、各省庁の人事担当
課長の要望といふものも非常にきつめて重視して
こちらとしては取り扱うことにいたしております。
できるものは積極的にこれを取り入れるとい
う態度でもつて従来もやつてきておりますし、今
後ともそういう姿勢でまいりたいと思つておりま
す。

○山中都子君 そのでるものはじゃなくて、両
方の共通の要求で、結局人事課長会議といふもの
は総理府でもつて取りまとめていらつしやるわけ

だから、そういういかげんなものを人事院に――で
きるものはやりますけれどもというふうなことで、
現実にはだからできてないわけだから、そんな
いかげんなものを出していらつしやるわけじゃ
ないでしよう。そのところを私は総理府にも見
解を伺いたいし、また人事院にも、できるものは
ということでもサバるんじやなくて、当然のことな
がらそういう両方で一致する内容についてはす
ぐら実現できるわけだから、できるからこそ人事課
長が責任持つて、そんな無責任な提案をしてゐる
わけでも何でもありません。そういうこともは
つきり言明をしていただきたい、このように申し
上げておりますので、ひとつ簡単に。
○政府委員(藤井貞夫君) 無責任なことを持つて
くるはがございせん。私たちもそういう意味
でこれを受けております。詳細な点もしも御
要請があれば局長からも具体的に申し上げます
が、一般の問題といたしましては、しかしながら
その中でもおのずからやはり事務の優劣、順序と
いふものがございまして、全部が全部即刻これ
を受け入れることができないものの中にはございま
す。全体の格差など配分の問題もございまして
で、それらの点が一つの壁として、あるいは限界
としてございまして、その範囲内において
でき得ることは積極的にひとつこれを取り組んで
やつていくという方針は今後も貫いてまいりた
いと思つております。

○山中都子君 最後の問題になりますけれども、
かねがね私もは提起をしてゐるんですけれど
も、いわゆる人確法に基づく教員の給与改善で
すね、これは教員に優秀な人材を確保するために
教員の給与の特別優遇措置を決めるもので、現行法
制上は各職種の俸給の一定の均衡の上に組み立
てられてゐる一般給与と法体系、そうすね、一
般給与と法体系といふのは一定の均衡の上に組み
立てられてゐるわけですね。その中に人確法に基
づく給与改善を取り入れること自体が無理がある
と、教員の給与の特別措置を決めることを目的と
して制定されたいわゆる給特法、教員の給与特別

措置法の体系の中で行くことの方が趣旨からい
つても、また具体的にいつてもより合理的であると
私もかねがね思つて主張しておりますけれども
も、これをなぜ人事院は一般給与と法体系の中
で措置するように勧告されたのか、そのところ
をちよつとぜひ伺つておきたいと思ひます。
○政府委員(角野幸三郎君) 一般給与と法で
ございまして、教員といひましても一般職でござ
いまして、まず一般職の給与と法の中で定めるとい
うことが望ましいと存じております。教員の給与
改善といひましても、たとえばその中に俸給表で
直すものとか、それから一般のほかの手当で直す
ものとかいろいろ総合的にやつております。これ
は基本的には一般職である教員についても一般職
給与と法の中でございまして、またこれを特
例法に持つていきますと、大体一般職の中の整
合的な運営に非常に困ります、手当の部分のな
がりがございまして。そういうことで私もやはり
一般給与と法の中の改善、そういうふうな考
えをしておりますが、いま先生御指摘の特例法で
ございまして、これは教職調整額を決めたとき
の特例法といふことでございまして、これは給与
の問題だけでございますので、勤務時間を含む、
超過勤務手当の処理問題を含む処理としての教
職調整額、そのための特例法といふことでござ
いまして、これは勤務態様の特殊性に基づくとい
う要因も含んでございまして。そういう意味で今
回のように、たとえば特別手当のようにもつぱら
給与水準の問題といふことに限りますと、それは
まして一般給与と法の中で十分であると、こ
ういふふうに考へてございまして。
○山中都子君 そこにはやっぱり矛盾があるん
です。といふのは、あなたが後段におつしや
つた特例法は法律自体をよく読めばそうなつて
ないわけですね。だから、それは十分教員の
給与改善は給特法の中でできるんです。そうし
ないから、一般職の方であるから、だからいま
給与局長もおつしやつたように俸給表を、本
来俸給表を改正しな

き

やいけないものを手当でもって対処しなきゃならなくなる。だから、實際上これ以上引き続いて教員給与改善を一般職の給与体系の中でやろうと、限度が来ているわけですよ。パンクするでしょう、これ以上進めていったら。そういうような矛盾を生み出している。一方で、主任手当だとか管理職手当、こうしたものの増額が規則改正だけでできるようにしてきている。私は、人事院のそうした姿勢というものがいまの主任手当の問題に対するさまざまな根源をつくり出している、前回の内閣委員会でも人勧問題についての質疑の中でも申し上げたけれども、そういう基本的な姿勢を改めて、こうした問題を根本的に解決をするというところに一歩前進をしなければならぬ、ということを重ねて指摘をいたしまして質問を終わります。

○秦豊君 私は質問を防衛庁に集中いたしますから、あとの皆さんはごゆるりとなすってください。
防衛庁に伺いますけれども、尖閣列島周辺に対して対潜哨戒機P2Jの定期飛行を行っていたという事実はありませんか。
○政府委員(伊藤圭一君) 尖閣列島を目標としていうことではなくて、付近の、日本の周辺の海域のいわゆる監視のための飛行をやっているのは事実でございますが、尖閣列島を特に目指してやっているわけではございません。
○秦豊君 だから、尖閣列島も含まれているんですね。
○政府委員(伊藤圭一君) 沖縄周辺、すなわち東シナ海、そういうところは監視のため飛んでおります。
○秦豊君 伊藤さんの答弁は現在形で「いる」となっていました、それは中止されたんじゃないですか。
○政府委員(伊藤圭一君) これは、私は中止されたという事は聞いておりませんけれども、二日に一回、あるいは一日に一回、これは場所によつて回数が決まっておりますわけでございますけれども、それは続いていると思います。
○秦豊君 その答弁はかなり不正確であると思えますから、調べていただきたい。これは尖閣問題が起った後、防衛庁長官名で、いかなる配慮かは知らぬが、定期的飛行は中止せよという命令がある、あるいはどういふふうな区分になっているかわからぬが出てくるはずなので、伊藤防衛局長が御存じないとなれば、長官御存じですか。
○國務大臣(金丸信君) 私はそういう命令を出した覚えはありません。
○秦豊君 私はそのような心証と裏づけを得ていまして、いかなる目的、いつまで行われていたのか。じゃ、だれの命令で、どういふ通達が出されて中止されたのかは、私はいまの答弁では、知りません、いや、そんなはずはないと言わなければならない、納得がいきませんから、もう一回調べていただかせませんか、現実になお行われているかどうかを含めて。
○政府委員(伊藤圭一君) 長官からの命令をいただいたことはございません。したがって、中止されているとも思っておりませんが、なお調べてみます。
○秦豊君 念を入れますけれども、その尖閣を含めた周辺に対する定期的飛行は、最初のお答が定期的、後は二日か三日に一回というふうにやや微妙に変わっていくけれども、それはどんな目的なんですか。どんな名目なんですか、また。
○政府委員(伊藤圭一君) これはいわゆる監視飛行というのをやっております、いわゆる艦艇等が日本の周辺において行動しているものにつきまして監視をしているわけでございます。
○秦豊君 いまあなたの方の法のためでは、また正当な解釈では、索敵行動などはゆめできません。
○政府委員(伊藤圭一君) 索敵行動ではございませんで、調査活動としてやっているわけでございます。
○秦豊君 大変言葉の天才でいらっしゃる。困ったことがあると、訓練という手もありますしね。ミグ25のように、訓練ですといつて弾薬庫を開くこともできる。大変それはあなたの方としては応用問題の解き方が上手であると思うが、この場合も、じゃそういう名目で、その場合に、たとえば仮想敵ソビエト——言葉を使わぬだけで、ソビエトの原子力潜水艦を発見して、その音紋をたまたま採取したというふうな場合には、自衛隊が保管するだけではなくて、それは米軍に通報しているというふうな事実はありますか、連絡通報。
○政府委員(伊藤圭一君) 音紋をとって、それを直ちに米軍に通報するということはございせん。
○秦豊君 直ちにとは言っていない。私は時間を限定していない。ケースとして、あり得ているのか、そういうことはあるんですかと、こうやわらかく聞いているんですが、そういうことはあったんですね。
○政府委員(伊藤圭一君) それは、情報交換の中でそういうこともあり得ると思えます。
○秦豊君 日本の対潜能力はそれほど貧弱ではない。かつて私は厚木航空集団を見学に行ったときに、ある高級幹部は、ばかにしたもののじゃありませんよ、かなりな音紋はわが手にありますと。ポケットに入っているという、イン・マイ・ポケットという表現をとりましたけれども、その場合、だからそれを米軍に通報することは、それは日米防衛協力、あなたの方としては当然の協力体制でしょう。そういうことを私は云々しているわけではない。ただ、あり得ているんですね。
○政府委員(伊藤圭一君) 先ほどの御質問で、とったものは全部渡すという、まあちょっと私の受け取り方が悪かったかもしれませんが、義務的な関係にあるかというふうなことでございましたので、そういうわけではない、情報交換の中でそういうことはあり得るということを申し上げたわけでございます。
○秦豊君 その情報交換に関連してちょっと伺っておきたいんだが、現在日本を中心、あるいは日本を含め、日本、韓国、アメリカというふうな三国にまたがった軍事業務協定のようなもの、あるいは軍事業務協定そのもの、それに類したもの、これは存在しますか。
○政府委員(伊藤圭一君) ございません。
○秦豊君 あなたはもちろん防衛局長ではなかった。一九七五年十月二十八日、衆議院予算委員会、三木内閣当時、長官は坂田氏。丸山氏が公明党の山田委員の質問に対して、秘密区分極秘、トップシークレットの軍事業務協定の存在を、しばしば答弁に行き詰まった末、何回も往復して、ちゃんと議事録の十一ページに、コードナンバーAKA二八三を初めAKAC六二を含めた三種類の文書の存在を丸山氏は、政府委員は確認している。ここに記録がありますから、後でお見せします。だから、あなたはそれに類したものは一切ないなんて自信を持って言われたが、かなりこの議事録と、歴史的事実と違っていますよ。もう一回頭を冷やして答えてください。
○政府委員(伊藤圭一君) いま突然のあれでございますけれども、私もやや記憶いたしておりますのは、日本と米軍との間の何といいますが、記号の取り決めの文書というものがございまして、それをたまたま米軍が韓国の方にも使っておったというふうなことが議論された、その内容だと思えますが、軍事取り決めというふうなものでは全くございせん。
○秦豊君 それは非常に初歩的な答弁にすぎない。文書は三つあったんです。AKA二八三とAKA二〇二とAKA二〇〇というものがあって、それはあなたの言ったようにごく手帳な、ADIZを出入りする、防空識別圏を出入りするアメリカ、日本、韓国のそれぞれの敵味方信号、これを間違えると困りますから、取り交わしていた。これはマル秘の文書にすぎません、それは。ところが、三番目が大事であって、AKAC六二というのはトップシークレットであり、それが軍事業務協定であるということを、これお見せしますから、後でゆつくり読んでおいてください。——ば

くは十分しかなから繰り返すのはいやなんだが、存在をはっきり認めているんだ。行政は一般的でしよう。あなたの前の前の前の防衛局長だって、あなたもやはり責任を持たなきゃいけない、防衛庁は、防衛行政として。だから、事実としてこれを確認してもらいたい。

○政府委員(伊藤圭一君) それは全く、いま先生がおっしゃいましたのは、軍事協定というものはございません。これは私ははっきり申し上げられると思います。

○秦豊君 丸山さんに聞いてください。まだあの方次官だから。ただ六本木と往復している時間がないからこれ留保しますよ、この質問は。そしてただはつきり三木さん自身も答弁しているんだが、これは軍事業務協定であり、区分は極秘である、トップシークレット。したがって、米軍の了解を得なければ提出できないと、こう言っているんです。いいですか。これは後でゆっくり読んでください。私はだからあなたから答弁が得られないから、これ以上は。のれんに腕押しだからやめますけれども、ただやめたくないのはこの質問について納得ができないということ。それからもう一つは、仮にあなたがどう手軽に装おうとも議事録に掲載されているんだ。それを否定してないんだから、丸山さんは。確認をとった上で軍事業務協定というふうなものは一体どういう範囲のことを取り決めているのか、これが一つ。年度ごと更新され、手直しをされているのか、これが二つ。そしてごく最近手直しされた事実があるかどうか、これが第三。これをしかと後刻回答願えますか。

○政府委員(伊藤圭一君) その軍事協定と、いま先生がおっしゃっている内容自体も私にはわかりません。そしてまた、そういうものがあるかどうか私も私は知りません。したがって調べるまでも、お答えできるものであればお答えいたしますけれども、そのときにもトップシークレットで特に外には出せないということを御答弁しているようでございますから、出せないものは出せないと思

ます。

○秦豊君 念のために控えてください。七十五年二月二十八日衆議院予算委員会議事録の七ページから十二ページにわたっていますので、確認の上、丸山さんに確かめた上で出せないものは出せないというふうな答弁ではなくて、どういう、私がだから丁寧に言っているでしょう、三つにわたったことをしかとお答えくださいと。トップシークレットがいきなり内閣委員会に出るとは思っておりませんよ。内容、どんなことを取り決めているのか。毎年どうしているのか。これをしかとお答えいただきたいというのだから、重ねて確認のために答えてください。

○政府委員(伊藤圭一君) 調べた上で御説明いたします。

○秦豊君 やはり日本と韓国にまたがります、アメリカにまたがりますが、これも確認しておきたいんだが、現在おたくと自衛隊と韓国の軍部の間、統幕といふランクか各幕といふランクかそれは知らぬ。知りませんけれどももういうトップレベルの定期協議というふうなものはありませんか。

○政府委員(伊藤圭一君) 定期協議というものはございません。しかし、日本の自衛官の人々が軍事情勢の視察に行き、その際軍事情勢について意見を交換するというのが毎年行われているおられます。トップレベルというものではございません。

○秦豊君 統幕議長が入っていないければ各幕の責任者が入っていますか。

○政府委員(伊藤圭一君) 各幕の責任者というのが幕僚長という意味でございまして、幕僚長は、韓国でございまして建軍記念日か何かのときに毎年大体会代で招待されているようでございますけれども、そのときには、そのいわゆる協議とか意見の交換というものはないように聞いております。

○秦豊君 少なくともしかし定期協議の定期は外しても協議は行われているんですね。緩やかであるがタイトであるが、協議は行われている。

その事実はあるわけですね。どんな人々が話し合っているのか明らかにしてくれませんか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは部長クラスが軍事状況の視察に行きますときに、意見の交換はやりまされども定期協議という名前で一定の時期を決めてやるというふうなことはやっております。

○秦豊君 あなたは非常にふところが深いからずっとそういうふうに出してくるんだけれども、定期協議ではないが、年に一回ぐらいやっています、最初の答弁。これは忘れちゃ困りますよ。統幕議長ではないが、各幕は加わっている。ちょっと退いて部長クラス、現にそれはあるわけでしょう。もう一遍確認してください。

○政府委員(伊藤圭一君) 各部長クラスは大体毎年一回ぐらい向こうに行っております。

○秦豊君 何のために行っておるのか。最近それでまたちょっと調べてみると、一佐とか二佐クラスの訪韓日程が非常に頻繁になっているような感触があるのだが、二、三年の数字で結構だから、また一番最新のものを含めてどんなランクがどういう交流をしているのか、何を一体話し合っているのか、ちょっと言うてください。

○政府委員(渡邊伊助君) ちょっとただいま手元にありません資料だけで恐縮でございますが、韓国に出張した自衛官の数を申し上げますと、五十年に十三名、それから五十一年度に十一名、五十二年度十七名という数字でございます。

○秦豊君 ランクはどうですか。

○政府委員(渡邊伊助君) ランクはいろいろございまして、将、将補、一佐、それからこの数字の中にには競技大会なども含まれておりますので、曹クラスの者も含まれておりますし、尉、士クラスの者もございまして。

○秦豊君 競技会なんていうのはカムフラージュのためにやっているんですから、これは厚化粧にすぎない。やはり話し合い自体に興味があるから行くのですからね。だんだん年々ふえているんですね。一体何を指したもののなか。これは私は

知りたいんだけど。いままでの話し合いで防衛局長とお二人でお答えになって結構だから、どんなことが一体毎年毎年話し合われて積み重なっているんですか。

○政府委員(渡邊伊助君) 必ずしも年々ふえているという状況ではございません。それから中身は軍事施設等の視察あるいは広報関係についての連絡とか、そういうものが主なものでございます。それからさらに防研の研修員が卒業したときに現地研修ということで行くというふうなものもございまして。

○秦豊君 今年度末で完成する統合骨幹回線、完成しますね。あれは直接たとえば南韓国のチョンサンならチョンサンとコネクトしている事実はありませんね、その計画も。

○政府委員(伊藤圭一君) 骨幹回線がことし全部は完成いたしましたんで、ことし完成いたしますのは北の半分でございます。将来にわたって韓国とコネクトするということとは考えております。

○秦豊君 いま福岡の板付ですね、それから南韓国のチョンサンとの間に直通二十四回線のOJ通信、これはあることは御存じですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 米軍の通信系があるということとは承知いたしております。

○秦豊君 米軍のいいんです。それから佐賀と福岡の県境にある背振山ですね、あれはおたくの四十三警戒群が配備されているが、あの背振で、では韓国の航空管制組織と背振の基地、リーダーサイト、これは定期的に情報交換をしているという事実はありますか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは日本と米軍とが交換しているという事実はございません。

○秦豊君 韓国と言っているのです。

○政府委員(伊藤圭一君) 韓国と日本としているという事実はございません。ただ米軍と韓国の通信施設の端末があの背振山に来ているというふうには聞いております。

○秦豊君 事実関係としては背振の山で米軍と自

衛隊の通信回線系統が、したがってドッキングしているという言い方は許されません。

○政府委員(伊藤圭一君) それはそういうことではございませんで、たまたま米軍の通信系の端末がそこにあるというだけでございますから、それが直ちに自衛隊の通信線とドッキングしているということはございません。

○桑田君 しかし何か必要が生じた場合にはOH通信の板付・チョンサン間、それから端末が入っているんだから、米軍に依頼すればチョンサンとの間の通信は可能。つまり日韓米はつながっているという理屈になります。

○政府委員(伊藤圭一君) これは御承知のように第五空軍の隷下の部隊は日本とそれから韓国にあるわけでございますから、米軍の通信系というのは、まさに韓国にも、それから日本にも通じているわけです。したがって、その米軍の通信回線を使えばということになりますと、これは物理的に可能であるということでございます。

○桑田君 背後の四十三警戒群とチョンサン間の情報交換は行われていないと明言されたんだけれども、六六年の春以降、そういうことが日常的に繰り返されているという私の疑問に対して、もう一回調べた上で、先ほどと同じですが御精査の上答えてくれますか。

○政府委員(伊藤圭一君) それは絶対にないと思えますが、先生の御質問でございますから、調べたいと思います。

○桑田君 今度は長官お待たせしました。長官、栗栖解任というのをもう一遍、私はあえて顧みる必要があると思うのです。栗栖解任。これはトルーマンのマッカーサー將軍解任に比すべき、スケールの大小は問はず、ケースとして非常に重大な出来事であったと思うんです。それで、これはシビリアンコントロールのあり方を論ずる場合、考へる場合にも避けて通れない大きなテーマであったと、出来事であったと私は思うんです。それは恐らく御同感されると思うが、あの解任に至るまでにあなたは、防衛庁長官は総理に對し、あるい

は要所要所に対しどんな手順を一体尽くされたんでしょうか。

○國務大臣(金丸信君) 私は、あの発言が私の目に入つたわけでありまして。そこで、総理と相談をいたして総理の了承をとって、その後防衛庁に帰りまして、事務次官にこの問題は私は重大に受けとめておると、ひとつ事務次官これに對処してほしい、こういう話をいたしましたして、解任ということになったわけでありまして。

なお、その解任なりにつきましては御本人から進退伺いが出てまいりました。その進退伺いが出ましたから、それを受け取りましたらすぐ御本人が辞表を出したということでもあります。

○桑田君 時間を節約するために私の方から申し上げますが、あなたはお親しい保利議長にはお電話なしに面談、恐らくお電話であろうと思うが、相談をされたとは私は思う。丸山次官は、大平さんと中曾根さんに根回しに行かれた、これは面談であつたと、総理とはじっくり話し合われたという記憶をお持ちですか。かなりあつたとお話をされたんじゃないですか。本当に短い時間、違ひますか。

○國務大臣(金丸信君) 私は、その席には官房長も官房長官もあつたわけでありまして、いま時間は記憶しておりませんが、あつたかどうかということとてなくて、いろいろの検討もあつたわけでありまして、二十分ぐらい話し合ひはいたしましたと思ひます。

○桑田君 私は、あの措置の是非については、あの措置は是とするというももちろんそういう立場に立っているんだけれども、いやしくも、このシビリアンコントロールをして十全に機能せしむるためには少なくとも、たとえばトルーマンがマッカーサー氏を解任したときには、まず国防関係者、それから共和、民主、民主のいわゆる院内総務クラスから上、上下両院議長、要所を所くまなく意見を徴し、しかる後結論を出している。あなたは二十分とか何とか言われますけれども、私自身は十分であつたかと言われましても、私自身は十分であつたか、やはりこれは総理とは大変短い時間

間にすぎなかつたし、閣議での報告もしたが、かなりビジネスライクであつた。しかも栗栖氏本人に對しては挾捉以来の宿縁もあり、やはり辞意の表明があつたからという前提で総理に話されたのではないかと私は思う。しかし長官、これは大事なことなんです、あなた方は今回のはしのいだ。金丸さんはふだんは必ずしも早くはないけれども、今度はすばらしく早かつたという評価もある。しかし私をして言わしめれば、薄氷の上を電撃スピードで通り抜けたから氷は割れなかつただけなんです。今後少なくとも私は、内閣委員会の一員としてあなたに要望したいのは、破廉恥罪で懲戒処分になつたんじゃないんだ。一國の安全保障にとつては重大な見解の相違によつて解任された、そうでしょう。国会議員が懲罰委員会にかかる場合でも一身上の弁明というのがあるんですよ。本会議場だろが委員会だろが、一身上の弁明があるんですよ。ところが、非常に既成事実をつくつておいて辞意の表明があつたから総理いかがでしょう、どんな総理だつてよきに計らえ、やむを得ない、これはあたりまえですよ。そういう意味で私は措置については是とするけれども、手続その他については非常に粗雑であつたと、もつと慎重にもつと嚴重に取り組むべき大きなケースではなかつたのか。少なくとも衆参両院議長、衆参両院の内閣委員長、与野党の理事クラス、そして各野党の幹部クラス、与野党の幹部クラス、これには十全の根回しをして当たるべきケースではなかつたのか。今後は繰り返さないという保証はないのだから、シビリアンコントロールを守り抜くためには、そのためには私はやっぱりこれは自衛隊法ではないと思うが、規定を、基準ですね、手順、これをもつと厳密につくり上げておく必要があると思うが、これは長官どうでしょう。

○國務大臣(金丸信君) 私は、この問題についてただいま栗栖君から辞表が出たから総理に話をしたということじゃなくて、その前に総理に相談をいたしたわけでありまして、その点は逆になつておることは御理解いただきたいと思います。ま

た、先ほど保利議長という話も出ましたが、保利議長にも私も相談をいたして、保利議長からもそれは重大なことだと理解を得たわけでありまして、いまおっしゃられるように、自衛隊法とかなるとかということじゃなくて、シビリアンコントロールということとはまた本人の統幕議長のそういう立場からいへば重大な一つの事件ですから、国会でも国会議員が除名されるというような重大な問題のときは一身上の弁明が十二分にできる時間もあることでもあります。それとこれとは幾分違ふとは私は思いますが、そういう万全を期すということとは必要だという私も感じがいたします。

○桑田君 今後どうされます。

○國務大臣(金丸信君) 今後そういう問題について検討してみたいと思ひます。

○桑田君 これは嚴重に検討してください、安直な問題ではありまじやない。いまユニホームがいかにかに内局を冷えた目で見てゐるか、うまくいってやしません。不協和音だらけ、ぎくしゃくしてゐる。改めてぎくしゃくしてゐる、そうですよ。もつとそういう声をやはり聞いてみる必要があるのではないかと。いまシビリアンコントロールなんかではありまじやない、内局統制です。それにすぎない私は思ふから言つてゐるのです。これは内規をつくるか規定をつくるか言葉はどうでもいいから長官、検討なんというその辺の方に聞いた方がいいやなくて、長官の信念を、魂を込めてやっぱこれは嚴重なことだと、重要なことだと、こつと対処するといふ答弁、もつと積極的な答弁をいたしたいのだから、どうです。

○國務大臣(金丸信君) 事実に重大でありまして、私は十二分にひとつあなたのおっしゃる精神をくんで検討したいと、こういうことではあります。

○桑田君 竹岡官房長、おいでをいたしたいんだが、あなたともやがて当委員会ではお別れしなければならないかもしれない。だからこそあえて伺つておくのですが、失礼を省みずあなたでなければ答えられない問題はなんですか。あなたとあな

たの答弁、あなたの基本的な認識、これが今国会における有事法制問題をきわめて多彩にして豊富にしたと私は思う。これをショック療法と言う人もある、悪質な世論誘導という見方もあり得る。いずれも当たっているかもしれない。しかし、ユニホームの人がこれを見ると、幹部の人なんかの意見を仄聞すると、何で内局はあんな粗雑な、あんな粗雑な、あんなにつんのめった前のめりの姿勢で取り組んだんだらうか。取り組んでみて相手の手ごわさにたじろいだと、これでは柔道の試合にならない。えりを取り合ったら瞬間もうだめ。あなたの答弁が相当委員会においても一つの大きな焦点になって推移してきた。しかし制服の多くのさめた目というのは、内局は何であんなに粗雑に急ぐのか、有事法制なんというのの研究はよろしいけれども、また事実ある程度以上研究しておるけれども、立法化になれば国民の支持や理解が大前提だと、そんなことがわかっていないはずのエリートたちが何でこんなに粗雑な対応しかできないんだらう。これはあなた、一つの大きな声です。

そこで、竹岡官房長にあえて伺いますが、今国会における有事論議を振り返って、いま改めてあなたは拙速に過ぎたという自省はないのか、粗雑であったという自戒はないのか、それを含めて有事法制の来し方を振り返って行く末はもうないんだから、だんだんつぶされていくんだから、改めてあなたからお考えをお聞かせ願いたい。

○委員長(松田徳太郎君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま竹内潔君、斎藤栄三郎君及び原文兵衛君が委員を辞任され、その補欠として降矢敬雄君、田原武雄君及び成相善十君が選任されました。

○政府委員(竹岡勝美君) 防衛庁が有事法制の研究を昨年八月三原長官の指示によりましてやるこ

とになりまして、先生御承知のとおりにそれ以降、参議院の内閣委員会等で御指摘もございまして、できる限り私もその場で政府答弁したときもございしますが、主として原則的には憲法の範囲内であるということを中心にして御答弁申し上げてきたわけでございしますが、私の言葉足らず、そういう点で非常にお迷惑をおかけしたことを深く反省をしております。去年の八月の答弁は憲法の範囲内、そしてあくまでも有事法制の研究の段階だ、こういうような答弁をしてきたわけでございしますが、言葉未熟のために大きな疑惑を招くというふうなこともございまして、深く反省しております。ごさい。

○委員長(松田徳太郎君) 竹岡君に注意をします。もう少し大きい声で答弁をお願いします。

○委員長 今後、西ドイツの場合でも十一年かかっている、有事法制。あなたの方のような粗雑な取り組みではほとんど期待はできない、またわれわれもそれを許さない。

最後に、あなたに対する質問については最後だけれども、やはり今後の国会の防衛論議のあり方、防衛庁の取り組み方について簡潔に、あなた相当反すうされたであろうから、それをぜひ伺わしてください、有事法制について。

○政府委員(竹岡勝美君) 今後の取り組み方は、先般防衛庁で出しました有事法制に対する防衛庁見解、これに尽きておるのではないかと、このように思っております。

○委員長 これで最後、時間ですが、防衛庁はたしか渡邊さんの御担当ではないかと思いますが、栗栖解任にこりて自衛隊幹部の外部に対する発言は慎重にするようにという意味のこもった通達を出したという事実があるかどうか、高級幹部です、これはもう、つまりあつものにこりてなますを吹くとは言いたくないが、そのような細かいビジネスライクなシビリアンコントロールは非常に手数多くなさるが、肝心なことができていないという前提でお尋ねしているんだが、そんな事実ございしましたか。

○政府委員(渡邊伊助君) 栗栖前議長の仕事につきましては世間大きく報道されたということもありまして、隊員一同も事情がよくわからないというところでびくびくしているという向きもございしました。そういうこともありまして、七月の二十九日付で事務次官の名をもって防衛庁長官所信というものを全部隊、全機関に流しております。その要旨は、有事法制等の検討については近年までいろいろ問題があつて進捗しなかったけれども、非常に重要な問題であつて、長官としてはこの推進を指示してきた。「防衛問題は、国家国民の大事として国民的基盤に立つとともに」、「自衛隊員諸君の英知と経験を汲み入れるべきもの」と考えている。「大いに建設的な意見の交換を行い、有効適切な有事対処の施策の推進に寄与してもらいたい。」長官としては、「国を思う真剣かつ切実な意見を期待し、歓迎するものであるが、外部に向かつて公の立場において意見を述べるに際しては、一般公務員と同様に、おのずから守るべき節度があることを忘れてはならない。公務にある者の言動は、その立場を踏まえて行うよう求めたい。」という趣旨で、いたずらに動揺することなく冷静に職務を遂行せよと、こういう趣旨のものでございします。

○委員長 とにかく長官、いま本来的な意味のシビリアンコントロールは機能していないんです。これは幻想なんですよ。言葉だけが、それこそあなたの表現をかりればひとり歩きしている。シビリアンコントロール、国権の最高機関、国会がシビリアンコントロールの最高機関であるなんて、これ幻想です。もつといまはやっぱり、ぼくは制服を脱ぎ捨てるためにここに立っているわけではない、しかし栗栖解任のもたらしたあんな大きな後遺症はいやされたい。だから必ずこれは厳密な手続をつくってもらいたいというのを重ねて特にあなたに御要望申し上げて質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(金丸信君) 委員長のおっしゃること、先ほども申し上げたわけですが、全く

重大な点だと思ひます。十二分にあなたの精神を踏まえまして検討したいと思ひます。

○井上野君 皆さんお疲れのようであります。先輩議員から質問時間を短縮するようにという強い要請がありましたので、防衛庁の方には質問いたしませんからひとつおくるぎをいただきましたと思ひます。

人事院にお伺いしたいと思ひますが、五十三年度の職種別の民間企業の実態の調査をされております。それにつきまして若干お伺いをいたします。

産業別、規模別の調査事業所数でありますけれども、合計が七千九百九十六事業所、その内訳は、五百人以上の事業所が二千四百四十一、百人から四百九十九人が四千六十八、五十人から九十九人が六百八十七事業所と、このように人事院月報で報告されておりますけれども、なぜ五十人以上十九人という事業所の調査数が少ないのか。

それから、なぜ五十人以下の事業所については調査をされていないのか、この二点まずお伺いをいたします。

○政府委員(角野幸三郎君) お答え申し上げます。

この調査対象の企業の事業所の大きさ別の表は、いま先生お話しのとおりでございしますが、これはまず第一点について、最初の方の御質問についてお答えいたしますと、この実際の七千九百九十六の内訳はこれは実際に調査をした事業所の数でございまして、それぞれその事業所はそれ母体になる母集団がございします。その母集団からそれぞれ数の多寡に応じまして抽出する率がございまして、その抽出した結果がこういうふうになってございします。で、私どもはこれはわが国の民間企業の産業別、規模別の実態をそのまま反映するようにというところでございまして、非常にその母集団が同じ産業の同じような規模のところになくさん会社数がございしますと、これは抽出率を非常に大きく掛けるというようなことをいたしております。したがって、問題は、この表にありますが事業所

それから、第二点のそれより小さいところがある。ちておるじゃないかというお話でございますが、私どもの調査は職務と責任という柱を立てまして、現在の給与法が職務給のたてまえをとっております関係上、したがって民間の調査をいたしておりますときには、ただ年齢、学歴、性というものに対してたとえば月給というような結びつきでございまして、部長とか課長とか係長とか、私どもも職務内容が類似のところに限ってではございますが、そういうところのそういう職務段階に就いて、それで特定の年齢の、学歴の、性別の値が幾らであるかと、こういうとり方をいたしております。

いうことで一貫してまいっておりますし、この関係は昭和三十九年でございますが、三公社五現業の関係で仲裁裁定をなさいますときの民間の規模の基準もそこに民間準拠という線をお出しになりましたとき以来そういう基準でおやりになっておりまして、大體公務の現業、非現業という関係のつながりもございますが、そのとき以来特にそういう関係で両方合つておるといふことも事実でございます。

○井上計君 決して作爲的に規模の小さなところを省略をされたというふうには毛頭思っておりません。ただ、いまお答えでありますけれども、確かに具体的な調査をやる場合に、技術的には規模の小さなところの調査、非常に問題が多いということとは承知をいたしておりますけれども、やはり規模の小さなといいますか、現在わが国の中小企業の実態からいきますと、一番多いのは実はむしろ二十人から三十人ぐらいであるわけでありますから、それらの事業所等についても、困難ではありましようけれども、やはり調査を行うというところが今後のひとつ課題ではなからうかというふうな感じますので、これはひとつ提言をいたしておきます。

それから、それに関連してお伺いいたしますが、まあいろんな具体的な調査をされておりますが、特に実質的な賃金の支払い等についての調査がなされておりますが、このような調査の中で、いろいろと調査項目ちやうだいをしておりますけれども、労働密度といいますが、要するに従業者の、問題はその仕事に対する取り組み方ということについては、これはもちろん調査は困難でありますけれども、しかし、出退勤等の時間が果たして守られておるかとかということ等について、それとの比較ですね、公務員との、そのようなことについては全く調査されていないのかどうか。

それから、社会保険等の負担率、事業所と要するに本人との負担率がかなり公務員の場合と一般民間給与とは、ばらつきがありますが、相当差があるというふうに聞いておりますが、その点につ

○政府委員(角野幸三郎君) 私どもが給与勧告の前提としてやっておりますこの調査の中では、いま先生がお話しの出退勤の状況としてはとらえておりません。それから、社会保険料の負担率等についてもこの中では調査をいたしておりません。

○井上証君 きょうは大蔵省にはお越しをいただいておりますので、総理府からおわかりであれ
ばお答えをいただきたいと思いますが、年度当初
の予算に大体公務員のベースアップ分、今年度も
そうでありましたが、従来は慣例として五％程度

のものをいわば予想して積み上げて予算編成がされております。ところが、最近は当然これはこのような情勢の中ではまずゼロから出発すべきであるという論議が非常に高まっております。そこで、明年度の予算編成については各省庁概算要求するいはまた、その中で、もし給与改定相当額についてはこれを加算をしないで概算要求されておるとすると、その場合、定期昇給相当額についての予算計上はどうされておるのか、おわかりであればお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) ただいまのお話は予算の問題でございますので、総理府として直接お答えをする立場にございませんけれども、承知をしておりますことを申し上げますと、五十四年度の予算におきましても、これは八月の段階でございますけれども、前年度と同じ額の要求を各省でけやっておりますように見えています。

それから定期昇給につきましては、これは個々別々、各省の実態に即してでございますけれども、もちろん新陳代謝がございますので上る分も下がる分もありまして、それを相殺をして各者は予算要求をしているように聞いております。

○井上計君　時間がありませんからこれ以上この問題については質問をいたしません。

そこで、これも総理府にお伺いしたいのであります。五十三三年、今年の九月一日の閣議決定で、

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」というものが閣議決定でなされておりますが、その中で「4 なお、三公社、五現業、公庫、公団等については、その役員等の給与はこれに対応する特別職等に準じてすえ置くこととし、また、いわゆる特別給は労使間の団体交渉で決定すべきものではあるが、これまでの経緯にかんがみ、国家公務員の例に準じて措置されるよう期待する。」という閣議決定があります。そこでお伺いしたいんですが、これについては団体交渉権の侵害にはならないんですか、その点ひとつお答えをいただきます。

○政府委員(菅野弘夫君) 私からお答えるのが適當かどうかわかりませんが、このときの考え方といえますか、そういうものを申し上げてみたいと思います。

ここに書いてございますように、団体交渉で決定すべきものであるということは当然でございますので、そのことを書いた上で、しかしながらこれまでの民間企業並びに一般の公務員も今度ボーナスを減らすという、そういういきさつがあります。これらの従来からのそれに準じていきさつもございますので、そういうふうになることをきつめて措置されるように期待をするという表現をとっておりますので、国交権の侵害ということはもちろんありませんし、この表現自体もなっていないとは思いません。

○井上爵君 はい、お答えはわかりました。
そこで人事院総裁にちよつとお伺いしたいんで
ありますが、これはもう御見解を承れば結構であ
ります。このことについてはあるいは国鉄なりあ
るいは運輸大臣なりにお伺いすべきであらうかと
思いますが、人事院総裁としてのひとつお考えを
承りたいと思います。

今度の給と改定については非常に低率であるということについて、それぞれの人々からいろいろな意見が寄せられております。その中で特に期末手当の〇・一削減については反対である、相当これはまた強い反対運動といえますか、要請といいま

すか、参つておりますけれども、そこで私はそれについて、それがいいとかどうだとかということには別にいたしまして、すでにこの期末手当の削減に反対をして国労が——これだけの理由ではありませぬけれどもストの予定を実は組んでおる、こういうことがもうすでに新聞で報道されておりますけれども、これについて人事院総裁、どうお考えですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 国鉄の関係でございますから、私から見解めいたことあるいは感想めいたことも申し上げることは適当でないかと思ひますけれども、せっかくのお尋ねでございますので、考え方を申し上げておきます。まず、期束手当あるいは勤勉手当を含みますこの特別給、いわゆる賞与というのにつきましましてはいろいろ御議論をいたしております。私たちといたしましては、一昨年に〇・二を削ったと、またそれに引き続いて〇・一を削減せざるを得ないというところは、実にこれは心ならずも申しますか、大変苦慮をいたしました。今度、全体の引き上げ率が少ないということもございまして、据え置きで何ら措置は講じないということにやむを得ずやりました。けれども、しかし、この期末手当等につきましては、そういう給与引き上げの措置が講ぜられないにもかかわらず削減措置だけしかぶるということで、非常にこれはお気の毒の次第でございますが、大変苦慮をいたしました。苦慮いたしました、しかし、たてまえといたしまして民間給与の実態調査をやった結果答へが出たということでございますので、これはやはりその問題そのまゝにして通るわけにもまいらざるを得なかつたということでございまして、そういうことで御審議をお願いをいたしておる次第でございます。

三公社等につきましては、これはたてまえ上は団交の対象事項になっておるわけでございますが、従来のたてまえ上一般公務員とひとつ歩調を

合わせてやるのが望ましいと、そういうたてまえ論で従来からやっておるようでございます。いまだどういふ交渉になっておるか、そういうことについては、内容は存じ上げておりませんが、これもやはり一般公務員について期末手当削減の措置を講じたことに対する、その一つの余波と申しますか、その影響というものの一つ環として出てまいっておる問題であるという認識は持っております。その点一般公務員の期末手当削減の問題と同じような感觸でもって考えておるといふことでございまして。

○井上計君 藤井総裁のお答え、実はちょっと要領を得ないなあという、同僚委員からもそういう御発言があります。私もびんときませんが、時間がありますので、お考えはその程度承ったということにしておきます。

ただ、私は率直に申し上げまして、確かに期末手当、若干でも削減ということについては、公務員の人、あるいはそれに準ずるという形になりますと、三公社五現業等の人たちについてはお気の毒だという感じはいたしました。しかし、ただ現在の国内の各産業界、企業の実態を見ますと、期末手当が果たしてもたえらるであらうか、もう完全に見込みないという企業も非常に多いわけでありまして、したがってそれらの人たちのことを考えるときに、このような期末手当が〇・一削減をされる、けしからぬ、反対である、そこでストをやるといふような姿勢は誠に慎んでいただくべきだというふうな感じはしております。これは人事院総裁の権限ではないわけでありまして、これは人事院総裁それらについても十分御配慮をいただくと、いふことを強くひとつ要望をいたしておきます。

特に総裁が、人事院月報九月号に総裁のごあいさつが出ておりますけれども、「例年に比し低位にとどまっておりますが、この勧告は、生計費の動向その他諸般の事情を慎重に検討のうえ、これを埋めて官民給与を均衡させることが適当である」とする趣旨のもとに行われたものである。同時に、「公務員諸君におかれては、公務に寄せられる国民の切

実な期待と要請にこたへるため、更に全体の奉仕者としての使命に徹して、一層職務に精励されるよう要望する」と、ごあいさつで述べておられますけれども、ぜひそういう現在の国内の情勢、民間企業者の情勢、特に不況業種等、あるいはまた多くの失業者が出ておるといふ実態をひとつ十二分に踏まえていただいて、これらの点についてはさらに周到徹底をさせていただくように強く要望をいたします。

そこで、時間ももうありませんので、本日はたゞさんあるのですが、あとこれで最後、これは要望にしておきます。

御承知だと思ひますが、去る十三日にアメリカ議会におきまして公務員制度改革法が成立をしたというところが伝えられております。これはある新聞の記事、ここで若干読みます。

この法律に正式に署名したカーター大統領は「仕事をしてもなくても、待遇は変わらない」といふのは悪平等。今後は市民の苦情をすみやかに処理するスマートな役所に生まれ変わることを期待している」と述べている。ひるがえって、わが日本の国家公務員はどうかというところ、定年なし、クビ切りなし、給与も下がることなしという、アメリカ以上の「役人天国」。

カーター大統領じゃないが、日本の公務員制度は仕事をしてもなくても給与面などの待遇が同じという悪平等がまかり通っているわけ。そこでアメリカが、百年ぶりに公務員制度を大改革したのを機に、「日本でもダメ役人を処分する法律を作れ」という声が庶民の間から一斉に出始めているのだ。

こういうふうなことが書かれております。さらに、「米国並みにやれば減給、降格者ゾロゾロ」という見出しで、公務員制度の大改革、実はアメリカ以上に必要なのがわが日本。

定年はないわ、降格人事はないわ、給料が下がることはないわ、という「親方日の丸」にあ

ぐらをかかぬ役人がバック、まさにアメリカ以上の役人天国なのだ。いちばん問題なのは、年功序列と悪平等です。

日本の公務員の場合、ロクに仕事なんかしなくとも、特に刑事事件でも起こさない限り、毎年給料は上がっていく。実は年に二回、役所ごとに考課表を作るんですが、これはあつてないようなもの。

以下略しますが、こういうようなことがずつと書いてあります。

そこで、「有能な人はどやうな人か」といふこと。これは私も十二分に承知をいたしておりますが、「よく働く人と働かない人の給料がほぼ同じ」といふのは、働く人もだんだん意欲を失つて、いづれ能率は低下する一方でしょうね。こういうことがずつと新聞に記載されておりますが、これが現在多くの国民の声であり、また実は批判となつていふふうな感じがいたします。先ほど総裁に強く要望いたしましたけれども、全体の奉仕者としての使命に徹して、一層職務に精励されるようになつて、さらに厳重に総務長官も、人事院総裁も政府を挙げてそのようなひとつ努力をしていただきたと思ひます。最後に要望して、もし総務長官御所見があればひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(稲村佐四郎君) アメリカの信賞必罰主義と申しますか、公務員改革法ができたというところは新聞報道で承っております。日本の場合も法制上と申しますか、能力主義あるいは信賞必罰主義と、こういふことを原則といたしまして、あるいは表彰問題あるいは給与問題あるいは任用問題その他いろいろ制度がございまして、しかし御指摘の点につきましては、私といたしまして今後厳正に行つていきたいと、こういうふうにも考えております。

○井上計君 終わります。

○委員長(松田徳太郎君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。

ただいま片岡君及び山中君から、一般職の職員
の給与に関する法律の一部を改正する法律案につ
いて、それぞれ委員長の手元に修正案が提出され
ております。修正案の内容はお手元に配付のとおり
でございます。

この際、両修正案を便宜一括して議題といたし
ます。両君から各修正案の趣旨説明を願います。

片岡君。
○片岡勝治君 私は、日本社会党を代表して、た
だいま議題となりました一般職の職員の給与に関
する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
についてその趣旨を御説明申し上げます。案文は
お手元に配付しておりますので、朗読は省略さし
ていただきます、その要旨を申し上げます。

この修正案の内容は、十二月に支給する期末手
当の支給割合の引き下げをやめさせることであり
ます。公務員の特別給につきましては、かつて佐
藤人事院総裁が衆議院内閣委員会において、民間
の特別給は景気に左右されるが、公務員の方は法
律で規定されて固定の形となり、民間が下がっ
ても、それに応じて下げるわけにはいかないと
明しております、また一九七六年十一月二日には、当
委員会が、「特別給については、公務員給与制度
の特殊性にかんがみ、民間の動向を考慮し、可及
的速やかに従前の支給割合に回復するよう努める
こと。」との附帯決議を全会一致で付しているの
であります。しかるに人事院は、従前の支給割合
に回復するどころか、一九七六年勧告に続いて、今
回も期末手当を〇・一カ月分削るよう勧告してい
るのであります、このことは佐藤前総裁の言明
をないがしろにするばかりか、国会の意思をも無
視するものと言わなければなりません。本年の人事
院勧告の資料でも明らかのように、特別給の支
給総額を基準内給与で除して民間の支給月数を算
出して、公務員の特別給と比較しているものであり

ますが、しかし公務員の特別給は、本法、扶養手
当、調整手当の三者だけで算出されることとなっ
ているのであります、通勤、住居、寒冷地などの
諸手当を含めた基準内給与で算出されることに
はなっていないのであります。このような特別給
算定の基礎となる給与の官民の相違並びに一九六
〇年以来官民比較に際して、コンマ以下二けたが
削られてきた累積が〇・九七七分にも達している
こと等を考慮しても、〇・一カ月分の引き下げは
断じて許すことができません。

以上が修正案の内容及び提出の理由であります。
何とぞ委員各位の賛成により可決されますよう
お願い申し上げます。

○委員長(松垣徳太郎君) 山中君。

○山中郁子君 私は日本共産党を代表して、一般
職給与法改正案に対する修正案の趣旨説明を行
います。

修正案本文はお手元に配付してあるとおりであ
りますので、その内容及び提案理由の概要を御説明
申し上げます。

修正案の内容は、第一に、期末手当〇・一カ月
削減の改定事項を削除すること。

第二に、一般職給与法第十三条の特殊勤務手当
に関する規定に「教育に関する業務についての連
絡調整及び指導助言に関する勤務は特殊な勤務と
解してはならない」との規定を同条第三項として
加える改正事項を追加する。

第三に、教員特別手当に関する一般職給与法第
十九条の五の規定をいわゆる教員の給与特別措置
法の体系に移すとともに、同手当の支給月額の最
高を政府提案どおり増額すること。

以上三点であります。

次に、提案理由を申し上げます。

修正案の第一は、作爲的な官民比較を口実にし
て期末手当を一方的に削減することに反対し、そ
の中止を求めるものであります。

修正案の第二は、同条に第三項を加えることに
よって主任手当の支給対象拡大の人事院規則改正

ができないようにすると同時に、すでに支給され
ている主任手当そのものを廃止するとともに、今
後も特殊勤務手当の条文を根拠にして主任手当を
支給することができないようにしようとするもので
あります。

修正案の第三は、教員特別手当の支給根拠法を
教員の給与特別措置法の体系に移し、法体系上、
より合理的な姿に是正するとともに、人材確保法
に基づく教員の給与改定を教員の給与特別措置法
の体系の中で行うようにすることによって、一般
職給与法体系の中では不可能に近い引き続く教員
の給与改善を可能ならしめ、あわせて人事院規則
の改正だけで主任手当の支給や校長、教頭の管理
職手当の増額ができないようにしようとするもの
であります。

なお、本修正案では、教員特別手当の増額を政
府提案どおり実施するものであります、これは
以上の措置をとることにより、法律改正事項と人
事院改正事項との連動一体関係を完全に断ち切る
ことができるので、すべての教員の待遇改善にな
る同手当の増額を拒否する必要がないからであ
ります。

以上が、日本共産党提案の修正案の内容及び提案
理由の概要であります、本修正に要する経費は
約百億円であります。本修正案に御賛同いた
さき、関係者の切実な要求実現のため速やかに可決
されるようお願いして説明を終わります。

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまの片岡君及び
山中君提出の両修正案は予算を伴うものでありま
すので、国会法第五十七条の三の規定により、内
閣から意見を聴取いたします。稲村総理府総務長
官。

○國務大臣(稲村佐近四郎君) ただいまの修正案
につきましては、政府といたしましては反対であ
ります。

○委員長(松垣徳太郎君) それでは、ただいまの
両修正案に対し、質疑のある方は、順次御発言願
います。――別に御発言もないようですから、直
ちに討論に入ります。討論は三案及び修正案を一

括して行います。
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ
願います。

○野田哲君 私は日本社会党を代表して、給与三
法案について、政府原案並びに日本共産党提出に
係る修正案のうち、第十九条の三を除く部分に反
対し、日本社会党提出の修正案に賛成の討論を行
うものであります。

反対の理由の第一は、特別給について〇・一カ
月の切り下げ措置がとられていることでありま
す。

特別給の取り扱いについては、一九七六年十一
月二日に当委員会において「公務員給与制度の特
殊性にかんがみ、一可及的速やかに従前の支給割
合に回復するよう努めること。」という趣旨の附
帯決議を全会一致で決定しているところでありま
す。その際の審議の中で明らかになった点は、人
事院が毎年行っている特別給の官民比較ではコン
マ以下二けたが切り捨てられており、この累積が
〇・九七カ月分、すなわち約一カ月分に達してい
ることです。この点について、当時の佐藤
人事院総裁は、民間の特別給は年ごとに決められ
ているので、その年ごとの景気の動向に左右され
やすいが、公務員の特別給は法律で定められてい
るので固定の形となり、その年々毎年変更す
るわけにはいかない。すなわち民間の特別給が下
がるときに、直ちにそれに合致するわけにはいか
ない、二けた以下は切り捨てられているという趣旨の答
弁をされております。

また、特別給の官民比較についても、民間企業
の特別給の算出基礎と公務員の特別給の算出基礎
との整合性についてもなお検討を要する点がある
のではないかと考えられます。

以上の点から、今回の特別給の切り下げ措置
は、かつての当委員会における人事院総裁の答弁
の趣旨に反し、また二年前の当委員会の附帯決議
の趣旨に反した措置と言わなければなりません。
次に、共産党提出の修正案のうち、第十九条の
三以外の部分については、教職員に対する手当の

制度を改正することになっておりますが、中教審路線に基づき三次にわたる教職員に対する手当の増額措置は、教育現場にさまざまな混乱を生んでいるばかりでなく、教職員の大部分が地方公務員であるために、地方公務員全体の給与制度に大きな混乱を生じており、このために抜本的な見直しを必要と考えており、その立場からこの修正案には賛意を表したいものであります。

以上で反対の討論を終わります。

○山中郁子君 たいだいま議題となっております一般職給与法改正案、特別職給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案に対し、日本共産党を代表して討論を行います。

一般職給与法改正案は、法案それ自体としては一定の改善案ではあります。第一に、消費者物価上昇率や民間の春闘相場を下回る低水準の改善を押しつけるとともに、一昨年削減した期末手当を、作為的な官民比較をもとに、さらに〇・一カ月削減するなど、公務員労働者の要求に十分こたえるものになっておらず、第二に、主任手当支給対象の拡大や、校長、教頭の管理職手当の増額など、学校の反動的な管理体制の一層の強化を図ろうとする企図が不当に運動させられ、第三に、わずかの賃上げと引きかえに、高齢者の昇給ストップなどの合理化を強行する意図や、財界の意向に沿って五割の給与改善経費を当初予算に計上せず、公務員労働者の賃金をてこに、日本の労働者階級全体の低賃金構造をより強固に支える意図を公然と打ち出すなど、重大な問題があり、賛成できるものではありません。幼稚園教員に対する教員特別手当を中小教員の二分の一にしたことにも問題があります。

特別職給与法改正案は、一般職の指定職対応以上の高級官僚の給与改定を一般職と同様に据置き、秘書官の給与改定だけに限っていますが、これは当然であります。本案には、秘書官とその家族の生活を防衛する立場から賛成するものです。最後に、防衛庁職員給与法改正案についてであります。一般職の指定職対応以上の高級軍人の

給与改定を一般職と同様に据え置いたことは当然であります。全体の給与改定は、従来からの一般職との対応関係を保持しており、曹士隊員とその家族の生活を防衛するという点では反対すべきものではありません。しかし、対米従属、憲法違反、人民弾圧の軍隊の隊員の給与改定に単純に賛成できるものでもありません。したがって今回も、本案に対しては棄権の態度をとるものであります。

以上で終わります。

○委員長(松垣徳太郎君) 他に御意見もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、修正案について採決いたします。

片岡君及び山中君提出の両修正案には共通部分がございますので、まず、この共通部分を問題に供します。

片岡君提出の修正案中、第十九条の三の規定の削除及び山中君提出の修正案中、第十九条の三第二項の規定の削除は、いずれも期末手当の〇・一カ月分の減額を行わないこととするもので、この点が共通しております。

本共通部分に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 少数と認めます。よって、両修正案中の共通部分は否決されました。ただいまの共通部分の否決に伴い、片岡君提出の修正案は否決されました。

次に、山中君提出の修正案中、ただいま否決されました共通部分を除く修正案全部を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 少数と認めます。よって、共通部分を除く山中君提出の修正案は否決され

れました。

それでは、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

林君。

○林君 私は、ただいま可決されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案にかかわる附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府並びに人事院は、次の事項について善処するよう要望する。

一、特別給については、公務員給与制度の特殊性にかんがみ、民間の動向を考慮し、可及的速やかに支給割合を回復するよう努めること。

一、学校事務職員については、具体的実効を伴う給与改善措置を検討すること。

一、幼稚園教員の給与については、義務教育諸学校の教職員の給与との均衡を考慮して引き続き改善措置を検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(松垣徳太郎君) ただいま林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 全会一致と認めます。よって、林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、稲村総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。

す。稲村総理府総務長官。

○國務大臣(稲村佐近四郎君) 長時間にわたりまして御審議を賜り、深く感謝いたします。

ただいまの附帯決議につきましては、政府として今後とも努力し、検討を続けてまいりたいと思っております。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 一応各党合意によってこの措置が政府から提出されたものでありますから、簡単に政府の考え方についてお聞きしておきたいと思っております。

今回の措置は三年ということになっているわけ

であります。前回の通常国会以来、この延長の問題をめぐっては各党間にいろいろ協議をした経過があり、政府との間でも、当委員会あるいは予算委員会等で何回もこの問題で審議をした経過があるわけですが、そういう点から、今回は三年というところで提出をされておりますけれども、三年を経過した段階で、なお残事業の状態によつては政府としても自後の措置について各党と協議をして善処をする必要がある場合も起こり得ると思ふんですが、総務長官としてはこの点についてどういふふうにお考えになつてゐるか、まずその点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) きょう衆議院を通過をいたしました。そのときに附帯決議が付されております。そういう意味で、このたびの三年間の延長というのは、これをもって打ち切るといふ、こういう意味合いのものではありません。そういう意味で、この三年間で今後同和対策事業をどう進めていくか。たとえば基本的な問題、あるいはまた人権的な問題、教育問題等、こういったことがこの三年の中でいろいろ研究をしていただいたり、あるいはまた現地の実地をいろいろ調べていただいたりして、そしてこの三年間の中でこれから同和対策事業というものをどう進めるかと、こういうことで今度の三年の延長の私的意義があると思つております。そういう意味で、きょうは、延長するかしんかというふうな問題については、その結論がきつて大切なことでございまして、いまここで御質問の点についてはお答えをするというわけにはまいりません。

○野田哲君 三年という提案がされてゐるわけですが、いまの私の質問に対する答弁で、三年で打ち切りというふうな立場で出したものではないと、こういうことでありますから、そのことを一応了としておきたいと思ふんです。

そこで第二点としては、本日の総務長官の趣旨説明によりまして、この法案の目的、そして今回のさらに延長する目的として、同和地区の経済力の培養、住民の生活の安定、福祉の向上等を図る

ために、こういうふうな趣旨説明がされてゐるわけがあります。もちろんこのことは重要なことでありますけれども、この問題だけにとどまらない重要な問題があると思ふんです。具体的事例として申し上げますと、社会的にも非常に問題になつた地名総鑑などというものが企業間に出回つてゐる、そういう状態の中で就職の機会が非常に狭められてゐる、こういう事例が数多く現にあるわけですが、あるいはまた、そのことが婚姻の障害になつてゐる、こういう事例も数多く今日なおあるわけがあります。この問題は単に経済力の培養とかあるいは住民の生活の安定、福祉の向上、この範囲にとどまらず、就職の機会均等を保障する雇用の確保の問題、あるいは教育の問題、婚姻の問題、これらの数多くの問題がまたこれから残されておるわけがあります。こういうふうな問題について、特になんか今日今日の非常な雇用不安の問題、これを特に重視をしなければならぬと思ふわけがあります。雇用問題を初めとしたこれらの問題について、総務長官としては、担当大臣として関係各省庁と連絡をとつて十分な対応策を立てるべきではないか、こういうふうにお考えを

立てるべきではないか、こういうふうにお考えをしますが、長官の見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) きょうは小委員会では各省庁、関係省庁が全部出席をいたしました。いまの問題についても大変長時間かけて議論をされたわけですが、もちろん経済力の培養であるとか、あるいは生活環境の整備とかいろいろの問題が出てきたが、やはりその中でも一番問題は、事業量というものはその事業が終われば完結をするわけですが、いま御指摘の点について、教育問題あるいは婚姻問題、雇用問題と、こういう問題は相当これは重要な問題である、こういう受けとめ方を私もいたしましたし、また各省庁のそういう意見があらわれておりましたので、そういうことをあれこれと含めまして三年の延長といつていただければ結構だと思ひます。

○和泉照雄君 同和対策事業の特別措置法について御質問申し上げますが、この法は、昭和四十四年のたしか七月に制定をされてから、もはや九年になるわけですが、来年の三月末をもつて時限になるわけで、同和対策事業については政府としてもかねがね力を入れておられることは承知しておりますけれども、その進捗状態、これはどういふ状態になつておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 四十四年にこの法案が、議員立法的な性格を持つておる、各党間で、やはりこれは社会的格差というか、やはりこれをなす遂げる、こゝろが日本の民主主義の大きな意義がある、こういう意味でこの法案がつくられていったと私は思ひます。その進捗の状態ですが、これは現在も三千二百六十億と、こういう金額が残されております。残事業として、これはもちろん物価上昇率の換算もありません。そういう意味で国費が七千数百億の中、三千二百六十億と、こういうことでございまして、まだ相当の量が残事業として残されておる、こういうふうにお受けとめていただければ結構だと思ひます。

○和泉照雄君 いま御答弁のとおり、相当量の残事業が残つておるわけで、全国的に見てもやはりいまだにお部落差別の厳然として残つておることを感じられますし、数多くの部落が依然劣悪な環境下にある現状であることは御承知のとおりでございしますが、あと三年でこの残事業三千億以上ものが消化できるとお考えでしょうか。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) これは来年度は皆さんの大変な御協力によりまして、二千六百三十億、多少半端がありますが、概算要求としていたしております。そういう意味で、事業はやろうと思つても相手があることです。地主の関係もあれば借地権の関係もあれば、そう簡単におあつとやつてしまふというわけにはいきませんが、やはり全体の協力があるとするならば、これはやれないというわけはないと思ひますが、私は

いろいろな諸情勢を考えますと、そう簡単に地域住民が現在そこで住居しておられるわけでありまして、住宅問題の一つ取り上げても、なかなか私は事業量は仮に予算化したとしても、執行の面においていろいろ問題の差し支えが出てくるのではないかと、私はいつも申し上げております。この種の事業というのは太く短くというわけにはいかない、やはりきめ細かく実施をしていかなければならぬということは国会の中で御答弁を申し上げておるとおりであります。そういう意味からこの三年間の延長というのはいろいろなことを含めて大変意義のある三年間である、こういうふうにお受けとめていただければ結構だと思ひます。

○和泉照雄君 同和対策審議会の答申によりまして、やっぱり完全実施ということをお受けしておるようでございますし、この三年は切り捨てていふようなことは考えないということになります。と、この三年間でこの残事業が消化できないということになつたときの対応を総務長官、どのような決意でお臨みになりますか。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) いま申し上げましたように、この三年間でいろいろ問題、いま野田委員がおっしゃつたように、事業ばかりでなくいろいろ問題が、この三年間によつて各省庁で研究をしていただくことよりか、むしろ前向きにこれからの政策と申しますか、政策をつくり上げていただくということになりますか、やはりこの三年間によつて今後の同和対策事業というもの、基本的なものを考えていただくのがこの三年間である、こういうふうにお考えになつていただければいいと思ひます。

○和泉照雄君 今回の法案は三年間の時限の延長で内容の改善というのとはほとんど図られてないやうでございますが、地方公共団体の方は財政難で負担に相当苦しんでおるわけですが、第七条の特別の助成の助成率ということは、将来その三年の間にお考えになる予定であるのか。三分の二ということですが、これを五分の四ぐらい高率にするというお考えはないのかどうか。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) いまこで発言をしますと、また問題が起きていけませんので……きのうの衆議院の小委員会でも自治省も出席しておりました、大変前向きな、私は耳をそばだてて聞いているくらい前向きな発言がございましたので、その議事録を読んでいただきますと、財政当局の考え方がはっきりと御報告をされております。

○山中都子君 ごく基本的な二、三の問題についてお伺いします。

未解放部落の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消するということを目標に、国と自治体と同和対策事業を制度的に実施させる根拠となつてきた同和対策事業特別措置法は、制定後九年間行われたわけですから、生活環境の改善や所得格差の是正、教育の充実などで一定の成果を上げています。このことは当然のこととして、しかし九年間の経験は、同特法自体が持っている弱点と結びついてやはり重要な問題も示していると思ひますので、まず第一に、同特法が国の責任をきわめて不明確にしか規定していない。そこに私は問題があると思ひますし、またこれと結びついて、歴代の自民党政府が責任をすべて自治体に転嫁しているということであり、このために自治体の超過負担は大変大きなものがあり、自治体ごとの事業実施のアンバランスなども生み出されている。

そこでお伺いしますが、同特法の延長に当たって、政府は地方公共団体における残事業総量、残事業量を含めて残事業の総体を明らかにし、延長期間内にその基本的な解決を図るとともに、同和対策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図る具体的措置を講ずべきであると考えておりますけれども、すでに触れられた部分もありましたが、総務長官の基本的な考え方をお伺いたします。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 地方財政、地方自治体の財政圧迫と申しますか、負担というのは、大変重たいというふうに各地方自治体からの陳情を

受けております。そういう意味で、先ほど来も申し上げましたように、衆議院では小委員会が設けられまして、その中で財政当局の、自治省の基本的な考え方をきくのは、いろいろ追加という言葉よりか、むしろ質問という言葉の方がいいと思ひますが、そういう意味で、今後の自治省の財政負担に対する見解というものは申し述べておりました。

そういう意味で、きのうときょうのことですから、そうかと言って、私は自治省の分までここで——ただ私の場合は、総理府総務長官というものは、各省の調整機能を持つておりました、予算を持たずに、皆さんにいつも言われるので答えようがないわけでありまして、しかしながら、その衝にある限りにおいては責任を持つていかなければならぬということ、きのうは財政当局の大変前向きな発言がありまして、大変喜んでおるわけでございます。この三年間の中でその問題も私は解決をできるのではないかと、こういうふうに考えております。

○山中都子君 第二の問題は、同特法が、公正で民主的な同和行政の執行を明記していない。この点を利用して、特定団体が行政に介入支配して、同和対策事業を私物化、利権化しているというこの実態があります。窓口一本化で、部落の中の思想、信条、所属団体の違いによる新しい差別をつくり出すと、そういう状況も生まれてきています。

したがって、私もこれらに抜本的なメスをを入れるべきであるということを主張をしておりますけれども、政府として、同和対策事業の公正、民主的な実施を図るため、法の有効期間中に速やかに法改正及びその運営の改善について検討すべきであると考えておりますが、この点についての総務長官の決意のほどをお伺いいたします。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) いま山中委員が、公正、民主的に行われていないというふうな言葉がありましたが、私は、少なくとも国の政策で実行しておる、一般会計から導入されておると、こ

ういうふうな関係から、私は公平、厳正に行われているものであると、こういうふうに考えております。

○山中都子君 大変時間が限られていますから、私も、再三総理府にそうしたことについても申し上げ、関係者からも訴えをしてきていただいで、その事実をお認めになっているケースも再三あります。そのところには現状をよく客観的に、そして正確に把握をされる必要があるということ、それを重ねて指摘をしておきます。

それから三点目には、そうした立場に立ちまして本改正の検討に当たっては、少なくとも私がいま申し上げる四つの点について検討すべきだと考えておりますので、それを提起申し上げますので、一括して申し上げますから、ぜひ漏れのないように総務長官の見解を聞かせていただきたいと思ひます。

第一は、国の責務をちゃんと明記する。現在の努力条項ではなくて明確な義務規定に改めるとともに、内閣に対して同和対策事業の進捗状況を毎年国会に報告することを義務づける。そういう立場から国の責任を明確化するということが第一点です。

第二点は、同特法の目的として同和問題の解決に寄与することを明記して、同和対策事業の目標が一般地区との格差を是正することにあることを明確にする。そして、同和対策事業の一環として行う個人給付や貸し付けなどは、困窮度等を無視して一律的、機械的に適用してはならない。そういうことをはっきりさせて法の目的と範囲を明確にする。このことが第二点です。

第三点は、公正で民主的な法執行を保障するために、次の明文を規定をするべきであるということの二つは、国及び地方公共団体が同和対策事業をみずからの判断と責任において公共かつ民主的に執行しなければならない義務を負う。それから対象地区住民が、本法に基づく施策を等しく受けかつ思想、信条、所属団体等によって差別されない権利を有することを明記すること。

次に、現行の国民の責務についての規定は、同和対策事業の実施に際し国民の無条件的な協力を強いる法的根拠として悪用されているという面がありますから、現行の同和対策事業の円滑な実施に協力しなければならぬという規定の「円滑」の前に、公正かつ円滑に、ということと誤解の余地がないようにする。

この三つの点を具体的に公正、民主的な法執行を保障するためのものとして明文化すること。以上が第三点。

四点目には、関係者の意見が公正かつ総合的に反映するように同和対策協議会を民主的に改組、強化すること。

この申し上げました四つの点を私がいま提起いたしましたけれども、当然のことである。現状を踏まえて、そして当然のこの私が申し上げたことについて、総務長官としての基本的な見解をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 御指摘の点につきましてごもっともなところと、こういう表現がいかにどうか知りませんが、そういう点がございしますならば改善をいたしてまいりたいと思ひます。

○山中都子君 ごもっともじゃないですか。

○井上計君 自治省お見えですか、自治省の方にお伺いしたいと思ひますが、同和地区の非常に密度の高い市町村があると思ひますが、それらの市町村については一般起債総額の中に占める同和起債の比率についてどうなっておりますか、おわかりになっていない程度で結構ですが、お答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(野村誠二君) お答え申し上げます。

きょうはちょっと急いで参りましたので細かい個々の市町村についてのデータは持ち合わせてございせんので申し上げられませんが、市町村全体といたしまして起債の現在高、その数字はわかっておりますので申し上げます。

五十一年度末でござい申し上げますけれども、全体で七兆八千七百七十五億円、端数を切り上げておりますが、それからそのうち同和対策事業債が二千六百

八十三億、比率は三・四%でございます。そのうち十条適用分が六百六十一億、その他が二千二十二億。十条分が同和対策事業債のうち約二五%、こういう状況になっております。

いづれにいたしましても、同和関係人口の非常に比率の高い市町村においては、この公債費比率は全国的に見ますと三・四%でございますけれども、かなり高いところも出ているというふうに考えております。

○井上計君 私が開いておる範囲では、特に関西の密度の高い市町村においては総起債の四〇%以上が同和起債で占められておるというふうなところもあるようであります。したがって、この起債の償還は、当然のことでありましても、税金によつてなされるわけでありましても、同時にまた今後同和対策事業を継続していくということになりましますから、したがって、これらの自治体の財政事情はさらに一層悪化をするということが懸念をされるわけでありまします。したがって、これらの自治体に対しては地方債発行に対する利子補給、それから地方自治体の実施するすべての同和対策事業に要する経費の地方分担分の全額に起債を認めて、法十条を適用するとともに、その全額について基準財政需要額に繰り入れることを認める等の特別措置が必要であるというふうに考えますが、どのようにお考えになっておられますか。

○説明員(野村誠一君) ただいま御質問あったとおりでございますが、確かに同和人口の非常に多い、あるいは大きな同和地区を有しているという市町村にとりまして、またそういう同和関係の事業のために相当公債費がかさんでいて財政を圧迫しつつあるという現状は私も承知しているところでございます。

ただ、自治省といたしましては、基本的には同和対策事業というものは国の責任でやはり推進すべきものではないだろうか、そして事業が基本的に国庫補助事業としてできるだけ採択されていく、そういう中で地方負担が軽減されていく、それがやはり基本であり、また先決ではないかというふうに考えているところでございます。

うふうに考えているところでございます。そういう意味で、そうした措置がされる中で起債を充たし、十条の指定を行っていくというところで問題が解決していくんじゃないかというふうにいま考えているところでございます。

ただ、現実にはそういう国庫補助制度というものはまだまだ不十分であるというふうに私も考えておりました、毎年そういう補助基準の改善であるとか、補助対象範囲の拡大であるとか、その他そういう補助制度全般のとにかく大幅な拡大強化ということを各省にかねてから要望をしているというところでございます。ただ自治省といたしましては、かねてからそういう市町村で行います同和対策事業につきましても、地方債の増額というものを図っております。たとえば五十二年度でございますが、地方債計画で九百八十億の同和対策事業債を計上しております。それから五十三年度でも千三百億、こういうことで大体は必要を満たしているんじゃないかというふうに考えておりますが、そのほか良質な資金も確保するというところで近年は全額政府資金でもって措置をしているというところでございまして、そのほか貸し付けの条件の改善といったような措置も毎年努めているところでございます。

それからそのほか同和対策事業に掛かりますいろいろな特別の財政需要があるわけでございまして、そういうものにつきましても特別交付税でもって所要の措置を講じているところでございまして、五十二年度におきましては特交原資全体としては一〇%の伸びでございますが、増加でございます。したけれども、同和分につきましては二五%の増額を図ったというふうな努力もしておるわけでございまして、特に同和関係につきましてそういう団体の規模に比べても同和関係者の人口が非常に多いといったような市町村におきましては、非常に財政的にも厳しいものがあるわけでございまして、今後そういう同和関係人口比率の高い市町村につきましては、そういう特交算定の特にそういう面についての強化を図っていくというふうな

措置でもって対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(松垣徳太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

片岡君。

○片岡勝治君 私は、ただいま可決されました同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、新自由クラブ、社会民主連合共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。

同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、同和問題の重要性にかんがみ、この問題の早急な解決を図るため、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、法の有効期間中に、実態の把握に努め、速やかに法改正及びその運営の改善について総合的に検討すること。

一、同和対策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図ること。

一、同和問題に対する国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること。

以上でございます。

○委員長(松垣徳太郎君) ただいま片岡君より提出されました附帯決議案を議題といたします。

○山中都子君 委員長。

○委員長(松垣徳太郎君) 山中君。

○山中都子君 私はただいま議題となりました附帯決議案につきましても一言申し上げます。

附帯決議案第一項の法改正及びその運営の改善についての総合的検討には、公正で民主的な観点が含まれ、第三項は法に基づく適正な啓発活動を意識し、特定の団体の啓発活動であつてはならないという当然の理解の上に立つて賛成するものであります。

○委員長(松垣徳太郎君) それでは、本附帯決議案の採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 全会一致と認めます。よつて、片岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、稲村総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。稲村総理府総務長官。

○國務大臣(稲村近四郎君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。どうもありがとうございます。

○委員長(松垣徳太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) これより諸願の審査を行います。

第一号旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する

請願外六十件を議題といたします。

請願の願意につきましては、お手元の資料で御承知をお願いいたします。

これらの請願につきましては、先ほどの理事会において協議いたしました結果、第一号旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願外九件は、議院の会議に付することを要するものにして、内閣に送付することを要するものとし、第一〇三号元号法制化促進に関する請願外五十件は保留とすることといたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の実情調査のため、閉会中に委員派遣を行うこととし、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時五分散会

〔参照〕

(片岡勝治君提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正(案)
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十九条の三の改正規定を削る。

この修正の結果必要となる経費
この修正の結果必要となる経費は、約百億円の見込みである。

(山中郁子君提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
題名を次のように改める。
一般職の職員の給与に関する法律及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

第十二条第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十三条に次の一項を加える。

3 教員に関する業務についての連絡調整及び指導助言に関する勤務は、第一項の特殊な勤務と解してはならない。
第十九条の三第二項の改正規定を削る。

本則を第一項とし、同条に見出しとして「(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第二条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(義務教育等教員特別手当)

第十二条 国立の学校教育法に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額額は、二万二百円を超えない範囲内で、職務の等級及び号俸の別に応じて、人事院規則で定める。

3 国立の学校教育法に規定する高等学校、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する職員については、第一項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 第一項及び前項において「職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものをいう。

5 前各項に規定するものは、義務教育等教員特別手当の支給に必要事項は、人事院規則で定める。

6 第六条の規定は、義務教育等教員特別手当

について準用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第三条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「勤勉手当及び義務教育等教員特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。
第十九条の五を次のように改める。

第十九条の五 削除
附則第十一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び育児休業給付」を「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び育児休業給付」に改める。

附則第一項ただし書を次のように改める。
ただし、第二条及び第三条の規定は昭和五十三年十一月一日から、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十條の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)

及び第十三条第一項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は昭和五十四年一月一日から施行する。
附則第二項を次のように改める。

2 第一条の規定(第十條の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。))及び第十三条第一項の改正規定を除く。による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。))の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

この修正の結果必要となる経費
この修正の結果必要となる経費は、約百億円の見込みである。

〔参照〕

内閣委員会付託請願中採択一覧表(一〇件)

第一号、第二号 旧国際電氣通信株式会社等
の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期
間通算に関する請願

第二号、第六号、第二四五号、第三六〇
号、第八五五号 重度戦傷病者に対する傷病
恩給等の改善に関する請願

第二四四号 看護看護婦に対する恩給法適用
に関する請願
第一四〇号 旧陸海軍従軍看護婦に対する
軍人恩給並みの年金給付等に関する請願
第一五八四号 国家公務員の積雪寒冷手当
の級地引上げに関する請願

十月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は九月二十七日)

一、一般職の職員に給する法律の一部を
改正する法律案
一、特別職の職員に給する法律の一部を
改正する法律案
一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

十月十八日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、同和对策事業特別措置法の一部を改正する
法律案

同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律
案

同和对策事業特別措置法(昭和四十四年法律第
六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十四年三月三十一日」を
「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七
号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を
「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

十月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に
関する請願(第八五五号)
一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第九六〇号)

第八五五号 昭和五十四年十月六日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に
関する請願

請願者 島根県出雲市今市町八一七 梅崎
明
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第九六〇号 昭和五十四年十月九日受理
有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願

請願者 京都市伏見区深草西出町二五 野
村允外二百六十四名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二七号)

一、旧軍人一時恩給の格差是正に関する請願
(第一二六八号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二七六号)(第一一

九一号)
一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二二五号)(第一二二六号)

一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二七号)
一、旧軍人一時恩給の格差是正に関する請願
(第一二二七号)

一、同和对策事業特別措置法の民主的改正と延
長に関する請願(第一二二九号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二六号)

一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二二六号)(第一二二七号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二七号)

一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二二七号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二七号)

一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二二七号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二七号)

一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二二七号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二七号)

一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二二七号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二七号)

一、有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願(第一二二七号)
一、幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手
当支給に関する請願(第一二二七号)

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に
関する請願
請願者 京都府長岡京市柴ノ里一ノ一四九
賀川栄一外二千九百十四名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一一六八号 昭和五十四年十月十二日受理
旧軍人一時恩給の格差是正に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸八ノ三ノ二や
まビル内 北川桂太郎外二千五
百七十三名
紹介議員 山中 郁子君

旧軍人一時恩給受給者のため、恩給法改正附則の
改正措置を講じ、一時恩給の裁定は普通恩給と同
じ仮定俸給を基礎とし、在職年に加算を合算計算
するよう改定を図り、次の四項目の改正を要望す
る。
一、資格年限の引下げ
二、階級差別の是正
三、計算方法の改正
四、年金との加算

理由
旧軍人に支給される一時恩給は、昭和二十八年時
の仮定俸給を基礎として計算され、その額は平均
一万七千円と極めて少額である。恩給法改正附則
の定めによる普通恩給は昭和四十六年五月二十九
日法改正以来毎年仮定俸給を改定し増額支給をし
ており、一時恩給とは余りにも格差があり不公平
極まるものである。召集により戦地に勤務した旧
軍人はともに奉公の誠を尽くしたものであり、その
代償は公平に平等であるべきと思う。しかるに数
十万人に及ぶ一時恩給受給者は前記の扱いにより
極めて冷遇されている。

第一二七六号 昭和五十四年十月十二日受理
幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手当支給
に関する請願

に関する請願(一通)

請願者 東京都杉並区和田一ノ八ノ二〇

飯田純子外五十九名

紹介議員 山中 郁子君

幼稚園教員に支給される義務教育等教員特別手当の額は小学校教員の額と同額とされたい。

理由

人確法に基づく第二次給与改定の際に新設された義務教育等教員特別手当は、幼稚園教員がその支給対象から除外され、検討課題とされたまま三年を経過した。この間、必要な検討が加えられ、ようやく今回の人事院勧告は国立大学附属幼稚園教員に対して「小学校教員に支給する額の二分の一の額」を支給することを勧告したが、従来から幼稚園教員の給与は学校教育法、教育職員免許法、一般職の職員の給与に関する法律、教育公務員特例法、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、人事院規則等につとより、また、職務の内容からも小・中学校教員と同様の措置が講じられている。よつて義務教育等教員特別手当の支給に当たつて、幼稚園教員のみ例外的措置がなされるという事態は極めて不当なものである。幼児教育の振興は国の重点施策のひとつであり、国民の教育要求も高まつている現在、幼稚園に優れた教員を確保することは極めて重要な課題である。

第一一九一号 昭和五十三年十月十二日受理

幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手当支給に関する請願

請願者 東京都渋谷区広尾五ノ七ノ三ノ

一、二二二 佐藤良一外二十九名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第二二二五号 昭和五十三年十月十三日受理
有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請

願(一通)

請願者 千葉市にてはし合六ノ一八ノ三

長沢志津代外百三十五名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第二二二六号 昭和五十三年十月十三日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市狭山ヶ丘一ノ八七六

ノ九 西沢治外五十一名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第二二二七号 昭和五十三年十月十三日受理

幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手当支給に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里二ノ三四ノ

九 坂岡右之助外四十名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第二二二七号 昭和五十三年十月十三日受理

旧軍人等の遺族の特例扶助料引上げに関する請願

請願者 福島県安達郡安達町上川崎上の入

六三 佐藤キヨノ

紹介議員 下田 京子君

一、特例扶助料の支給額を公務扶助料並みにすること。

二、最低保障額を引き上げること。

理由

不況の深刻化、物価高など遺族の生活は極めて憂慮すべき事態にある。特に特例扶助料を支給されている遺族にとつては、同じ戦争犠牲者である公務扶助料を支給されている者との格差があり、生

計を営むのに多くの困難を来している。

第一二二九号 昭和五十三年十月十三日受理
同和对策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する請願

請願者 岡山県英田郡作東町川北 岡吹

紹介議員 山中 郁子君

同和对策事業特別措置法の改正に当たつては、単なる期限延長ではなく、現行法のもつ不備、欠陥を改正して延長し、その期限内に改正法の目的を達成して、同和问题(部落問題)の速やかな解決を国の責任で推進するよう、次の事項の実現を図りたい。

一、法の目的と事業目標、範囲を明確に規定すること。

二、対象地域住民が施策を等しく受ける権利を有し、国と地方自治体が行政の主体性と公平性を確保する義務を有することを明記するとともに、個人対象の施策については所得制限を設けたい。

三、財政基盤の弱い自治体及び部落住民の占める割合が大きい自治体の事業に対しては、国及び府県の補助・負担率を増やすこと。

四、延長に当たつては期限を切り、期限切れ後は、一般施策のなかで正しく位置づけられるよう配慮すること。

五、同和对策事業を画一的・特殊な施策にとどめず、周辺地域の関連事業と結びつけて促進するとともに、公共施設(住宅、隣保館、保育所など)の共同利用、共同受給を促進すること。

六、今国会で、期限延長案のみ取り上げる場合は、延長決定後、各政党・関係団体・学識経験者による「同和对策審議会(仮称)」を設置して、具体的改正問題を審議できるようにすること。

理由

来年三月末日で期限切れとなる同和对策事業特別措置法の取扱について、先きの通常国会では法の延長が確認されたものの、延長期限及び法内容

について与野党の一致をみる事ができず、今回の臨時国会に結論が持ち越された。同和对策事業特別措置法の制定から九年余、同和对策事業は同法に基づいて執行され、対象地区住民の社会的、経済的地位向上と、生活環境改善に役立てられてきた。しかしながら、これら一定の成果にもかかわらず、なお多くの事業量が残されており、最近、ようやく同和对策事業に取り組みはじめた自治体、あるいは対象地区が存在しながら放置している自治体なども多数ある。法の一定の延長がどうしても必要である。また同特法が問題解決に一定の成果をもたらした反面、一部特定団体の介入による乱脈・不正な同和行政、教育の荒廃、利権あさりや暴力の横行など、法の目的に反する重大な弊害を生んだことも事実である。

第二二五六号 昭和五十三年十月十三日受理

幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手当支給に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷二ノ三五ノ二

ノ二二五 伊藤京子外三十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第二二六七号 昭和五十三年十月十三日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 大阪市鶴見区今津南一ノ二三四

三宅正章外百三十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第二二七六号 昭和五十三年十月十三日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願(一通)

請願者 埼玉県戸田市下笹目一、四八六

渡辺真外百二名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二二八〇号 昭和五十三年十月十三日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 千葉県柏市東二ノ一九 中村 三郎外六十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二二九四号 昭和五十三年十月十三日受理

幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手当支給に関する請願

請願者 東京都葛飾区小菅一ノ二〇ノ一七 稲葉俊介外五十名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第二二九五号 昭和五十三年十月十三日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市上野町三〇 馬場 栄一外八十一名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一三三二号 昭和五十三年十月十三日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 千葉県市川市南行徳三ノ二二 横 山則文外四十一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

〇ノ四七 古賀進外四十六名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第一三四四号 昭和五十三年十月十四日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 名古屋市中川区畑田町二ノ七 高 須浅男外五千五百名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三七八号 昭和五十三年十月十四日受理

幼稚園教員に対する義務教育等教員特別手当支給に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ二五ノ五 川辺重彦外二十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第一三九四号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内東町五ノ七ノ八 清和荘内 藤本重雄外五百五十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一三九五号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 京都市山科区東野井上町一八ノ四 吉田平外二千八百三十六名

給付等に関する請願

請願者 大阪府淀川区木川西三ノ三ノ二五 橋本ナツミ外七百六十名

紹介議員 山中 郁子君

一、旧陸海軍の従軍看護婦にも恩給法に準ずる年金を支給すること。

二、内地で軍に所属して働いてきた看護婦に対し、もたらした救済措置をとること。

理由

私たち従軍看護婦は戦時中、軍の要請により、国のため、傷病兵を看護するために陸軍又は海軍病院に配属され、ただひたすら看護の道に励んできた。砲弾飛びかう中、また魚雷が浮上している危険な中を昼夜の別なく傷病兵の看護を精いつばい

やつてきた。その勤務中、終戦となり、不本意ながら長期抑留の身となつた人たちは苦難の末帰国し、現在老後の身が案じられる現状である。女性兵士として働いてきたすべての従軍看護婦に恩給法の適用をと、日赤出身、軍出身を問わず運動を続けてきたが、この度の日赤出身のみに配慮するとの決定に私たちは納得がいかない。すべての従軍看護婦に差別なく、平等に扱い、一部の人たちを置き去りにすることのないようにすべきである。

第一四二二号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 東京都杉並区梅里一ノ二二ノ五 工藤満子外千二百四十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一四二二号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 京都府相楽郡清華町北瀬八間丸山 七 青木透外二千四百十七名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一五一二号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 東京都北葛飾郡杉戸町四ノ一ノ一 四 米山栄外百六名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一四三三三号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺三ノ七ノ一 村田広正外百一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一四三四号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町四ノ一ノ一 四 米山栄外百六名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一四五二号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市箕輪二ノ五ノ五 木 谷修子外二百十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一五一二号 昭和五十三年十月十六日受理

有事立法・日米共同作戦態勢強化反対に関する請願

請願者 東京都北葛飾郡杉戸町四ノ一ノ一 四 米山栄外百六名

紹介議員 片山 甚市君

請願者 東京都港区白金一ノ一五ノ二ノ二

三 小川修外五十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一五八四号 昭和五十三年十月十六日受理

国家公務員の積雪寒冷地手当の級地引上げに関する請願

請願者 北海道勇払郡穂別町穂別一〇七ノ

二 中野嗣久外二百四十四名

紹介議員 小笠原貞子君

北海道勇払郡穂別町は冬期間の気温が低いので、国家公務員及び地方公務員の積雪寒冷地手当の級地を乙地から甲地に引き上げられたい。

理由

「真冬には、原始林が立木のまま、ベリンという音をたてて、割れたものだ。」という古老の語り伝えがあるように、穂別町は昔から冬の寒さが厳しい土地である。国家公務員及び地方公務員の積雪寒冷地手当の甲地として指定されている帯広市、旭川市、及び近隣の日高町と比較してみると、月平均気温では穂別町の方が低く、月平均の最低気温では、日高町より五度以上も低い月さえある。以上でも明らかとなっており、穂別町は道内多数の寒冷地帯であり、公務員の冬期間の光熱費、衣料費等の支出は、甲地指定の各地と比べても勝るとも劣らない状態である。

第一五八五号 昭和五十三年十月十六日受理

旧軍人一時恩給の格差是正に関する請願

請願者 埼玉県八潮市八条一七五ノ二ノ一

〇四 野崎和美外三千五百十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。